

平成30年度 障害福祉サービス等事業者講習会
資 料 集

開催日：平成31年3月25日・26日

会 場：名古屋市鯉城学園 鯉城ホール

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

【目 次】

障害企画課関係	ページ
1 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の制定について	1
2 名古屋市障害者基本計画(第4次)の策定について	2
3 障害者虐待防止について	3
4 ヘルプマークとヘルプカードの利活用について	23
5 手話奉仕員養成講習のお知らせ	24
障害者支援課	
指定指導係関係	
6 平成31年度 実地指導等における重点項目	25
7 届出・従業者要件・情報公表制度・サービス管理責任者等研修について	31
認定支払係関係	
8 適正な請求事務の徹底について	50
9 重度訪問介護の利用及び取扱いの変更について	52
10 短期入所の利用及び報酬算定の留意点について	56
11 計画相談支援給付費の報酬算定について	57
12 保健センター単独庁舎区における窓口移設について	59
13 障害福祉サービス費等の請求について	61
施設事業係関係	
14 平成31年度 障害者支援課所管の主な補助事業	72
15 平成31年度 障害者支援課所管の主な在宅等サービス(委託事業等)	78
16 強度行動障害者支援事業について	81
17 訓練等給付関係のお知らせ	83
就労支援関係	
18 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 登録施設募集について	87
推進係関係	
19 水防法等における避難確保計画の作成等の義務について	88
20 大規模災害時の「福祉避難所」の指定へのご協力をお願い	99
21 ハローワーク(人材確保対策コーナー)のご案内	102
22 名古屋市福祉人材育成支援助成事業のご案内	104
23 事業所職員に対する研修のご案内	106
24 障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」の活用をお願い	107
25 健康福祉局防災訓練の実施について	108
26 大規模災害時の安否確認情報提供をお願い	110
27 アスベストに関する調査について	112
28 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」について	116
29 「地域に開かれた社会福祉施設などの防犯・安全確保に関するハンドブック」について	124
30 健康福祉局障害福祉部 連絡先一覧	130

名古屋市障害のある人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の骨子《概要版》

障害福祉サービス等事業者講習会

施行：平成31年4月1日

目的

○障害者差別解消の推進に関する基本理念や、市・事業者・市民の責務、基本事項を定め、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現する。

定義

○以下の5つの用語について定義する。

①障害者②社会的障壁③不当な差別的取扱い④合理的配慮⑤障害を理由とする差別

基本理念

○誰もが等しく基本的人権を生まれながらに有する個人として尊重され、自立した地域生活を営む権利が保障されることを前提として、以下を定める。

- ・あらゆる分野の活動に参加する機会の確保
- ・地域社会で他の人々とともに暮らすことを妨げられないこと
- ・意思疎通や情報の取得等の手段選択の確保及び意思決定が困難な障害者への支援
- ・性別や年齢等の要因により特に困難な状況にある場合の適切な配慮
- ・障害者差別解消は、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本
- ・災害時における障害特性に応じた適切な配慮
- ・子どもの頃から、障害の有無にかかわらず共に助け合い学び合う心の育成

責務

○市の責務

- ・障害及び障害者に関する理解の促進、障害者差別解消に関する施策の総合的かつ計画的な実施
- ・障害者差別解消に関する施策実施に必要な財政上の措置その他の措置

○事業者の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者差別解消に必要な措置への努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

○市民の責務

- ・障害及び障害者に関する理解、障害者とともに課題解決するなど良好な環境づくりへの努力
- ・障害者差別解消に関する市の施策への協力

事前的改善措置

○市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努める。

(参考例) 施設のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上

差別の禁止

○「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供

区分	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮の提供
内容	障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けること	障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うこと
対象	市 民間事業者	義務 義務
(参考例)	窓口対応拒否、順番の後回し	筆談・読み上げ、郵送・メール受付

○不当な差別的取扱いの禁止について、以下の9つの場面を例示列举

- ①福祉サービス、②医療、③教育、療育又は保育、④雇用、⑤商品販売・サービス提供、⑥不動産取引、⑦建物、施設及び公共交通機関、⑧スポーツ・文化芸術活動等、⑨情報提供・意思表示の受領

○障害を理由とする差別に該当しない「正当な理由」や「過重な負担」についての説明

市や事業者は、障害者にその内容を説明し、理解を得るよう努めること

相談及び紛争解決の仕組み

○相談体制

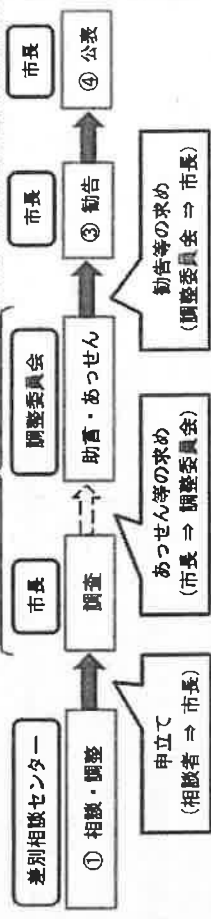
・障害者（その関係者含む。）又は事業者が、障害を理由とする差別的相談に関して相談することのできる窓口として、障害者差別相談センター、各区の地域の相談窓口を設置

○紛争解決の仕組み

対象：差別的取扱い・合理的配慮の提供 ※県条例では、差別的取扱いのみ

・原則として、当事者間の対話による紛争解決をめざすが、障害者差別相談センターによる調整によってもなお問題が解決する見込みのない悪質な事例への対応

(相談・紛争解決の流れ)



障害者差別解消を推進する取り組み

○普及・啓発 ○情報及び意思疎通 ○地域における取組

名古屋市障害者基本計画（第4次）について

計画の概要

○ 計画の位置づけ

障害者基本法に基づき障害者施策の総合的で計画的な推進を図ることを目的に策定するもの

○ 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5年間

計画の策定経過

○ 障害者施策推進協議会専門部会の設置

- ・ 開催回数 7回（平成30年4月～10月）
- ・ 委員構成
 - 学識経験者 2名
 - 障害者団体 8名
 - 障害当事者 5名
 - 障害福祉施設等関係者 6名

○ 専門部会における主なご意見

- ・ インクルーシブ教育の進展を踏まえた障害児教育が重要
→ 「重点的に取り組むべき施策」第2を新設
- ・ 自然災害による被害の拡大や南海トラフ地震の発生を考慮して防災対策を一層図るべき
→ 「分野別施策」8を新設

計画の構成

目標とする地域社会

障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる地域社会

施策展開の視点

① 地域での主体的な行動を促すための環境整備

② 本市におけるインクルーシブな体制の整備

③ 様々な課題に対する施策の展開

重点的に取り組むべき施策

第1 障害を理由とする差別の解消を進めるとともに、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上と権利擁護の推進を図ります。

第2 障害児の早期療育を充実させるとともに、学校教育の充実を図るほか、切れ目のない支援体制の構築

第3 高齢まで安定した地域生活が図られるよう、当事者主体の総合的な支援を進めます。

第4 雇用・就業に関する支援を拡充します。

第5 障害者を支援する人材の育成や確保を図ります。

第6 地域における防災対策を推進します。

分野別施策

1 安全・安心な生活環境の整備

2 情報アクセシビリティ向上と意思疎通支援の充実

3 差別の解消・啓発

4 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

5 保健・医療の推進

6 雇用・就業の支援

7 教育・育成の充実

8 防災・防犯などの推進

新

職場内障害者虐待防止法研修用冊子

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における 障害者虐待防止法の理解と対応



職場内研修用冊子
平成30年8月

この冊子は、障害者虐待防止法を理解し、虐待防止に取り組むために、施設・事業所の中で、すべての職員（支援員、事務員、調理員、運転手等の職種や、正規職員、非常勤職員等、雇用条件に関わらず）が共通に読み合わせをするための冊子です。

30分程度で終わりますので、職員の共通認識をもつためにも、読み合わせをしながら学びましょう。

平成24年10月から、障害者虐待防止法が始まりました。
法の目的は、障害者の権利及び利益の擁護です。

目的 法の名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に見み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

- ① 養護者による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③ 使用者による障害者虐待

虐待をしているという自覚、虐待
されているという自覚は問わない

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

- ① 身体的虐待 〔障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること〕
- ② 放棄・放置 〔障害者を養育せざるやむを得ない理由又は臨時の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等〕
- ③ 心理的虐待 〔障害者に対する脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等〕
- ④ 性的虐待 〔障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること〕
- ⑤ 経済的虐待 〔障害者から不当に財産上の利益を得ること〕

障害者虐待防止法の目的は、虐待を防止することによって障害者の権利及び利益を擁護することです。

この法律においては、「障害者虐待」を虐待の主体に着目して以下の3つに分類しています。

- ① 養護者（障害者をお世話しているご家族等）による障害者虐待
- ② 障害者福祉施設従事者等（障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員）による障害者虐待
- ③ 使用者（障害者を雇用する会社の雇用主等）による障害者虐待

「障害者虐待」の行為については、以下の5つに分類しています。

- ① 身体的虐待（叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等）
- ② 放棄・放置（食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない等）
- ③ 心理的虐待（脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等）
- ④ 性的虐待（性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等）
- ⑤ 経済的虐待（本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する等）

区 分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やりに食べ物や飲み物を口にさせる ・やけど・打撲させる・身体拘束(柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等)
性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話をししない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をししない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をししない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病氣やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだます等して)財産や年金、資金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や資金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

障害者虐待防止法には、全ての人は障害者を虐待してはならないと定められています。

さらに、2ページで定義されている「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人(障害者虐待の疑いに気がついた人)は、市町村等へ速やかに通報する義務があるとする、幅広い通報義務が定められています。

通報先は、すべて市町村です。ただし、使用者による障害者虐待の場合は、市町村とともに都道府県も通報先になります。

障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には、障害者虐待を防止するための責務が定められています。例えば、

- ☐ 職員への研修の実施
- ☐ 障害者及びその家族からの苦情の処理の体制整備
- ☐ その他の虐待防止等の措置

を講ずることとされています。

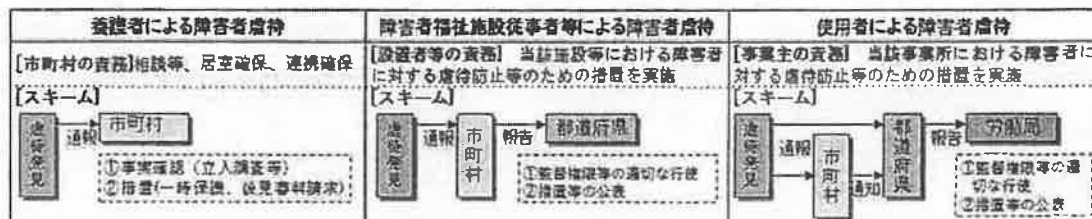
わたしたちの施設、事業所でこれらが実施されているか確認し、□にチェックしてみましょう。

法律では、虐待を受けた疑いがある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。

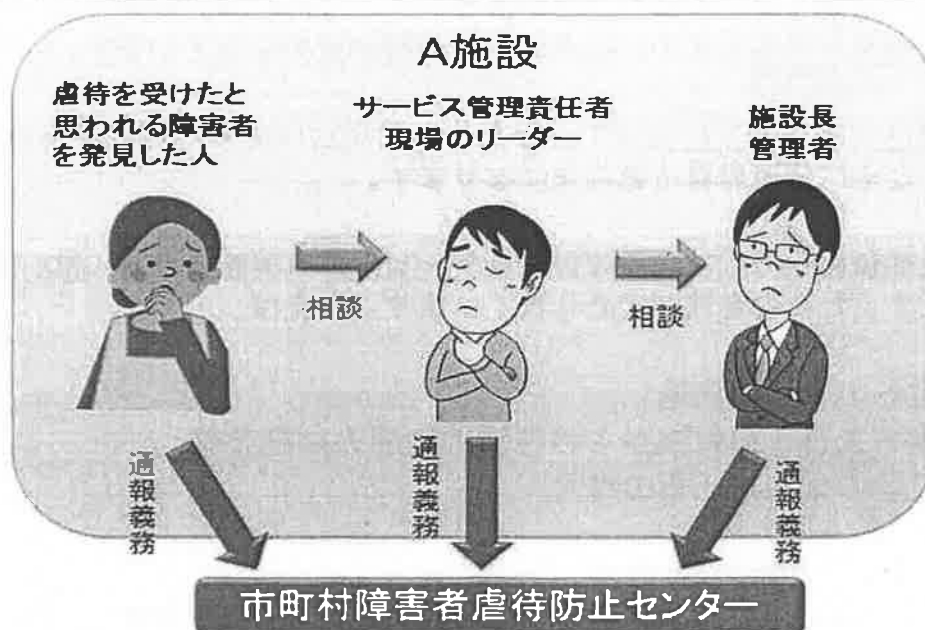
虐待防止の対応

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者の速やかな通報義務。(虐待の疑いの段階で通報義務がある)
- 3 障害者虐待が起きた場合の通報先など具体的スキームを定める(図-1)。
- 4 障害者福祉施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける。

(図-1)



施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてははいけません。



例えば、私たちの施設、事業所で、職員が障害者を虐待した疑いについて他の職員が気づいた場合を考えてみましょう。

(1) 最初に虐待の疑いに気づいた職員

障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。

(2) 通報する事案か判断に自信がもてなかった場合

★ サービス管理責任者や現場のリーダー等に相談することが考えられます。相談を受けたサービス管理責任者や現場のリーダー等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

★ しかし、その人たちがさらに管理者、施設長等に相談する場合も考えられます。相談を受けた管理者、施設長等も、相談内容から虐待の疑いを感じた場合は、通報義務が生じます。

【重要】

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きた場合の通報は「義務」なので、「通報しない」という選択肢はありません。虐待をしたと思われる職員を施設長等が注意して終わらせてしまい、通報しないで済ませる、ということもできません。必ず通報した上で、市町村、都道府県の事実確認を受けることが必要です。

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

ケース1

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の容疑者を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で発覚同施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

ケース2

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に関与させないり体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で15人の職員が死亡した少年を含む入所者23人に虐待していたことが判明した。

法施行後も続く深刻な施設従事者等の虐待事案

ケース3

障害者を無報酬で働かせる

障害者支援施設の利用者に違法に関連施設の建設工事に従事させ、賃金を支払わなかったとして、障害者総合支援法に基づき、介護給付費減額の行政処分にしたと発表した。リハビリや作業療法と称し、利用者計17人に、関連施設の建設工事や、施設管理者の自宅の清掃を無報酬でさせた。工事は障害者総合支援法や県条例が禁じる「過重な負担」に、無報酬だった点は同法の「経済的虐待による人格尊重義務違反」に当たると判断した。法人側は「入所者支援の一環で、賃金を払う必要はないと思った」との趣旨の説明をしているという。県民から不適切な運営に関する情報提供が県にあり、利用者に聞き取り調査をして発覚した。

ケース4

入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、虐待にあたると判断した。県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかったと説明した。

日々の小さな虐待行為を放置すると、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日取り返しのつかない大きな虐待事件が起きてしまうことが指摘されています。虐待の早期発見、早期対応が重要です。

これらの事例は、新聞やテレビでも大きく報道された障害者福祉施設、事業所の職員による虐待事案です。

しかし、これらの虐待事案も、最初は日々の不適切支援や小さな虐待行為から始まっており、それを放置したり隠したりしてきた結果、徐々に虐待行為がエスカレートし、ある日利用者の骨折や死亡といった取り返しのつかない大きな虐待となって、はじめて第三者によって行政に通報され発覚しています。

最初の段階で小さな虐待行為があったときに、適切に通報した上で対応していれば、おそらくこのような取り返しのつかない結果にはならなかったことでしょう。深刻な虐待事案を防ぐためには、虐待の早期発見と通報、早期対応が重要です。

これらの施設、事業所では、虐待を放置、隠ぺいする等の不適切で悪質な施設管理の責任が追及されることもあり、その場合は理事長、施設長等幹部職員の刷新が行われています。

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間にわたり虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底



障害者施設の理事長談「暴力や暴言があったことは知らなかった。」

⇒ 虐待が事業運営にとって大きなリスクであるとの認識が希薄



- 今すぐ、施設・事業所で虐待がないか総点検すること
- 虐待が疑われる事案があったら速やかに通報すること

3

深刻な虐待事案に共通しているのは、虐待が複数の職員によって複数の利用者に長期間に渡って行われていることです。

この間、その施設、事業所の職員が「誰も虐待があることに気が付かなかった」という場合ばかりではなかったと思われます。つまり、虐待があることを知っていながら放置していたり、隠していたりした場合があることが考えられます。

いったん虐待を通報しないで隠してしまうと、次に起きた時には最初に通報しなかった虐待事案も隠すこととなるため、さらに通報することがしにくくなります。その積み重ねでどんどん通報することができなくなり、虐待行為もエスカレートしていきます。「悲惨な事件」になるまで、施設内部の力では止められなくなってしまいます。

結果として、市町村、都道府県の立入調査だけに留まらず、その態様によっては警察による捜査、容疑者の逮捕、送検という刑事事件にもつながる可能性があります。これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。そうしたケースでは、障害者総合支援法に基づく行政の処分も期間を定めた新規利用者の受入れ停止、指定の取り消し等重いものが課せられています。

事案によっては、第三者による検証委員会が設置され、事実の解明と再発防止策が検討され、徹底が図られることになります。

一度起きた虐待の事実を「なかった」ことにすることはできません。隠さない、嘘をつかない誠実な対応をすることが最も良い道です。施設、事業所における障害者虐待の防止徹底は不可欠の取組みといえるでしょう。

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曽根直樹氏

施設・事業所における虐待防止を徹底しましょう。

(1) 管理者の虐待防止研修受講の徹底

- ・施設・事業所の管理者は、虐待防止研修を受けたことがない場合は、自らすすんで受講しましょう

(2) 虐待防止に対する組織的な取り組みの強化

- ・虐待防止委員会を設置しましょう
- ・虐待防止マネジャーは、この冊子を使って施設・事業所内の職員に対して虐待防止法の研修をしましょう

(3) 施設・事業所の手引きを参考に

- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を生かしましょう

※例・千葉県袖ヶ浦福祉センター第三者検証委員会報告書

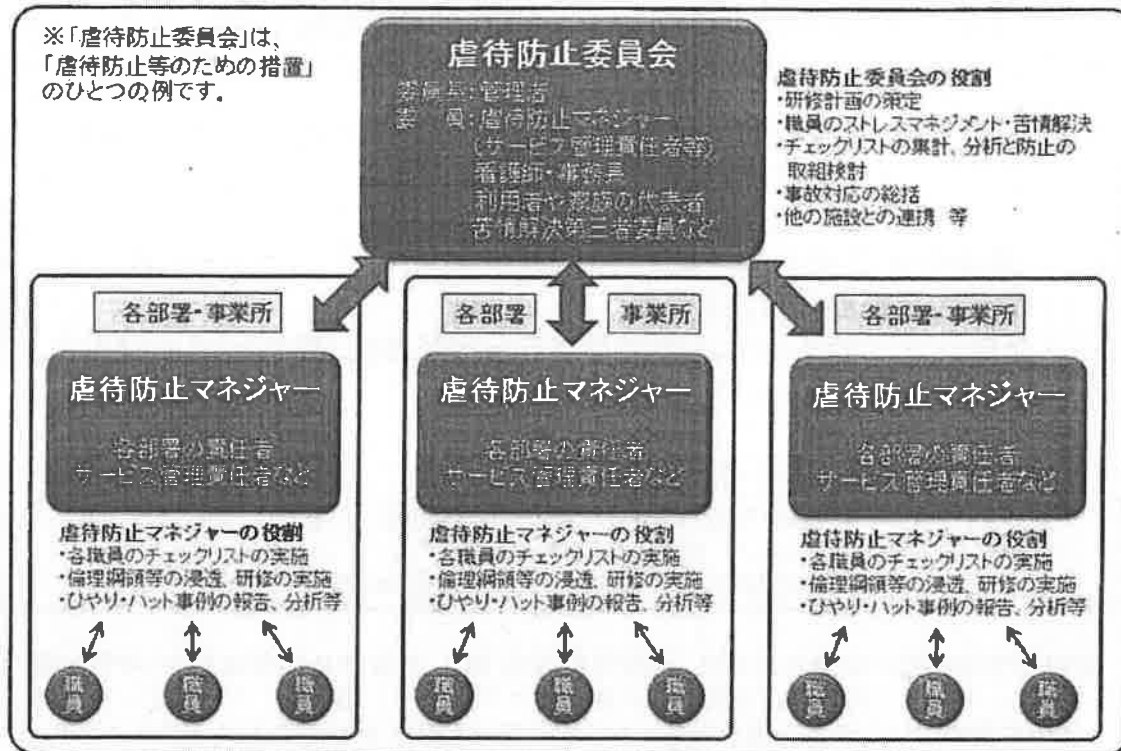
<http://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/jouhoukoukai/shingikai/dai3shakensho/kensho.html>

※障害者虐待防止法第15条では、施設等の設置者に、虐待防止の措置を行う責務が定められています。虐待防止委員会、虐待防止マネジャーは、組織として行う虐待防止の措置の例として、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(平成24年9月・厚生労働省)の中で設置が推奨されています。

すべての施設、事業所で、障害者虐待防止の取り組みを徹底しなければなりません。以下の項目を確認し、実施できていたら□にチェックしましょう。

- ☐ 私たちの施設・事業所の設置者（理事長等）・管理者（施設長等）は、都道府県の障害者虐待防止研修を受けたことがある。
- ☐ 私たちの施設・事業所には、虐待防止委員会（あるいは、それに代わる虐待防止の仕組み）がある。
- ☐ 部署ごとに、虐待防止マネジャー（あるいは、現場のリーダーとして虐待防止に取り組む担当者）が決まっている。
- ☐ この冊子を使う等して、全職員が施設・事業所内、あるいは外部で虐待防止の研修を受けている。
- ☐ 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」(厚生労働省・障害福祉課)等を参考にし、活用している。

虐待防止委員会概念図・形だけではない生きた運営を！



障害者虐待防止法では、施設・事業所の設置者等に、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置」を義務付けています。

具体的には、職員に対する研修の実施、利用者・家族からの苦情受付体制の整備、その他の障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。「虐待防止等のための措置」のひとつの例として、「虐待防止委員会」があります（上図参照）。

虐待防止委員会は、施設・事業所の虐待防止の取り組みを組織的に進める委員会です。委員長は、管理者（施設長等）等、施設・事業所の責任者が担います。また、各部署の現場で、職員と一緒に虐待防止の取り組みを進める「虐待防止マネジャー（サービス管理責任者・現場のリーダー等を想定）」を任命し、委員会のメンバーになります。

その他、苦情解決の第三者委員や家族会のメンバー等も委員に入ると外部の目が加わり、より効果が高まるものと思われます。

虐待防止マネジャーの役割は、虐待防止委員会で決めた虐待防止の取り組み（虐待防止チェックリストの実施や、職員研修の実施等）を、各部署の中で職員と一緒にを行い、結果を虐待防止委員会にフィードバックすることです。

なお、虐待防止委員会は、苦情解決委員会や事故防止委員会と一体で行う等、運営の工夫をして行うことも考えられます。

虐待防止のための委員会の3つの役割

第1「虐待防止のための体制づくり」

- ・虐待防止マニュアルやチェックリスト、掲示物等ツールの整備

第2「虐待防止のチェックとモニタリング」

- ・チェックリストにより各職員が定期的に点検
- ・結果を虐待防止マネージャー(サービス管理責任者)により管理者と委員会に報告
- ・発生した不適切な対応事例の状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況についても報告
- ・虐待発生リスクの場面、またその要因について検討
- ・具体的な改善策(職員の研修計画、各部署の改善計画など)を講じる

第3「虐待(不適切な対応事例)発生後の対応と総括」

- ・虐待などが生じた場合の早期対応について、マニュアルに沿って検証と総括を行う

職員が職場の中で孤立してしまったり、過度のストレスを抱えていたりすることも、虐待のひとつの要因であると考えられます。職員の孤立を防ぎ、支え合う温もりのある職場づくりを進めることも、虐待防止につながります。

職員が、自分自身のストレスの状態を知ることの手立てのひとつとして、厚生労働省のホームページに「5分でできる職場のストレスチェック」のサイトがあります。

- STEP1 仕事について
- STEP2 最近1ヶ月の状態について
- STEP3 周りの方々について
- STEP4 満足度について

以上の4つのステップに分かれた57の質問に答えると、自分自身では自覚しにくい職場におけるストレスの状態について、コメントが表示されます。

職員同士が、お互いが抱えている職場での困難や課題、問題を話し合い、支え合う、温もりのある職場づくりが支援の質の向上につながり、結果として虐待を防止する施設・事業所づくりにつながります。

職員が職場で孤立したり、ストレスを抱えたりすることを防ぐことも、虐待の防止につながります。

5分でできる職場のストレスチェック

4つのSTEPによる簡単な質問から、
あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。(所要時間約5分間)
はじめに性別を選んでください。

男性 女性

このコンテンツは、厚生労働省「職場のストレス負荷測定ツール（職場ストレスチェックプログラム）」に基づいて、開発されました。

こころの耳

厚生労働省

<http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>

正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束をする場合は、次の3要件に該当することが必要です。

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

さらに、3要件に合致することの判断は、やむを得ない場合の身体拘束が必要となる前に、あらかじめ管理者（施設長等）が参加する会議等において組織として慎重に検討した上で確認し、個別支援計画及び支援記録等に記録として記載することが必要です。

障害者総合支援法に基づく人員、設備、運営に関する基準
(身体拘束等の禁止)

第48条

指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

**正当な理由なく身体を拘束することは身体的虐待です。
「身体拘束をしない」支援の検討が、支援の質の向上に
繋がります！**

(1) やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ①切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束や行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) 組織として慎重に検討、決定し個別支援計画に記載

・どのような理由で、どのような身体拘束を、いつするのか

(3) 本人・家族に丁寧な説明をして、同意を得る

(4) 必要な事項の記録

・身体拘束を行ったときは、支援記録などにそのつど記録

また、2018年4月の障害福祉サービス報酬改定においては、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に関する記録をしていない場合に基本報酬を減算する仕組み(身体拘束廃止未実施減算)が導入されています。正当な理由なき身体拘束は、権利擁護の観点から問題があるだけでなく、事業所運営上の不利益にもなることを認識しましょう。

身体拘束等の適正化(平成30年度から)

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。

《身体拘束廃止未実施減算【新設】》 5単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(身体拘束等の禁止)

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ① 切迫性: 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ 一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録

これまでの深刻な虐待事案から、行動障害のある人が虐待を受けやすいことが指摘されています。また、行動障害のある人は、自傷、他害行為等、危険を伴う行動を示すこと等を特徴としており、このため、身体拘束や行動制限を受けやすいといえます。

一方で、施設・事業所において適切な支援を行うことにより、他害行為等の危険を伴う行動の回数が減少する等の支援の有効性も報告されており、行動障害に関する体系的な研修が必要とされています。

このため、厚生労働省では研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、平成25年度から「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)」を、また、平成26年度から、その上位の研修として同研修(実践研修)を都道府県において実施するよう研修体制を整備していますので、施設、事業所を設置している都道府県に問い合わせの上、積極的な受講をお願いします(前ページの表は、基礎研修のカリキュラム)。

また、障害者総合支援法において職員の責務として規定された「意思決定支援」は、行動障害のある人を含む、意思疎通に支援を要する人との円滑なコミュニケーションに不可欠な支援です。障害のある人の意思決定や意思表出等を

適切に支援することで、より望ましい対応を提供できる可能性が高まります。最終ページで紹介する意思決定支援ガイドラインも参照して、施設、事業所内での取組みを進めましょう。

加えて、行動障害の分野以外においても、身体拘束、行動制限をなくし、虐待を防止するため、職員の支援スキルや資質向上のための研修を受講する等、支援の質の向上に取り組むことが大切です。

身体拘束、行動制限を廃止し、虐待を防止するためには支援の質の向上が大切です。			
科目名	時間数	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)カリキュラムの内容	
I 講義	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害 強度行動障害の定義 強度行動障害支援の歴史的な流れ 知的障害／自閉症／精神障害とは 行動障害と家族の生活の理解 危機管理・緊急時の対応
		②強度行動障害と医療	強度行動障害と精神科の診断 強度行動障害と医療的アプローチ 福祉と医療の連携
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	③強度行動障害と制度	自立支援給付と行動障害 / 他 (例) 支援区分と行動関連項目・重度訪問介護の対象拡大・発達障害者支援体制整備・強度行動障害支援者養成研修
		④構造化	構造化の考え方 構造化の基本と手法 構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み 支援の基本的なプロセス アセスメント票と支援の手順書の理解 記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
		⑥虐待防止と身体拘束	虐待防止法と身体拘束について 強度行動障害と虐待
		⑦実践報告	児童期における支援の実例 成人期における支援の実例
II 演習	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法 記録とそのまとめ方と情報共有 アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法 コミュニケーションの理解と表出 グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	感覚・知覚の特異性と障害特性 行動障害を理解する氷山モデル グループ討議／まとめ
合計	12		

短い時間で虐待への意識を高められるワークをご紹介します

虐待防止への意識を高めるワーク

1. 皆さんの感覚で「虐待」に当たると考える行為を挙げてください
2. 20分程度で、各職場で出尽くすまで挙げてください(もう考えつかない・・・というくらいまで)
3. 行為を「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「その他」に分類します

できるだけ複数の法人、事業所で結果を交換する、虐待防止委員会等のチェックを受けるなど外部の目を入れる → 挙がらなかった行為は、現場で直面した時に「虐待だ!」と気づけない可能性あり

障害者虐待防止の一番の道は、誠実な施設・事業所の運営と支援の質の向上です。

- ◎ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(施設・事業所従事者向けマニュアル)を必ず読みましょう。
- ◎ また、平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」の事業所向けガイドラインも有効活用しましょう。
- ◎ 障害者虐待の防止には、意思決定支援も非常に重要です。意思決定支援ガイドラインも参照してください。

※以下のURLからダウンロードできます。

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu/0000211204.pdf>

【障害者差別解消法・福祉事業者向けガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu/0000114724.pdf>

【意思決定支援ガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu/0000159854.pdf>

(ガイドライン等のURL)

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu/0000211204.pdf>

【障害者差別解消法・福祉事業者向けガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu/0000114724.pdf>

【意思決定支援ガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>

障害者虐待を防止するためには、職員の「頑張り」に任せるのではなく、設置者、管理者が先頭に立って、施設、事業所が組織として取り組むことが必要です。その基本は、研修等を通じた職員の利用者に対する支援の質の向上と、職員同士がお互いを支えあい、指摘しあい、自由に意見が言える風通しのいい組織づくり、実習生の積極的な受け入れや苦情解決・第三者委員等による外部の目の導入、虐待を隠さない、嘘をつかない誠実な施設・事業所の運営等です。

※ 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」も読みましょう。

事業所に「外の風」を入れよう！

1 外的な「障壁」と内的な「障壁」

外的な障壁とは

- ① 移動、コミュニケーション、介護の不足などの物理的な障壁
- ② 私は差別をしたことがないなどという無知がつくる障壁
- ③ 偏見による障壁 ④ 悪意による障壁 など

内的な障壁とは

- ① 依存や限られた人間関係による加害者の支配 ② 仕返しの恐れ
- ③ 悪いのは自分と思い込む、虐待の否定と自己責任への転嫁
- ④ 誰に言っても仕方がないといった、あきらめと無力感 など

2 窓を開けて「外の風」を入れよう

施設や事業所に、いろいろな方が関わってもらえるような「あり方」を考えよう

3 当事者主体の支援を

障害のある人の方の暮らしをつくるには、当たり前になにいろいろな方との関わりが必要
→ 職員の気づきのためにも、事業所として苦手なことを助け合うためにも「外の風」を入れて、支援の輪を広げていこう

だれ 誰に ぎやくたい たいしよう

誰による虐待が対象ですか？

① 家族
障害のある人と一緒に住んでいる家族や親戚による虐待

② 施設・事業所
障害のある人が入所している障害者福祉施設やサービスを提供している事業所の職員による虐待

③ 職場
障害のある人が働いている職場の使用者・従業員等による虐待

しょうがいしゃぎやくたい

障害者虐待はなぜ起きるのでしょうか？

虐待は家庭、施設、職場などさまざまな場所、そして人間関係の中で起こります。虐待を受けている人は被害を訴える力が弱いため抵抗できず、何をされたのが説明できない場合もあります。虐待をしている人も、誰にも相談できず、気が付いたら虐待していた、という場合もあります。

かぞく 家族の方へ

家族の方が自分自身の虐待に気づかない原因としては、「日常的な言動に家族が慣れてしまい振り返ることがない」「本人が成人後も幼い頃の関係のまま物事を捉えている」「精神的に考える余裕がない」などが考えられます。まずは、少し時間をかけて、気づきの時間を設けることが必要です。他の人の意見を聞いてみたり、「もし他の人がそのことをしていたら自分はどう思うか」「本人に言い分はないか」「本人の自立や社会参加を阻害していないか」などを振り返ったりする機会を作ることで新たな気づきが生まれるはずです。

ぎやくたい おも そうだん

「虐待かな?」と思ったら相談してください

障害のある人が家族、施設や利用しているサービス事業所の職員、会社の使用者等に虐待されていることに気付いたら、相談してください。

虐待をしている人は虐待をしているという認識がない場合もあります。また、虐待を受けていても、虐待を受けているという認識がないため、被害を訴えられないことも多いです。

虐待かどうかの判断は必要ありません。勇気をもって相談することで、解決の窓口が見つかることもあります。相談をした人の情報は守られますので、安心してご相談ください。

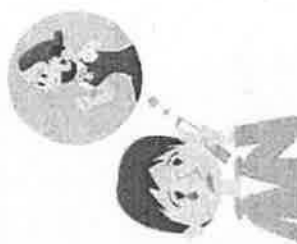
相談の窓口はコチラです

区役所福祉課、支所区民福祉課

保健センター保健予防課

名古屋市障害者虐待相談センター

名古屋市障害者虐待相談支援センター



名古屋市内の区役所、支所、保健センター、名古屋市障害者虐待相談センター、名古屋市障害者虐待相談支援センターで相談できます。



名古屋市内の区役所、支所、保健センター、名古屋市障害者虐待相談センター、名古屋市障害者虐待相談支援センターで相談できます。

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

- ①家庭一変態や親族による虐待
- ②入所施設・障害福祉サービス事業所一職員による虐待
- ③親戚一使用者・世帯員等による虐待

区役所福祉課・支所区民福祉課

区	所在地	電話番号
千種区	荒玉山通8丁目37	753-1844
東区	高井1丁目7-74	934-1181
北区	清水4丁目17-1	917-6516
南支所	桶2丁目974	901-2274
西区	市の水2丁目10-1	523-4585
山田支所	大森町356-2	501-4975
中村区	市田町136-31	453-5368
中区	栄4丁目-8	265-2322
東区	阿田通3丁目19	735-3894
津島区	津島通3丁目32	852-9384
熱田区	神宮3丁目1-5	683-9917

保健センター・保健予防課

区	所在地	電話番号
千種区	荒玉山通8丁目37	753-1981
東区	高井1丁目7-74	934-1217
北区	清水4丁目17-1	917-6553
西区	花の水2丁目18-1	523-4616
中村区	名栗町4-7-18	481-2294
中区	栄4丁目-8	265-2261
東区	阿田通3丁目19	735-3962
津島区	市田通1丁目45-2	837-3267
熱田区	神宮3丁目15	683-9682



名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

障害者基幹相談支援センター

区	所在地	電話番号
千種区	荒玉山通8丁目24	753-3567
東区	高井3丁目1-14	932-7684
北区	山口町3-17	325-6193
南支所	市の水2丁目17-23	508-6011
西区	市田町136-31	453-5368
中区	栄4丁目-8	265-2322
東区	阿田通3丁目19	735-3894
津島区	津島通3丁目32	852-9384
熱田区	神宮3丁目1-5	683-9917

休日・夜間相談窓口

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

名古屋市の障害者虐待に関する相談窓口(通称・届出受付)

ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。

○ ヘルプマークとヘルプカードの比較について

	ヘルプマーク	ヘルプカード
画 像		
目 的	援助が必要なことを知らせ、周囲に思いやりのある行動を促す。	事前に必要な支援や配慮の内容を記載しておき、いざというときに周囲にお願いする。
使い方	カバン等に付けておいて、周囲の方に思いやりのある行動を促す。	財布や手帳等に入れておいて、周囲の方に見せて、支援を求める。
使用例	・優先席を利用したい時 ・災害時に安全な避難の支援を依頼したい時 等	・体調が急に悪くなった時 ・道に迷ってどうしたら良いか分からない時 ・避難所で指示が聞こえない時 等

※注意： ヘルプマークはお一人様お一つまでの配布とさせて頂いています。また、ご利用希望の方が直接以下の配布場所までお越しいただきますようお願いいたします。ご家族等による代理受領は可能ですが、まとめてお渡しすることは致しかねますのでご理解いただきますようお願いいたします。

<配布場所>

区役所福祉課、支所区民福祉課、保健センター保健予防課、保健センター分室（精神・難病等窓口）、障害者基幹相談支援センター、名古屋市内の公的病院等の一部（東部医療センター・西部医療センター・名古屋第一赤十字病院・名古屋医療センター・名古屋大学医学部附属病院・名古屋第二赤十字病院・名古屋市立大学病院・総合リハビリテーションセンター附属病院・藤田医科大学ばんだね病院・中部ろうさい病院・緑市民病院）

※詳細は本市公式ウェブサイトをご覧ください。

2019年度 手話奉仕員養成講習会

手話奉仕員1コース 名古屋市委託事業

はじめて手話を学ぶ方にピッタリ!

対 象：市内在住か在勤(学)の18歳以上(2019.4/1 現在)で手話学習経験のない方。

期 間：2019年5月13日～2020年3月23日 毎週月曜日(全35回)

時 間：【昼の部】13:30～15:30 【夜の部】18:30～20:30

定 員：昼の部・夜の部 各40名

※ 応募多数の場合は抽選となりますが、締切日の時点で定員未満の場合は、開講日まで先着順で受け付けます。

※ 定員に達した場合、手話奉仕員1または2コースの受講経験がある方はお断りいたします。

場 所：名身連福祉センター

受講料：5,000円 ※ 一度納められた受講料等は原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。

講座内容：ろう講師と名古屋市認定手話通訳者が講師をします。挨拶、自己紹介など、簡単な日常会話に必要な手話を習得します。ときにはグループで相談し発表する場や、ろう者との交流会などもあり、手話でコミュニケーションする楽しさを2年かけて学びます。今年度は1年目です。

テキスト：厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム対応

『手話を学ぼう手話で話そう』DVD付 3,240円(税込)

申込方法：下の申込書に必要事項を記入し、82円切手を貼った返信用封筒(ご自身の住所・氏名明記)を同封し、当センターまで郵送またはご持参ください。

※2019年4月10日(水) 17:00まで(必着)

注意事項：申込書の記入漏れ、返信用封筒が同封されていない、返信用切手が貼っていないなど不備が生じた場合は申込できない場合がございます。
お子様同席不可。託児所無し。

社会福祉法人 名古屋市身体障害者福祉連合会

名身連聴覚言語障害者情報文化センター

〒453-0053 名古屋市中村区中村町7丁目84番地の1
(名身連福祉センター内)

TEL: 413-5885 FAX: 413-5853

MAIL: chogen@meishinren.or.jp ※水曜休館

URL: <http://www.meishinren.or.jp>



2019年度手話奉仕員養成講習会 奉仕員1コース受講申込書

フリガナ

氏 名:

生年月日: ^S_H 年 月 日

○をつけてください

住所: 〒

名古屋市: 在住 ・ 在勤 ・ 在学

○をつけてください

日中連絡先:

希望の部: 昼の部 ・ 夜の部

※いただいた個人情報(本事業以外)には使用いたしません。

平成31年度 実地指導等における重点項目

1 管理者の責務、業務管理体制

管理者は、従業者の管理や業務の実施状況の把握など、事業所運営の全般を一元的に管理するとともに、従業者に対して運営基準を遵守するよう必要な指揮命令を行うことが責務となります。

事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、障害者等のために忠実に職務を遂行しなければなりません。

ポイント

- ① 管理者の兼務は、上記業務が適切に行えていることが前提であること。
(管理業務が適正に実施できないのであれば、他の職種との兼務は不可。)
- ② 各種届出等の手続きは、実態に即した正確な内容で、遅滞なく行うこと。
- ③ 法令遵守責任者は、基準違反、事務誤り等を未然に防止し、適正な事業運営ができるよう、実行性ある体制を整備すること。

2 人員基準（従業者の員数等）

障害福祉サービスを安全に実施し、かつ、一人一人の利用者の目標や自立に向けた支援課題を克服するため、必要となる人員体制の確保は、障害福祉サービス事業者の責務です。

また、人員基準を満たしているかを確認するために、勤務表（予定・実績）を毎月作成することは、事業運営において重要な作業となります。

ポイント

- ① 人員基準について、本市基準条例、解釈通知、障害福祉サービス事業者等指定申請の手引きなどの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② サービス提供月の前月に勤務表（予定）を作成し、人員基準を満たしているか確認すること。
- ③ 出勤簿やタイムカード等により全従業者の勤怠管理を適正に実施して、勤務表（実績）に反映させ、人員基準を満たしていたか確認すること。
- ④ ②③の確認は、複数名体制で確実に行うこと。
- ⑤ 万が一、人員欠如等を発見した際には、直ちに必要な措置を講じること。
- ⑥ 従業者の採用時には、雇用契約書、辞令等により身分を明確にするとともに、必要な資格者証等を確認し、その写しを保管すること。

3 個別支援計画

サービス管理（提供）責任者が作成する個別支援計画は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう適切かつ効果的なサービスを提供するための根幹に関わる非常に重要な書類です。

個別支援計画は、利用者又はその家族に対し、支援上必要な目標及び内容等について理解しやすいよう説明するための書類でもあります。

ポイント

- ① 個別支援計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行い、適切な支援内容を検討すること。
- ② 個別支援計画の内容は、サービス提供が漫然かつ画一的なものとならないよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて作成すること。
- ③ 個別支援計画の内容を全従業者に周知し、支援目標等の共有を図った上で、計画に沿ったサービスを提供すること。
- ④ 提供したサービスの効果について継続的な評価を実施し、必要に応じた計画の見直しを行うこと。

4 サービス実施記録（ヘルパー記録、日報、日誌等）

サービス実施記録の役割は、次のようなものがあげられます。

- ・ 利用者の変化、従業者の気づき等を継続的に記録し、個別支援計画へ適切に反映させることで、より質の高い支援につなげる役割
- ・ サービス提供した内容を、利用者と相互に確認し合うための役割
- ・ 報酬請求上の挙証資料としての役割
- ・ 事業者保護の役割（利用者等とのトラブル（訴訟等になった場合））

ポイント

- ① サービスの提供日、具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項の記録を行うこと。
- ② サービス提供の都度、利用者から確認を受けること。（居住系を除く）

5 給付費の算定（基本報酬）

障害福祉サービスは、一部の利用者負担額を除き、公費（税金）で運用されている制度です。請求事務に関しては、誤りがないよう万全を期してください。

提供しようとするサービス内容に疑義がある場合には、受給者証の発行元である区役所、保健センターへの照会等を必ず行ってください。

ポイント

- ① 基本報酬について、報酬告示、留意事項通知などの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② サービス提供実績記録票・サービス実施記録（ヘルパー記録、日誌、日報等）に基づいて、実施日時、実施した支援内容等を確認すること。
- ③ 報酬請求する際には、送信する請求データ等の内容に誤りがないか、確認すること。
- ④ ②③の確認は、複数名体制で確実にを行うこと。
- ⑤ 万が一、請求誤りを発見した際には、速やかに過誤調整を行うなど必要な措置を講じること。

6 給付費の算定（各種加算）

各種加算は、上乘せのサービス提供が評価されて算定されるものです。その趣旨を理解し、より質の高いサービスが提供され、かつ、最低限必要として定められている要件を必ず満たしていなければ、算定は認められません。

算定要件を満たしておらず、返還に至る事例が多く発生しています。

ポイント

- ① 算定要件について、報酬告示、留意事項通知、指定障害福祉サービス事業者等ガイドブックなどの精読、行政機関への照会等を行い、複数名体制で正しく理解していること。
- ② 加算の算定に必要なとなる人員の確保、サービスの実施、個別支援計画への位置づけ、実施記録の整備などが算定要件を満たしているか、複数名体制で確実に確認すること。
- ③ 万が一、算定誤りを発見した際には、速やかに過誤調整を行うなど必要な措置を講じること。

7 虐待防止、身体拘束廃止、差別解消

虐待を未然に防止するため、厚生労働省の障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き等を参考に、必要な措置を講じることが求められます。

身体拘束については、厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引き等を参考に、事業所全体での廃止に向けた取り組みが求められます。

差別解消については、名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例の基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深め、障害を理由とする差別の解消について必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

ポイント

- ① 虐待防止責任者を選定し、虐待防止責任者が中心となって利用者の人権擁護及び虐待防止のために向けた必要な取り組みを行うこと。
- ② 研修等を通じて、従業者の人権意識を高めるとともに、従業者の知識や技術、特別な支援を必要とする障害者の支援に関する知識や技術の向上を図ること。
- ③ 虐待防止チェックリストを作成し、定期的に虐待防止のための自己評価を行うこと。
- ④ 身体拘束等の実施が検討される場合には、十分な検討を行うとともに、利用者又は家族への説明を行い、同意を得ること。
- ⑤ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しておくこと。
- ⑥ 合理的配慮を的確に行うため、事業所の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境整備に努めること。

8 非常災害対策（日中系、居住系）

ポイント

- ① 非常災害に際して、必要な諸設備を整備すること。
- ② 届出義務の有無にかかわらず、具体的な防災計画を策定すること。
- ③ 関係機関への通報及び連携体制を整備すること。
- ④ 消火訓練、避難訓練、救出訓練等を実施し、記録を整備すること。
- ⑤ 非常用食料及び飲料水を必要量備蓄すること。

区分	必要量	食 料	飲料水（1食当たり1リットル）
日中系	1日分（3食）	（定員+職員）数 × 3食	（定員+職員）数 × 3リットル
居住系	3日分（9食）	（定員+職員）数 × 9食	（定員+職員）数 × 9リットル

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を
厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

Point
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差が 禁止されます！

同一企業内において、

正社員と非正規社員（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、

基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

⇒改正法への対応に向けた手順など、取組の参考となる情報を厚生労働省HPにアップしました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



相談窓口のご案内

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozalannai/roudoukyoku/ 
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正社員と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozalannai/roudoukyoku/ 

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html 
産業保健総合支援センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx 
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yoroazu.smrj.go.jp/ 
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会場所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccllist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm   
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozalannai/roudoukyoku/ 
医療勤務環境改善支援センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/information/ 

その他の相談窓口

〇届出について

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

1 平成 31 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

介護給付費等の算定に当たり「平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号」の規定等に基づき「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ名古屋市に届け出ることとなっています。

(1) 提出書類

P38 のとおり

(2) 提出期限

P39 のとおり

(3) 提出先

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定指導係（事業者指定担当）

(4) 様式

様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>新着情報>平成 31 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出について](#)

(5) よくある誤りについて

誤りの多い事項等を P40 のとおりまとめましたので、提出前に必ずご確認ください。

注意点

※1 平成 31 年 4 月 1 日付で生活支援員等のサービス提供職員の員数のみの変更に係る運営規程の変更届出書（第 4 号様式）を提出する必要がある場合は、介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書（様式第 5 号）に必要な事項を記入することで、変更届出書の提出を省略できます。なお、介護給付費等算定に係る体制等に係る届出書の提出期限が 5 月 31 日の事業所においても、変更届出書の提出を省略できます。

※2 平成 31 年度において、特定事業所加算を算定しない居宅介護等訪問系の事業所については、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出は不要ですが、各事業所で人員等の体制を確認し、基準を遵守して運営してください。

※3 平成 30 年度実績に基づき、体制を報告しなければ算定できない加算（P38 の一覧表の○のついている加算です）につきましては、平成 30

年度以前より算定していた場合も、毎年度届け出ていただいたうえ、体制が確認できなければ算定できません。ただし、平成 31 年度においては、就労系以外の事業所については、加算区分及び内容に変更がない場合は、5 月に届け出ていただきます（算定は 4 月から可能）。

※4 平成 31 年 5 月 1 日算定の加算届も、平成 31 年 4 月 15 日（月）が締切になっております。提出期限を過ぎますと、6 月以降の算定になりますのでご注意ください。

※5 平成 31 年度はサービス種類や加算の変更の有無等によって、提出期限が異なります。多機能型の事業所および平成 31 年 5 月 1 日算定の事業所については、提出期限の早いほうに合わせてご提出ください。

お願い

4 月当初は、体制届や加算の算定に関し、多数の質問・お問合せのお電話をいただき、即時にお応えできない状況となることが予想されます。事業者の方におきましては、P45「指定基準・加算届等にかかる質問票」により、FAX又はメールでのお問合せにご協力いただきますようお願いいたします。

【居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護】

2 特定事業所加算の届出方法の変更について

(1) 現在の取扱い

加算算定対象月の前月 15 日（消印有効）までに郵送で提出された届出書類について受理し、その後審査・確認し、不備等がなければ加算算定を認める取扱いとしていました。

(2) 現状

加算算定要件（注 1）には大きく分けて「体制要件」「人材要件」「重度障害者対応要件」がありますが、この内「体制要件」を満たしていないことが原因で後に多額の報酬返還となる事例が多く生じています。

(3) 変更後の取扱い

上記のような現状を鑑み、平成 31 年 4 月サービス提供分（注 2）から新規で特定事業所加算を算定する事業所については、事業所の管理者に来庁していただき届出をしていただくことになりました。原則、毎週月曜日の午前中に来庁にて届出いただくこととし、加算算定予定月の前月 15 日までの来庁に間に合うように、電話で来庁予約をお取りいただく取扱いとします。

連絡先は障害者支援課指定指導係指定担当（電話番号は 052-972-3965）

です。

来庁の際には届出書類と「体制要件」を満たすことを確認するための書類（注 3）も合わせて提出してください。

届出書類と確認書類を審査・確認し、不備がなければ加算算定をお認めすることになります。審査結果については随時連絡します。

（注 1）加算算定要件はウェルネットなごやに掲載しております。届出いただく際は、事前に確認をお願いします。

（居宅介護）http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/0058346/b3-1-check.pdf

（重度訪問介護）http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00058353/b3-2-check.pdf

（同行援護）http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00045407/b3-4-check.pdf

（行動援護）http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00045391/b3-3-check.pdf

（注 2） 4 月もしくは 5 月より新規で算定開始の事業所に限っては、下記の日程で届出に関する合同説明会を開催しますので、届出書類と確認書類を持参し管理者の方がご来庁ください。

日にち： 4 月 9 日（火）

時間：①10 時 00 分～、②13 時 30 分～

場所：名古屋市役所西庁舎 3 階第 8 会議室

（注 3）以下の書類の提出が必要です。

居宅介護・同行援護・行動援護で算定する場合・・・1～6

重度訪問介護で算定する場合・・・1～5 7～8

1. 届出される年度の従業者・サービス提供責任者の研修計画
2. 届出される年度の従業者の健康診断の実施計画
3. 緊急時の対応方針等を記載した文書（重要事項説明書に明記することでも可）
4. 従業者の技術指導等を目的とした会議の議事録
5. 届出日の属する月の前 3 月間に新規に採用した従業者に対する同行研修の記録（該当者がいない場合、記録様式でも可）
6. 直近月の任意の 1 週間分のサービス提供責任者と従業者間の伝達・報告の記録と当該期間の利用者一覧表及び各利用者の実績記録票
7. 直近月のサービス提供責任者から従業者への伝達記録と当該月の利用者一覧
8. 年間を通して全ての時間帯にサービス提供していることがわかる記録

【全サービス共通（相談支援・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

3 平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護処遇改善特別加算の実績報告書の提出について

（１）提出期限

平成 30 年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出することとなっています。

例）４月請求分（３月サービス提供分）が５月に支払われた場合、提出期限は平成 31 年 7 月 31 日（水）となります。

（２）届出書類

平成 30 年度分の報告様式については 6 月ごろにウェルネットなごやに掲載する予定ですのでご注意ください

（参考）新加算「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について

平成 31 年 10 月に施行予定の「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づく新加算「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の届出に係る具体的な様式や時期については、随時、詳細が判明次第ウェルネットなごやへ掲載する予定です。

なお、概要については下記ホームページをご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00010.html

【全サービス共通】

4 休止及び廃止の届出について

事業を休止または廃止する場合、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 43 条第 4 項において「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されています。

つきましては、休止または廃止する場合は上記の責務が果たされたことが確認できる書類を必ずご提出ください。

なお、休止または廃止に係る届出の提出期限は休止・廃止する日の 1 か月前までです。郵送での受け付けはしておりません。電話でご予約のうえ提出期限に間に合うようご来庁ください。

【日中活動サービス等】

5 利用日数特例について

利用日数特例の適用を受ける事業所は毎年度届出が必要です。

適用を受ける事業所は、下記のとおりご提出ください。

(1) 提出書類

- ・利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る（変更）届出書
- ・年間スケジュール表など年間を通じた事業計画がわかる資料
- ・利用日数に係る特例を受ける場合の利用日数管理票

(2) 提出期限

平成31年3月29日(金)厳守(ただし3月31日の消印は受け付けます。)

(3) 提出先

〒460-8508（住所不要）名古屋市役所健康福祉局障害者支援課
指定指導係（事業者指定担当）

(4) 様式

様式が改正された書類もありますので、必ず最新の様式をウェルネットなごやからダウンロードしてください。

[>TOP>事業者の方へ>障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務>関係通知その他参考情報](#)

○従業者の要件について

【行動援護】

6 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件

(1) サービス提供責任者

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」
＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務3年（540日）以上」

経過措置 <H27.4.1～H33.3.31>

「居宅介護サービス提供責任者の要件」
＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務5年（900日）以上」

(2) 従業者（経過措置の場合も、減算の適用はない）

原 則

「行動援護従業者養成研修修了者」
＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務1年（180日）以上」

経過措置＜H27.4.1～H33.3.31＞

「居宅介護従業者の要件」

＋「知的障害児者または精神障害者の直接業務 2 年（360 日）以上」

注意事項

経過措置期間が終了するまでに、計画的に行動援護従業者養成研修を受講いただきますようよろしくお願いいたします。愛知県内の居宅介護職員初任者研修等指定事業者については、愛知県障害福祉課のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/kyotaku-kaigo/index.html>

○情報公表制度に係る障害福祉サービス等の報告について

【全サービス共通（基準該当・移動支援・地域活動支援事業所を除く）】

7 情報公表システムによる入力・申請のお願い

障害福祉サービス等の利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにすること等を目的に、事業所情報をインターネット上で公表する「障害福祉サービス等情報の公表制度」が平成 30 年度から始まりました。

情報公表制度においては、**原則年 1 回更新が必要**ですので、すべての事業者が情報公表システムにより **平成 31 年 7 月 31 日までに** 事業所の詳細情報（内容の時点は、特段の指示がない場合 **平成 31 年 4 月末時点**）について入力・報告していただく必要があります。

詳しくは WAM ネットの障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載されている「操作説明書」「記入要領」「よくある質問 (Q&A)」及びウェルネットなごやの「情報公表制度について」のページ (TOP＞事業者の方へ＞障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務＞情報公表制度について) を参照してください。

未公表事業所は、早急に入力・申請をお願いします。

○その他

【全サービス共通】

8 障害福祉サービス新規参入事業者向け研修について（ご案内）

障害特性に関する理解等を深めていただくことにより、より利用者の方の支援の質の向上を図っていただくことを目的として、平成 26 年 9 月から初めて障害福祉サービス事業に参入される法人の代表者、管理者の方に受講いただいております。

定員枠（20 名）に空きがある場合、どなたでも受講が可能です。本市の独自基準において、事業所内での障害特性に関する研修を実施することが義務付けられておりますので、新規職員の方に受講していただくなど、ぜひご活用ください。詳細はウェルネットなごやを参照してください。

また、新規参入者研修での資料につきまして、事業所の従業者研修等においてもご活用ください。

内容

- ・ 毎月中旬頃に開催
- ・ 午前に障害特性の理解や障害福祉サービスの制度概要について講義を行い、午後は施設を見学
- ・ 1 事業者当たり、2,000 円の受講料が必要
- ・ 前月末までに申込が必要（郵送可）

【日中活動サービス等】

9 サービス管理責任者等研修の実施体制の変更について

平成 31 年度よりサービス管理責任者研修のカリキュラムが変更となります。また、研修の実施者や応募先も変更となります。（P43 参照）

研修の詳細につきましては、「ウェルネットなごや」にてご案内いたします。

平成31年4月における介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について

P39において、提出対象の事業所についてはみだしの届出をつぎのとおり提出していただきます。

※ 基準該当障害福祉サービス事業所、移動支援事業所及び地域活動支援事業所は提出不要です。

1 提出期限

別紙のとおり。

- ・平成31年度はサービス種類や加算の変更の有無等によって、提出期限が異なりますのでご注意ください。
- ・多機能型の事業所および平成31年5月1日算定の事業所については、提出期限の早いほうに合わせてご提出ください。
- ・提出期限を過ぎますと、6月以降の適用になりますのでご注意ください。
- ・〇印の加算は前年度に算定している場合でも、今回期限までに届出がないと4月以降は算定できませんので、特に注意してください。
- ただし、平成31年度は、5月に届出いただく事業所がありますが、該当事業所については4月から算定可能です。
- ・加算以外の変更届については、第4号様式を作成の上提出すること。

2 提出先

〒460-8508(住所不要) 名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係(事業者指定担当)

3 提出書類

事業所ごとに、下表の該当する書類をご提出ください。

- ・様式は改正されているものがありますので、ウェルネットなごやの加算のページから最新の様式をダウンロードしてください。
- ・各様式に記載されている注釈をよくお読みの上、当該様式に記載されている添付書類もあわせて提出するようご注意ください。

なお、多機能型事業所、短期入所事業所(併設型、空床利用型、生活介護事業所と同一建物内の単独型)及び障害者支援施設(施設入所支援と日中活動系サービス)については、1枚の届出書(第5号様式)とし、「体制等状況一覧表」以下の添付書類を該当サービス別に添付してください。

相談支援事業所で新たに加算を算定する場合・施設区分を変更する場合には提出が必要
(加算を届け出ない場合は提出不要)

サービス種別		訪問系事業所で特定事業所加算を算定し																相談支援
		介護訪問・介護・																

◎・・・届出が必要な書類

○・・・当該加算を算定している(する)場合は必要

△・・・①新規の算定又は変更する場合には必要

②平成30年度から継続して算定しており、内容に変更がない場合は提出不要。

平成 31 年度介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書の提出期限

サービス種類	内容	提出期限
【訪問系サービス】 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	前年度の実績で特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 3 月 29 日（金） ※3 月 31 日消印有効
	直近 3 ヶ月実績で特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに特定事業所加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 9 日（火） の合同説明会にてご提出ください。
	特定事業所加算を算定しない場合	提出不要
【就労系サービス】 就労定着支援 就労移行支援 就労継続支援 （A 型・B 型）	全事業所	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 （機能訓練・生活訓練） 自立生活援助 共同生活援助	平成 30 年度と人員配置区分・加算の区分・加算の内容に変更がある場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに加算を算定する場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	平成 30 年度と人員配置区分・加算の区分・加算の内容に変更がない場合	平成 31 年 5 月 31 日（金） ※消印有効
特定相談支援事業所 一般相談支援事業所 （地域移行・地域定着）	平成 31 年 4 月 1 日・平成 31 年 5 月 1 日から新たに加算を算定する場合、施設区分に変更がある場合	平成 31 年 4 月 15 日（月） 厳守※消印有効
	加算の区分・加算の内容に変更がない場合	提出不要
	加算を算定しない場合	提出不要

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に係る注意事項・よくある誤り
※提出前にご確認ください。

1 平均利用者数算定シート（別紙 33）

- （1）現在の様式ではあらかじめ計算式が入力してありますので、端数処理などが誤りないように、旧様式では作成しないようご注意ください。
- （2）グループホームで夜間支援等体制加算を算定する場合、住居別に作成いただくために、同じエクセルファイルに、別のシートで様式を用意していますので、該当事業所はそちらのシートで住居別の計算シートを添付してください。
- （3）平成30年度中に定員に増減があった場合は、通常と計算方法が異なりますので、当該様式の※2～※4をよくお読みいただき作成願います。計算方法を確認したいなど不明点はあらかじめお問い合わせ願います。

2 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-1、別紙 2-2 共通）

勤務体制は4月の予定で記入し、実績の欄は空欄としてください。変形労働制を採用していない場合は第5週の記載は不要です。

3 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-1）（訪問系）

- （1）サービスによりサービス提供責任者が異なったり（同行支援のみ違うなど）、従事しないサービスがある（行動支援従事の資格要件を満たさないヘルパーなど）場合はサービス欄に「従」や「×」などの記号を記載してください。
- （2）サービス提供責任者の必要配置数の算出の表に、直近の1月から3月までの実績を記入し、サービス提供責任者の必要配置数を満たしているか確認してください。

4 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙 2-2）（その他）

- （1）「前年度の平均利用者数」の欄は、上記の「平均利用者数算定シート（別紙 33）」で得られた数値を記入してください。
- （2）「人員配置区分」の欄は、算定する人員配置区分（別紙1の「人員配置区分」欄で○を付けたもの（例：I型（7.5：1））を記入してください（「人員配置区分」欄が斜線のサービスは記載不要です）。
- （3）【生活介護のみ】「平均障害支援区分」の欄は、「平均障害支援区分の算出（別紙 31）」で得られた数値を記入してください。
- （4）【共同生活援助のみ】「入居者区分別人数」の欄は、「障害支援区分別平均利用者数算定シート（別紙 33（その2））」で得られた数値を記入してください。

(5)「基準上の必要職員数」の欄は、サービスごとに次のように記載願います。

サービス	「基準上の必要職員数」 欄の記載 【数字は例示です】	左の計算方法
生活介護	生活支援員等 4.5 人	前年度の平均利用者数÷人員配置区分 における配置基準人数（小数点第2位以 下切り上げ）
自立訓練	生活支援員等 2.3 人	
就労継続 支援（A 型・B型）	職業指導員・生活支援員 3.8 人	
就労移行 支援	職業指導員・生活支援員 1.9 人 就労支援員 0.8 人	職業指導員・生活支援員：前年度の平均 利用者数÷6（小数点第2位以下切り 上げ） 就労支援員：前年度の平均利用者数÷15 （小数点第2位以下切り上げ）
共同生活 援助	世話人 5.5 人 生活支援員 2.6 人	世話人：前年度の平均利用者数÷人員配 置区分における配置基準人数（小数点 第2位以下切り上げ） 生活支援員：「障害支援区分別平均利用 者数算定シート（別紙33（その2）」 で得られた数値

(6) 他の事業所と兼任している職員については「他の事業所の名称及び職名」「他事業所での合計勤務時間数」を忘れず記入願います。

(7)「従業者の職種・員数」の表において、基準上配置が必要な職員については、その「常勤換算後の人数」が、上記（5）の「基準上の必要職員数」以上になっていることを必ず確認してください。

5 「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表」（別紙1（その1）～（その13））

(1)「その他該当する体制等」の欄は、算定する加算等の有無等についてすべての項目に必ず○を記載してください。

(2) 加算等に変更がない場合でも、現在算定している加算区分等を必ず確認して○を付けてください。

(3) 加算の有無等が前年度と異なる場合は、右端の「適用開始日」欄に「平成31.4.1」と記載してください。（異動がない場合は空欄で結構です。）

6 その他

算定する加算に応じてそれぞれの届出書（別紙）を忘れず添付してください。新たに創設された加算について様式が追加になる場合があります。また、各届出書の下欄に記載されている「添付書類」も必要ですのでご確認ください。

指定基準・加算届等にかかる質問票

(あて先) 名古屋市

発行日 平成 年 月 日
 回答日 平成 年 月 日

☐ 障害者支援課(指定担当)

FAX:972-4149

☐ 子ども福祉課(子育て支援係)

FAX:972-4438

↑送付先に【チェック】を入れて下さい

問合せ内容 (いずれかに○をつけてください)

- 1 指定基準、指定申請等
- 2 加算関係
- 3 その他

事業所番号	
事業所名	
サービス名	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	

質問事項(事業者記入欄)	回答(名古屋市記入欄)

注意:個人情報は送付しないでください。

サービス管理責任者等の研修制度 の見直しと平成31年度から 愛知県で実施する研修について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者について(現行)

(基準)

- サービス管理責任者については、障害福祉サービス事業所ごとに以下の人数を配置
 - ・療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援・・・利用者60人:1人
※利用者数61以上:1人に、利用者数が60人を越えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
 - ・グループホーム・・・利用者30人:1人
※利用者数31以上:1人に、利用者数が30人を越えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所等ごとに1名を配置

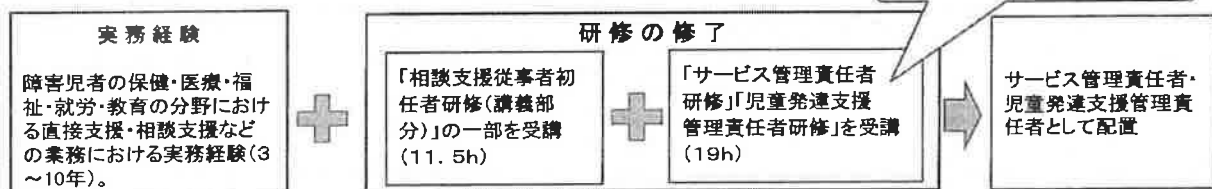
(経緯)

- サービス管理責任者については、平成18年に障害者自立支援法施行により、サービスの質の向上を図る観点から個別支援計画の作成と従業者への指導・助言を行うものとして位置付けられ、その養成研修としてサービス管理責任者研修が実施されている。
- 児童発達支援管理責任者については、平成24年に児童福祉法の改正により、サービス管理責任者と同様の者として位置付けられ、その養成研修として児童発達支援管理責任者研修が実施されている。

(現状)

- 平成18年度から平成28年度までの間の研修修了者の合計は、サービス管理責任者研修が148,347人、児童発達支援管理責任者研修が32,624人。

【サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件】



サービス管理責任者の実務経験				現行
業務の範囲		業務内容	実務経験年数	特区 大阪・埼玉
障害者の保護、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上	3年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		特別支援教育（盲学校・聾学校等）における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上	5年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上	3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に3年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）	3年以上	3年以上

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視覚訓練士、聴覚訓練士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

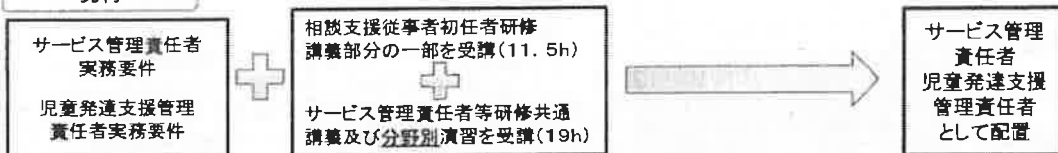
児童発達支援管理責任者の実務経験				現行
業務の範囲		業務内容	実務経験年数	
障害者（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者）又は児童・障害児（児童福祉法第4条第1項に規定する児童）の保護、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者（包括支援センター含む）	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者		
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者		
		乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者		
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者		
	②直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)	
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者		
		学校に従事する者		
		児童福祉等に関する施設、事業に従事する者		
	③有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可） (1) 社会福祉主事任用資格を有する者（介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等） (2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)	老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者（国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可）		

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視覚訓練士、聴覚訓練士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

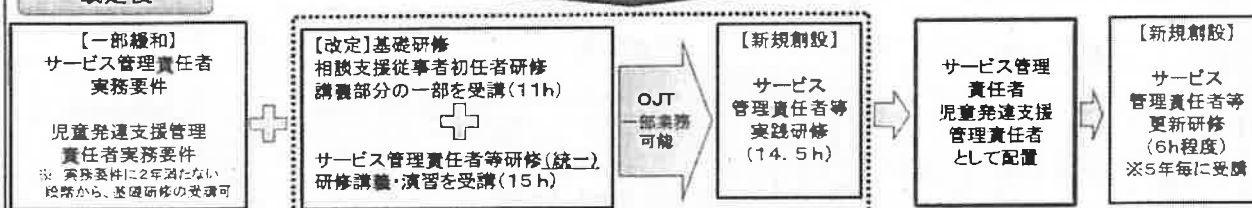
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。
※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は平成35年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新体系移行時に実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修受講後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置を予定。

現行



改定後



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】専門コース別研修(任意研修)

研修の位置付け

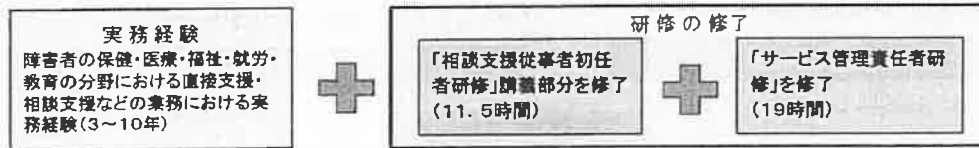
基準省令

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七一)
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成一八・九・二九厚労令一七二)
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一五)
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二四・二・三厚労令一六)
(従業者)

- 指定療養介護事業所ごと利用者の数の区分に応じ、サービス管理責任者を配置する。
- 児童発達支援管理責任者 一以上

告示

サービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成一八・九・二九厚労告五四四)
障害児通所施設又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
(平成二四・三・三〇厚労告二二七)



通知

サービス管理責任者研修事業の実施について(平成一八・八・三〇 障発〇八三〇〇〇四)

- サービス管理責任者研修
- 児童発達支援管理責任者研修

都道府県等による初任者及び現任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

国及び都道府県研修における新カリキュラムの移行について(案)

		H28	H29	H30	H31	H32	H33
サービス管理責任者等	告示等改定		告示等改定				
	国研修						
	現行研修	Point 旧カリキュラム					
	基礎研修		新カリキュラム 確定部分伝達	新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
	実践研修 (更新研修)			新カリキュラム 伝達研修		新カリキュラム Point研修	
	都道府県研修						
	現行研修	旧カリキュラムによる研修実施 (分野別研修)					
	基礎研修				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		
	実践研修 (更新研修)				新カリキュラムによる研修実施 (統一研修)		

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の告示別表(案)

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h
共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h

基礎研修(うち相談支援従事者初任者研修講義部分)(見直し後)		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義・演習	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5h
合計		14.5h

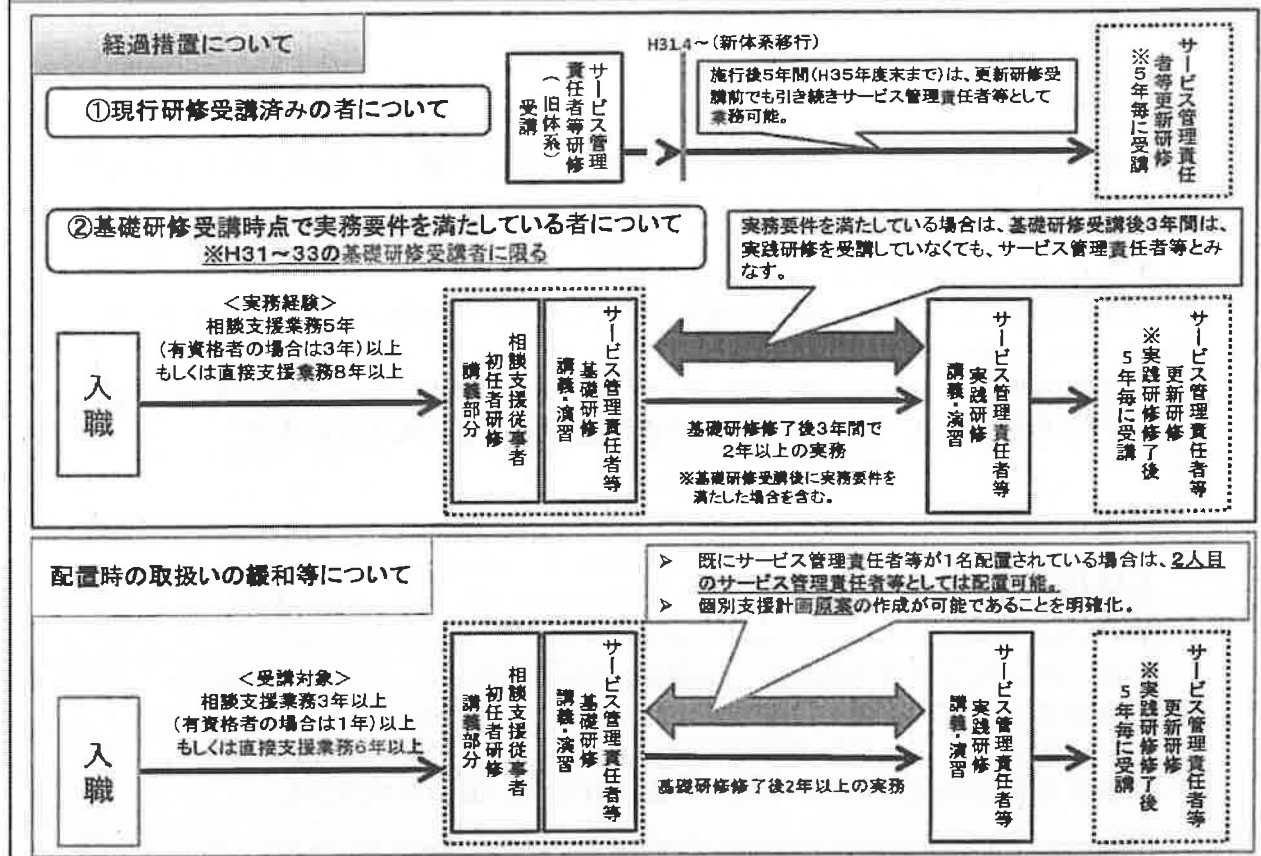
更新研修		時間数
講義・演習	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※ 実践研修は平成31年度の2年後より実施

※1 更新研修については、平成31年度から実施

※2 当面は1及び2もしくは1及び3の項目のみの実施でも可とする

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について



まとめ

平成31年度から愛知県で実施する研修

基礎研修

【愛知県が指定した
指定事業者が実施】

- ・基礎研修は、実務経験を満たす2年前から受講可能（サビ管として配置するためには実務経験を積んで実務要件を満たす必要あり）。
- ・平成31年度から当面の期間は、実務経験を満たしていれば基礎研修修了時点で、サビ管（みなし）として配置可能。【経過措置】

更新研修

【愛知県が直接実施】

- ・平成30年度までに現行のサビ管・児発管研修を修了した者は平成35年度末までに全員受講が必要。※当面1日程度の研修で実施される予定。
- ・以後、5年ごとの研修受講が必須化。

まとめ

補足事項

- ①平成30年度までのサービス管理責任者研修の修了者は共通カリキュラムの修了者とみなし、**全分野のサービスに従事可**。
※更新研修の受講の有無は問わず、平成31年度からは実務要件を満たせば、全分野のサービスに従事することが可能になる。
- ②実務経験については、直接支援業務については、**2年緩和される(ex.直接支援10年⇒8年)**。※一部要件緩和
- ③実践研修については、サビ管みなし配置(基礎研修修了時点で実務要件を満たしていればサビ管として配置可能)の経過措置終了までに実施する予定。

研修申込

今まで行っていた市町村推薦による申込は取りやめ。
基礎研修・更新研修とも直接研修実施者に申し込みを行う。
※研修開始時期等は愛知県障害福祉課のホームページ等で周知。
※事業者等への周知については引き続き市町村の協力を依頼する。

まとめ

要件緩和等

実務要件の業務区分	サビ管・児発管として必要な経験年数	基礎研修受講可能な経験年数
相談支援業務	5年	<u>3年</u>
直接支援業務	8年	<u>6年</u>
有資格者による 相談・直接支援	5年(3年)	<u>3年(1年)</u>

猶予措置の廃止

・「サビ管・児発管として配置される者で、実務経験者であるものについては、事業開始から1年間は研修修了しているものとみなす」という規定は**平成31年3月31日**で廃止される。⇒今後は事業開始前に研修を修了している者を配置する必要あり。

サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修の実施者の変更について

サービス管理責任者等研修及び相談支援従事者研修につきましては、これまで県が実施しておりましたが、受講定員の拡大等を図るため、平成31年度から、下記の研修については、県が指定した事業者が研修を実施します。

1 指定事業者が実施する研修

- (1) サービス管理責任者等研修 基礎研修
- (2) 相談支援従事者研修 初任者研修

2 留意事項

- (1) 指定事業者が実施する研修と県が実施する研修との主な変更点は次のとおりです。
 - ア 受講申込は、法人が指定事業者に直接申し込むことになります（市町村推薦は不要）。受講の可否についても、直接通知されます。
 - イ 指定事業者による研修では、指定事業者が受講者から受講料を徴収して研修を実施します。受講料の金額は、指定事業者が設定します。事業者の指定は4月以降の予定であり、現在、受講料は未定です。
- (2) 指定した事業者の名称については、事業者の指定後、愛知県障害福祉課のホームページに掲載します。
- (3) 研修の開催日程は、指定事業者が設定します。平成31年度研修の開催日程は未定です。決まりましたら、受講料等の情報とともに、愛知県障害福祉課のホームページに掲載します。掲載は4月以降の予定です。
- (4) 平成31年度のサービス管理責任者等研修（更新研修）及び相談支援従事者研修（現任研修）は、県が実施します。なお、相談支援従事者等研修（現任研修）は、申し込みの際、従来どおり市町村からの推薦を予定しています。

担当 愛知県健康福祉部障害福祉課相談支援グループ
電話 052-954-6262

適切な請求事務の徹底について

1 請求データの作成上の留意点

現在、請求内容の適正化の一環として、サービス提供内容の時間が他の事業所と重複している請求など、請求内容に矛盾があるものについて各事業者提供内容の確認を行っています。その際、下記の事例のような請求誤りが散見されますので適正な請求事務に努めてください。

【不適切な請求事例】

①利用のキャンセル

利用予定日であったが、キャンセルとなった際に、当初の予定を削除せず入力したまま請求データを作成してしまった。利用のキャンセルがあった場合は、必ず請求データから削除した上で請求してください。

②サービス提供時間の重複

一人の利用者の方に対して、サービス提供時間が重複している事例があります（例 居宅介護と移動支援の提供時間が重複、外出サービスと日中活動系サービスの提供時間が重複など）。事業所間でサービス提供時間が重ならないよう十分注意してください。

サービス提供時間の重複が確認された場合、提供時間を誤った事業所には再請求を行っていただきます。

＜具体例＞

Aさん：日中は生活介護を利用。（通常は9時～16時）

生活介護事業所への通所に移動支援を利用。（行きは8時30分～9時、帰りは16時～16時30分）

ある日、体調不良により生活介護事業所を13時で退所し移動支援を利用し帰宅した場合（13時～13時30分）、生活介護事業所の実績を、通常の利用時間のまま請求すると移動支援事業所の実績と重なってしまいますので必ず生活介護事業所は実績を「9時～13時」と修正したうえで請求してください。

③受給者証の確認漏れ

支給期間更新、利用者負担額の更新や支給期間の途中での支給変更申請、障害支援区分の変更申請等により支給決定内容や受給者証番号に変更がある場合に、以前の内容のまま請求がされているケースがあります。受給者証の確認を適宜行い、支給決定内容に応じた請求を行うようにしてください。

2 請求データを送信する前に

もう一度入力内容と実施記録等とを見比べて請求するようにしてください。

3 短時間利用にかかる報酬算定について

昨今報酬に対して明らかにサービス提供時間が短い報酬請求（※）が散見されます。

サービスは原則として各々の個別支援計画に基づいて必要なサービスが提供された場合に報酬請求されるものであり、利用者の体調不良等やむを得ない場合を除いて短時間でのサービス提供は想定していません。各事業所さまにおかれましては制度の趣旨を理解の上、適切にご請求いただきますようお願いいたします。

※サービス提供時間が短い報酬請求の具体的事例

【訪問系サービスの場合】

○31 分のサービス提供に対して 1 時間分の報酬請求を行う

【日中活動系サービスの場合】

○1 時間未満のサービス提供に対して 1 日分の報酬請求を行う。

4 移動支援・地域活動支援の請求にかかる事業者システムの改元対応について

2019 年 5 月より新元号に切り替わることに伴い、改元に対応した新事業者システム（ver. 1.4 となる予定）を 4 月下旬～5 月上旬にリリースする予定です。リリースの完了後ウェルネットなごやに掲載しますので各事業所においてアップデート版のダウンロードをしていただきますようお願いいたします。

2019 年 5 月請求より新しい事業者システムにて請求書類を作成する必要があります。2019 年 5 月請求にアップデートが間に合わなかった場合も請求はお受けしますが、下記の書類について手書きで新元号に修正し、訂正印を押印した上で請求していただきますようお願いいたします。なお、訂正印については管理者の認印でも可能とします。

＜新元号への手書き修正及び訂正印の押印が必要な書類＞

- ・ 請求書
- ・ 請求明細書
- ・ 実績記録票
- ・ 契約内容報告書

新事業者システムへのアップデートが間に合わない事業者について 2019 年 7 月請求までは、旧事業者システムでの請求も可能としますが 2019 年 8 月請求以降は必ず新事業者システムで請求いただきますようお願いいたします。

5 名古屋市障害者通院時コミュニケーション支援の改元に伴う請求について

改元対応した請求データ作成用のエクセルを 2019 年 5 月末を目途にウェルネットなごやにアップする予定ですので、2019 年 6 月請求以降は改元対応版の請求データ作成用のエクセルを使用していただきますようお願いいたします。

また、請求書や明細書、実績記録票といった手入力する帳票につきましては、2019 年 5 月以降の年月を入力する箇所は新元号を入力していただきますようお願いいたします。

重度訪問介護の利用及び取扱いの変更について

1. 病院等に入院中の重度訪問介護の利用について

本市における入院中の重度訪問介護の利用にかかる取扱いは、別紙のとおりである。別紙の内容はウェルネットなごやの以下の場所（※）に掲載しており、取扱いを変更する場合には適宜更新を行うため、各事業所におかれましては、定期的に掲載内容の確認をお願いいたします。

2. 熟練した重度訪問介護従業者による同行支援について

同行支援にかかる重度訪問介護の支給決定を行う際、その必要性を判断するうえで、事業者には重度訪問介護における同行支援計画書の提出を求めているが、その様式について、ウェルネットなごやの以下の場所（※）に掲載しているため、適宜ご活用ください。

※掲載場所

事業所の方へ⇒障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等⇒運営に関するお知らせ⇒関係通知その他参考情報⇒訪問系サービスに関する通知等

3. 重度訪問介護の余暇にかかる外出支援と移動加算の取扱いについて

余暇にかかる外出の時間数（36 時間）を超えた場合も余暇の移動加算（36 時間）の支給量の範囲内で加算の算定を可能とする。

移動加算が不足する場合に本体報酬のみでの算定を可能とすることで、実質、外出先での長期間に渡る支援についても、支給決定されている本体部分の支給量の範囲内で、支援を受けることを可能とする。

以下に、これまでの取扱いと今後の取扱いについて比較する。

【例】重度訪問介護 256 時間／月（うち移動加算 56 時間／月）の決定がある利用者が 10 時間×10 日＝100 時間の余暇外出を行った場合。その他外出は 36 時間／月の決定のある利用者と仮定する。

	本体報酬	移動加算 (1 事業所のみの利用の場合)
これまでの取扱い	10 時間×3 日＝30 時間と 6 時間の、計 36 時間までの算定を認める。	4 時間×3 日＝12 時間と 4 時間の、計 16 時間までの算定を認める。
今後の取扱い	10 時間×10 日＝100 時間の算定を、支給量の範囲内で認める。	4 時間×9 日＝36 時間まで算定を認める。 10 日目は本体報酬のみでの算定を認める。

平成 30 年 3 月 29 日

平成 30 年 6 月 13 日一部修正

平成 30 年 12 月 17 日一部修正

病院等に入院中の重度訪問介護の利用にかかる取り扱いについて

(1) 概要

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できる。

(2) 支給決定について

利用にかかる申請や支給決定は要せず、現在の支給量の範囲内での利用を可能とする。なお、現在の支給量を超えての利用を希望される場合には、必要に応じて支給量の変更を行うが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、支給量の変更の必要性については慎重に検討することとなる。

(3) 対象者

①と②のいずれにも該当する者で、かつ③の支援の必要性がある者

① 障害支援区分 6

② 病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者

③ 下記（４）の支援の必要性が認められる者

※介護者が不在（単身等）かどうかに関わらない。

※重度障害者入院時コミュニケーション支援事業との関係については、重度訪問介護の利用を優先するものとする。

(4) 支援の内容

当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護の提供を行う。具体的には、下記ア、イの支援の必要性がある者等を対象とする。

ア 意思疎通の支援の必要性

（対象者像）

・知的障害により意思疎通支援の必要な者

- ・発語が困難な者 等

認定調査項目における「コミュニケーション」の該当の有無にかかわらず、入院時の状況において、意思疎通支援の必要性を判断する。

イ 介護方法の伝達の必要性

- ・特殊な介護方法等が必要となるため、本人だけでは医療従事者に介護方法等が説明できない。
- ・発語が困難であることや知的障害により、説明できない者に限らない。

(具体的な支援内容)

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付や介護保険法の規定による介護給付等が行われることを踏まえ、利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援等を基本とする。

- ・利用者が病院等の職員と意思疎通を図るうえで必要な支援
- ・利用者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）について、医療従事者などに的確に伝達し、病院等での適切な対応につなげる。
- ・意思疎通支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、ヘルパーが病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される。
- ・強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

(5) サービス提供に当たっての留意点

国の留意事項通知において、病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件とされており、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があると示されている。そのため、支援に入る重度訪問介護事業所は、病院等との十分な調整のもと、病院等側から必要として求められた意思疎通の支援等を行い、看護の代替となるような支援については行わないよう留意する。

病院等との連携の具体的な方法として、病院等側が「障害者の入院に係る支援に関する確認書」等を作成し、重度訪問介護利用対象者本人やそのご家族、支援に入る事業所に支援に関する同意を得る方法や病院等と調

整した内容を事業所側が記録しておく方法等があるため、事業所としては、病院等側との事前調整を十分に行った上で支援に入ったことが分かるようにしておく必要がある。

また、病院等において重度訪問介護の利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を希望される場合については、入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90日を超えて支援を要することも考えられることから、区役所等が利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取り等を行ったうえで、必要に応じて利用を認めることとする。

(6) 報酬算定における留意点

ア 請求時に必要な書類の提出について

病院等に入院又は入所中の利用者に対する重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことが報酬算定上の要件とされているため、事業所が入院又は入所中の重度訪問介護の提供にかかる請求をする際には、病院等との調整の内容が分かる記録等の書面を所管の区役所等に提出する。

イ 実績記録票の記載方法

入院又は入所中にサービス提供を行った場合、実績記録票のサービス提供の状況の欄に「入院」と記載する。入院又は入所中の利用が連続して90日を超える場合については「入院（長期）」と記載する。

ウ 90日を超えて支援を行う場合の算定について

入院又は入所した病院等において利用を開始した日から起算して90日を超えて支援を行う場合は、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定する。

短期入所の利用及び報酬算定の留意点について

1. 長期（連続）利用日数の上限について

長期（連続）利用日数については、30 日までを限度とすることにご留意ください。ただし、連続して 30 日利用した後、1 日以上利用しない期間があれば、再度連続した 30 日以内の利用は可能です。また、月をまたいで長期（連続）利用する場合、複数の事業所を長期（連続）利用する場合においても、連続して利用できるのは 30 日が限度となることにご留意ください。各事業所におかれましては、事業者記入欄別冊への利用実績の記入を徹底し、利用日数の管理を確実にを行うことをお願いいたします。

なお、31 日目の利用にかかる費用について、ご本人等に自費負担を求める場合も想定されますが、そのような対応をされる際には、短期入所の利用にかかる契約とは別に、自費契約を結ぶなど、自費を求めることに対してご本人やご家族等に十分に説明をしたうえでご対応いただくようお願いいたします。

2. 短期入所の年間利用日数の適正化について

短期入所の年間利用日数について、現在、本市においては、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合等のやむを得ない事情がある場合に限らず、提出されたサービス等利用計画案の内容に基づき、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、特に必要と認められる場合について、年間 180 日を超えた短期入所の利用を認める運用をしております。区役所等で年間 180 日を超えた短期入所の利用が認められた場合、障害福祉サービス受給者証（Ⅱ）の三ページの特記事項欄に「年間 180 日以上利用可（短期入所）」と記載されたものが交付されます。各事業所におかれましては、記載内容をご確認いただき、適切なサービス提供をお願いいたします。

3. 短期利用加算の算定方法について

国の留意事項通知において、「短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1 年間に通算して 30 日を限度として算定する。」

「なお、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成 31 年 3 月 31 日までの間は、1 年間に通算して 30 日を超えての算定を可能とする。」と示されています。これは、平成 30 年 3 月 31 日までに指定短期入所等を利用していた利用者について、平成 31 年 3 月 31 日までの間、入退所の都度、連続 30 日を超えない限り繰り返し算定可能というのではなく、平成 29 年度から継続して算定した短期利用加算については年間通算 30 日の計上から除外できる旨を説明しているものであり、平成 29 年度から継続して利用し、いったん退所したその後のサービス利用に際しての加算の算定日数については、1 年間に通算して 30 日を限度とする取扱いとなることにご留意ください。

計画相談支援給付費の報酬算定について

1 計画相談支援給付費の基本報酬な考え方

(1) 基本報酬の分類（平成 30 年度サービス提供分に限る）

受給中のサービス	サービス利用支援費	継続サービス利用支援費
療養介護・重度障害者等包括支援・施設入所支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助（日中サービス支援型に限る）	(Ⅰ) 1458 単位	(Ⅰ) 1207 単位
	(Ⅱ) 729 単位	(Ⅱ) 603 単位
上記以外のサービス	※報酬告示上の単位数（以下「新単価」）を算定。	
	(Ⅰ) 1611 単位	(Ⅰ) 1310 単位
	(Ⅱ) 806 単位	(Ⅱ) 655 単位
	※経過的サービス利用支援費及び経過的継続サービス利用支援費（以下「経過的支援費」）を算定。	

※平成 31 年度以降のサービス提供分は全て新単価で請求する

（経過的支援費は算定できない）

※複数のサービスを受給中の方で、新単価のサービスを受給中の方は新単価の支援費で請求する。

(2) (継続) サービス利用支援費Ⅰ・Ⅱ（以下、「支援費（Ⅰ）、支援費（Ⅱ）」）の考え方

○取扱件数の計算方法

①：直近 6 月の取扱延件数÷6

②：直近 6 月の相談支援専門員の配置延人数÷6

③：①÷②

③が 40 件未満の場合は全て支援費（Ⅰ）で請求する。

③が 40 件以上⇒請求件数のうち、【(③-39)÷②】で算出した数だけ（小数点以下切捨）支援費（Ⅱ）で請求し、それ以外を支援費（Ⅰ）で請求する。

（利用者の契約日が新しいものから順に支援費（Ⅱ）で請求）

○取扱延件数に充てる件数

サービス利用支援費、継続サービス利用支援費（共に障害児相談支援分を含む）の数

(3) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱について

継続サービス利用支援費は、「市町村が設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援（モニタリング）を実施する場合に算定する」と定められています。

そのため、モニタリング期間で設定された当該月（やむを得ない場合は翌月）以外でのモニタリングに対する継続サービス利用支援費の算定はできません。

2 加算の算定について

(1) 算定可能なタイミング

平成 30 年度に創設された加算 (一部)	加算単体で 算定可能	継続サービス利用支 援費の請求(モニタ リング)時に併せて 請求可能	サービス利用支援費 の請求(サービス等 利用計画作成)時に 併せて請求可能
初回加算	—	—	○
入院時情報連携加算	○	○	○
退院・退所月加算	—	—	○
居宅介護事業所等連携加算	○	○	○
医療・保育・教育機関等連携加算	—	—	○
サービス担当者会議実施加算	—	○	—
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○
特定事業所加算、行動障害支援体 制加算、精神障害者支援体制加算、 要医療児者支援体制加算	—	○	○

(2) 加算の算定についての必要書類

「平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する Q&A VOL.1」に加算の算定に必要な白紙帳票が記載されていますので、ご活用ください。

(3) 加算減算を請求時の留意事項

○経過的支持費で請求する利用者分についての「初回加算」は算定できません。

○居宅介護支援費重複減算(介護予防支援費重複減算)については、1 人の相談支援専門員が介護保険法の要介護者(要支援者)に対し、同法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援(ケアプランの作成)と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算するものです。

3 モニタリング期間の取扱について

(1) 平成 31 年度以降のモニタリング期間の取扱について

国のモニタリング標準期間見直しにより、以下のサービス利用者は、モニタリング期間が「6 か月ごと」から「3 か月ごと」に変更となります。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、自立訓練、就労移行支援

(2) (1) のモニタリング期間が見直されるタイミングについて

平成 31 年 4 月 1 日以降に支給決定(更新)時に順次モニタリング期間を再設定します。
(平成 31 年 4 月 1 日に一斉に見直しは行わない。)

保健センター単独庁舎区における窓口移設について

～精神・難病等の障害福祉窓口について～

1 対象区

保健センターが区役所庁舎と別庁舎となっている5区
(中村区、瑞穂区、港区、南区、緑区)

2 目的

転出入の手続きや制度利用にあたって、区役所と保健センターを往来する負担を軽減する(区役所庁舎内のみで手続きが完了する)

3 実施内容

保健センターにある保健予防課の窓口の一部を区役所庁舎内へ移設

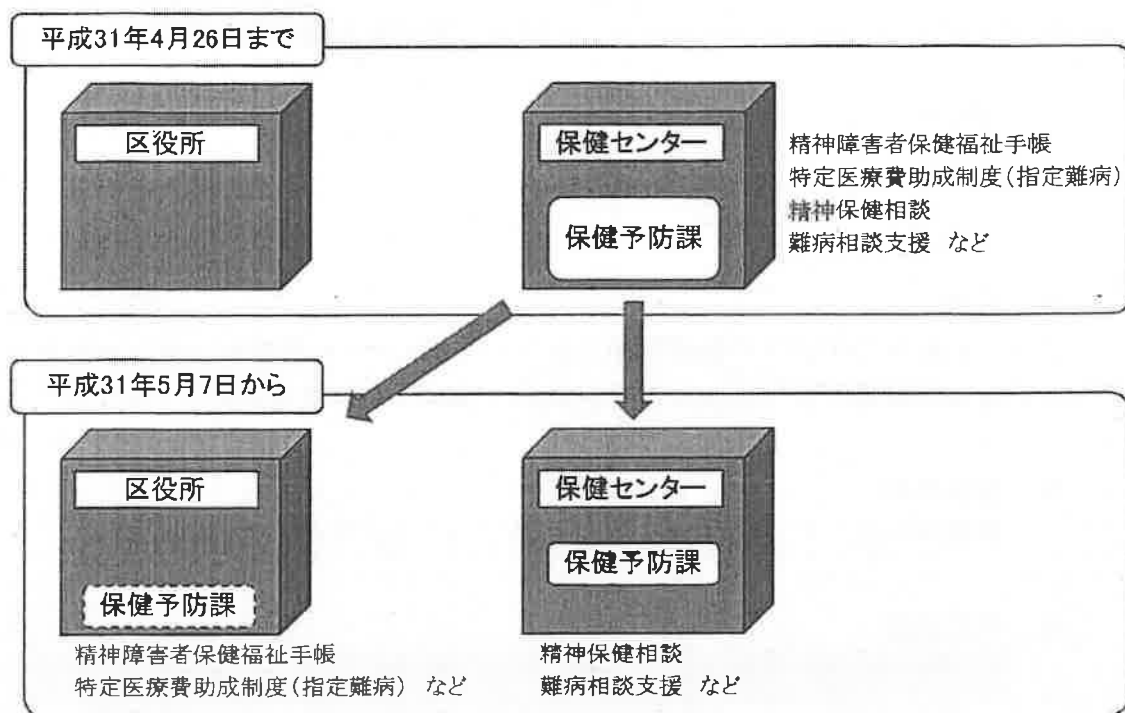
4 対象業務

区 分	事 業 名
精 神	・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療(精神通院) ・福祉特別乗車券 ・障害福祉サービス ・重度精神障害者タクシー料金助成制度 ・市営住宅の福祉向入居募集 ・NHK放送受信料の減免 ・日常生活用具給付制度
難 病	・特定医療費助成制度(指定難病) ・愛知県特定疾患医療給付事業 ・障害福祉サービス ・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 ・スモンのはり・きゅう及びマッサージ施術事業 ・市営住宅の福祉向入居募集 ・日常生活用具給付制度 ・補装具費支給制度 ・福祉特別乗車券
障害児等福祉	・自立支援医療(育成医療) ・障害児通所支援サービス ・小児慢性特定疾病医療

5 実施時期

平成31年5月7日(火)

6 イメージ図



※ 窓口の一部を区役所庁舎内へ移設
移設した窓口業務以外については、引き続き保健センターにて受付

7 窓口の場所・電話番号

<4月26日(金)まで> 窓口：保健予防課保健感染症係

区	場 所	電話番号
中 村 区	保健センター4 階	481-2294
瑞 穂 区	保健センター4 階	837-3267
港 区	保健センター3 階	651-6509
南 区	保健センター2 階	614-2812
緑 区	保健センター2 階	891-3621

<5月7日(火)から> 窓口：保健予防課(区役所内窓口)

区	場 所	電話番号
中 村 区	区役所 2 階	453-5371
瑞 穂 区	区役所 1 階	852-9221
港 区	区役所 2 階	654-9661
南 区	区役所 1 階	823-9374
緑 区	区役所 1 階	625-3881

※いずれの区も福祉課の隣に窓口設置

障害福祉サービス費等の 請求について

平成31年3月
愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室

目 次

1. 通知書類について	…P.3
〔1〕 通知書類の種類	…P.3
〔2〕 通知書類の取得方法	…P.4
2. 照会の多いエラーについて	…P.9
3. 送信済データの取下げについて	…P.13
〔1〕 請求期間内の取下げ	…P.14
〔2〕 過誤申立（取下げ依頼）について	…P.19
4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について	…P.21

1. 通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
(郵送ではありません)

〔1〕通知書類の種類

【請求翌月の第1営業日】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定増減表 ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(返戻があるときなど)
- ・ 返戻等一覧表 ※返戻がある場合のみ

【請求翌月の10日頃(10日が土日祝の場合 → 前営業日)】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・ 処遇改善(特別)加算総額のお知らせ ※処遇改善加算を算定された場合のみ
- ・ 障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください！※

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。

パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

3

〔2〕通知書類の取得方法

◇簡易入力システムから取得する場合

① ログイン

② メニュー

③ 通知書類取得

④ 通知書類選択

⑤ 通知書類ダウンロード

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

4

◇取込送信システムから取得する場合

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に
保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.8

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書	管理番号	別添番号	取得日時
平成24年05月01日	平成24年05月01日 11:00:00	請求書提出	1件		13033820120000501	
平成24年05月05日	平成24年05月05日 10:00:00	請求書提出	2件			
平成24年05月02日	平成24年05月02日 11:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月02日	平成24年05月02日 10:00:00	形式エラー	1件			
平成24年05月01日	平成24年05月01日 11:00:00	送信エラー	1件			

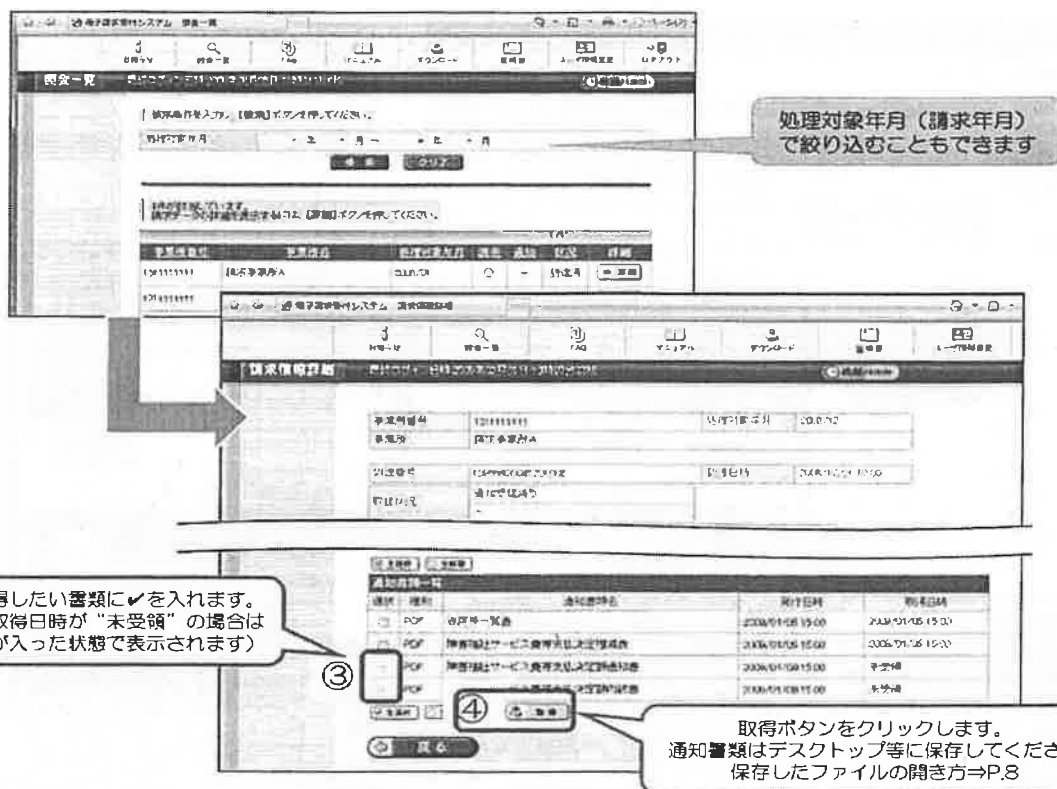
5

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

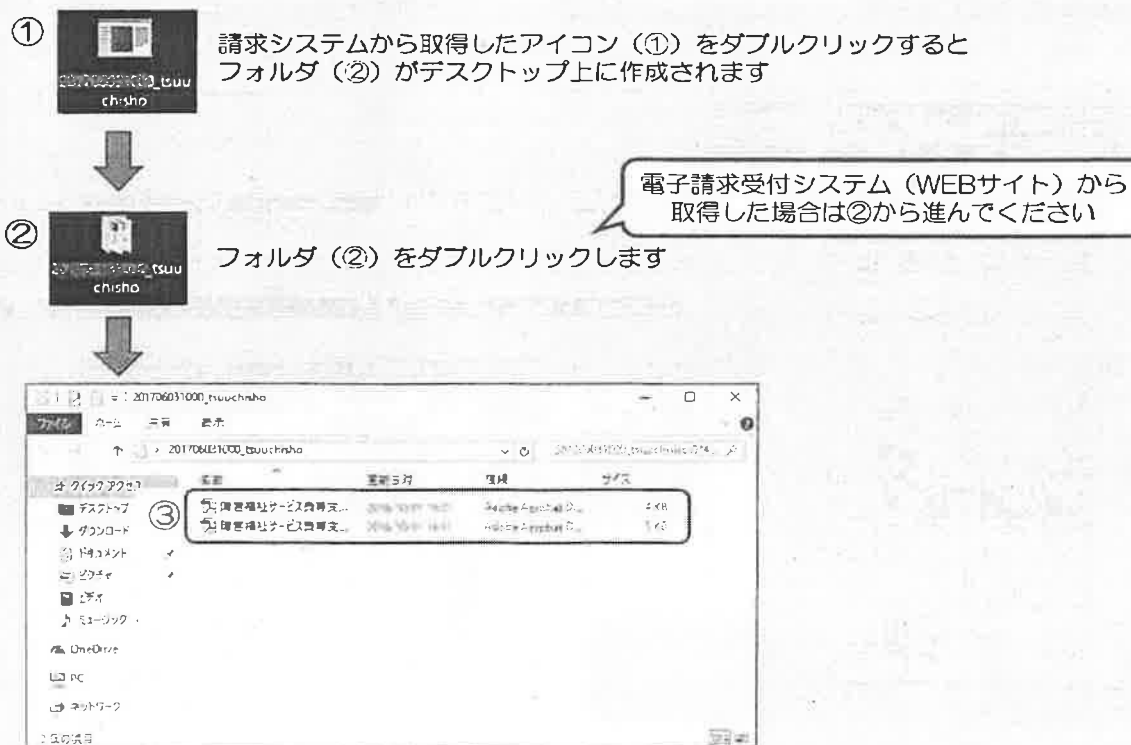
代理請求（ユーザIDがHD~始まる）の場合も
「障害者総合支援の請求はこちら」から
ログインします。

6



7

◇デスクトップに保存したファイルを開く



8

2. 照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	・受給者証番号に誤りがないか ・市町村番号に誤りがないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	・サービスコードに誤りはないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	・受給者証の支給決定期間が切れていないか ・他のサービスに切替っていないか ・契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P.11参照）	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

9

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P.11参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 （月途中で契約支給量が変わった場合でも、契約情報には最新のものをだけを記載します）
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか（→P.12参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

- ・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- ・上記以外エラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

10

3. 送信済データの取下げについて

○請求データ送信後、誤り等に気付き、修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。

○送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。
対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 (1～10日)	- 送信済データを取下げってから修正データを送信してください。 - 事業所のパソコンから取下げ可能です。 - 取下げ方法には2種類あります。 ⇒P.14「〔1〕請求期間内の取下げ」へ
	請求期間外 (11日～月末)	国保連合会または市町村にご相談ください。
前月までの請求分 (返戻になっていないもの)		市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P.19「〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について」へ

13

〔1〕請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合

- 1回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
- 2回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：EC01）となります。

※2回目のデータが正当（1回目のデータが誤り）である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合

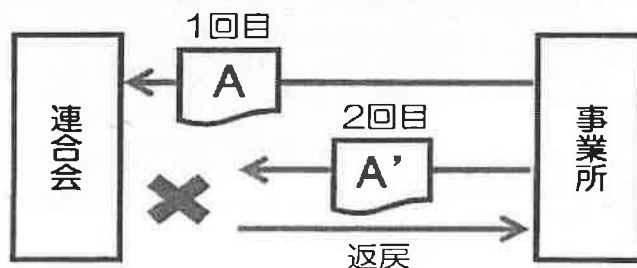
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるため、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。（明細書データに基づき審査支払いを行うため。）

③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合

- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図



14

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス

電子請求受付システム総合窓口



17



処理対象年月＝請求年月。
例えば当月がH30年1月であれば
処理対象年月＝2018/01の
詳細ボタンを押下します。



取下げボタンの
ないデータは
取下げできません

取下げたいデータの
取下げボタンを押下

18

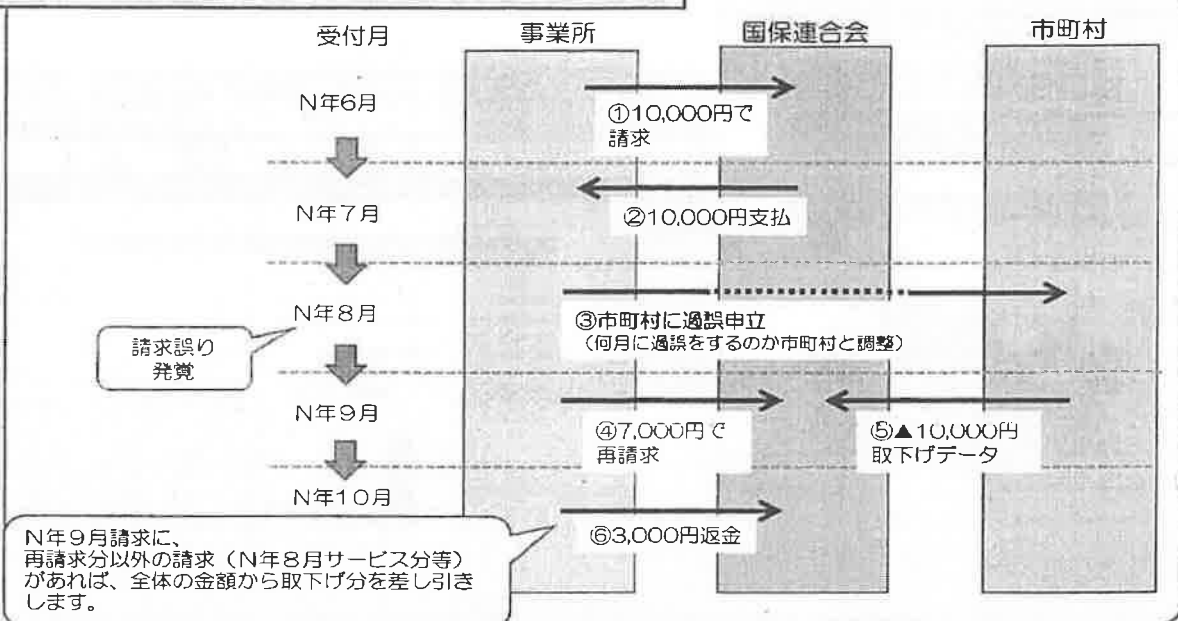
〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、**明細書データ単位で処理**がされます。

市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

例）A事業所のN年5月サービス分にかかる過誤の流れ



19

◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみ金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、**事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。**

※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。
振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「**情報作成区分**」を「**修正**」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票			
提供年月	平成29年10月	管理事業所名	そうだん
支払者証番号	1	障害児氏名	新田町議等名
情報作成区分	修正		
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	※ 管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。 ※ 利用者は減額の請求が、負担上限額以下のため、減額請求は行わない。 ※ 利用者は減額の請求が、負担上限額を超過するため、下記のとおり調整した。
No. 事業所番号		事業所名	経費用額 利用者負担額 管理結果値 負担金負担額

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

20

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

○サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



掲載場所

電子請求受付システム総合窓口⇒障害者総合支援の請求はこちら⇒お知らせ一覧
⇒2018/04/25 請求時にご活用いただける「請求事務ハンドブック」の掲載について

平成31年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
1	重症心身障害者等 受入補助金 (通所事業所)	生活介護等の事業所において、重症心身障害者等を円滑に受け入れ、その日中活動の場の拡充を図るため、重症心身障害者等を適切に支援するための人件費を補助するもの。	① 生活介護 【常勤看護職員等配置加算Ⅱ算定なし】 定員40名以下 5,500円/人・日 定員41名以上 3,300円/人・日 【常勤看護職員等配置加算Ⅱ算定あり】 定員40名以下 4,900円/人・日 定員41名以上 2,900円/人・日 ※平成30年度報酬改定に伴う補助単価の新設 ② デイサービス型地域活動支援事業 4時間まで 2,600円/人・日 4時間超～6時間まで 4,300円/人・日 6時間超 5,500円/人・日 ※ 看護師等を常勤換算で1.0人以上配置し、医療的ケア必要者を3人以上受け入れた場合、各単価に2,500円加える。	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人 等	生活介護事業所 デイサービス型 地域活動支援事業所 (食事の提供又は入浴介助を行う事業所に限る。)
2	障害児・者相談支援 事業補助金	指定特定相談支援事業所等の安定的な運営と事業所の円滑な参入を促進し、障害児・者の相談支援ネットワークの構築及び発展を図るため、人件費等を補助するもの。	① 特定・障害児相談支援事業に係る補助 ＜基本額＞ サービス等利用計画案等を年間30件作成 1,410千円/年 (1,419千円/年) ＜加算額＞ サービス等利用計画案等の作成数のうち 30件を超えた場合 52千円/件 (53千円/件) ※ () : 平成31年10月～消費税増税後の単価 (予定) ② 一般相談支援事業に係る補助 地域移行に向けた取組みを年間3例以上行った場合 4,500千円/年	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 等	相談支援事業所
3	共同生活援助事業費 補助金	事業所の定員が20名以下かつ1住居の定員が9名以下のグループホームに対し、土日等の日中活動が提供されない日における日中の支援に対して補助するもの。	① 障害支援区分3以下: 1,262円/人・日 ② 障害支援区分4以上: 2,235円/人・日 ※平成30年度報酬改定に伴う補助単価の改正	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 公益法人	共同生活援助事業所

平成31年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
4	共同生活援助事業 運営費補助金	世話人の複数配置等に必要な報酬等、グループホーム運営に係る事務費に対して必要な費用を補助するもの。	① 運営費：1,720円 (1,740円) / 人・日 ② 重度加算 (区分4) 469円 (475円) / 人・日 (区分5) 750円 (759円) / 人・日 (区分6) 1,007円 (1,019円) / 人・日 ※ () : 平成31年10月～消費税増税後の単価 (予定)	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人	共同生活援助事業所
5	共同生活援助事業 設置費補助金	グループホームを新規設置する場合、敷金・礼金等に対して必要な費用を補助するもの。	1,524千円 (1,554千円) / 住居 【内訳】 ・敷金・礼金：494千円 (504千円) ・初度調弁費：618千円 (630千円) ・緊急通報設備費：412千円 (420千円) ※ () : 平成31年10月～消費税増税後の単価 (予定)	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 等 ※ 平成29年度～ 対象拡大	共同生活援助事業所
6	共同生活援助事業 改修費補助金	重度障害者を受け入れるグループホームを新規設置する場合、建築基準法に適合するために必要な改修費を補助するもの。	1,029千円 (1,049千円) / 住居 ※ () : 平成31年10月～消費税増税後の単価 (予定)	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人等	共同生活援助事業所
7	障害者グループホーム 等の消防設備整備補助	平成27年3月31日までに開設されたグループホーム等で、今後、入居者の高齢化・重度化により、消防法施行令別表第1(6)項ロ(障害支援区分4以上の利用者が概ね8割超)となり、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じる可能性が高い事業所に対して、整備補助を行うもの。	・スプリンクラー設備 基準額 (20.1千円/m ²) の3/4補助 ・消火ポンプユニット 基準額 (3,090千円/住居) の3/4補助	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 等	共同生活援助事業所 等 短期入所事業所 等 ※ 平成27年4月1日 以降の新設事業所 は対象外

平成31年度障害者支援課所管の主な補助事業

区分	事業名	事業内容	補助額等	対象法人種別	対象事業所
8	強度行動障害者 受入補助金	強度行動障害者の安全確保及び障害の軽減を図り、事業所の円滑な運営を確保するとともに、事業所における強度行動障害者の受入れをより一層促進するたため、人件費等を補助するもの。	【補助要件】 ① 定員に対する強度行動障害者の受入割合20%以上 ② 人員配置体制加算ⅠもしくはⅡを算定していない ③ 直接処遇職員を「強度行動障害者の受入人数×0.2人」以上、人員配置基準人数に加えて配置 人員配置体制加算Ⅲの算定事業所は、加算要件の人員配置基準に加えて「強度行動障害者の受入人数×0.2人」以上配置 ④ 行動障害軽減のためのケース会議を月1回以上 ⑤ 名古屋市長官邸行動障害者支援事業における「強度行動障害者専門支援員派遣事業」の利用 【補助基準額】 強度行動障害者1人当たり2,000円/日 ただし、重度障害者支援加算(個人加算あり)の場合は、補助対象外とする。 *平成30年度報酬改定に伴う補助単価等の改正	社会福祉法人 特定非営利活動法人 医療法人 営利法人等	生活介護事業所
9	障害者(施設入所) 地域生活移行訓練事業	障害者支援施設を退所し地域生活をしていく方が再度施設入所が必要となった場合に備え、施設の受入体制を確保するのに必要な経費を補助するもの。	5,666円(5,732円)／人・日×0.8 ×空床確保日数(退所日の翌日から30日以内を上限) ※()：平成31年10月～消費税増税後の単価(予定)	社会福祉法人	障害者支援施設
10	重症心身障害児(者) 短期入所事業補助金		(別紙1)のとおり		
11	地域生活支援拠点事業		(別紙2)のとおり		
12	作業型地域活動支援事業(Ⅲ型)		(別紙3)のとおり		

※ 上記補助事業の不明な点等については、健康福祉局障害者支援課施設事業係 (TEL：052-972-2560) までお問い合わせください。

※ 平成31年10月から予定されている消費税増税が実施されない場合は、該当の補助単価の改正は行いません。

(別紙 1)

重症心身障害児（者）短期入所事業補助金

1 趣 旨

短期入所を実施する事業所が、重症心身障害児（者）を受け入れた場合、これに対する適切なサービスの円滑な提供を可能とするため、短期入所の報酬単価に加えて上乗せ補助を行うもの。

2 対象者

～H31. 3. 31		H31. 4. 1～
本市において短期入所の支給決定をした重度の肢体不自由と重度の知的障害の重複障害者（児） <u>のうち、児童相談所において重症心身障害者（児）と認定された者</u>	対象拡大 ➡ 下線部削除	本市において短期入所の支給決定をした以下のいずれの要件も満たす者 ① 身体障害者手帳の肢体不自由の等級が 1 級又は 2 級 ② 愛護手帳 1 度又は 2 度（療育手帳 A）

3 対象法人種別

社会福祉法人、特定非営利活動法人、医療法人、営利法人 等

4 対象事業所

短期入所事業所

（病院等において提供するものを除く。）

5 補助基準単価

利 用 区 分	～H31. 9. 30	H31. 10. 1～
短期入所のみを利用する場合	5,700 円	5,770 円
短期入所と他の日中活動系サービスを利用する場合	2,850 円	2,890 円
医療機関にて日中のみ利用する場合	2,850 円	2,890 円

※ 平成 31 年 10 月から予定されている消費税増税が実施されない場合は、上記補助単価の改正は行いません。

地域生活支援拠点事業

1 地域生活支援拠点とは

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指すもの。国は、地域生活支援拠点等に求められる機能として①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりを挙げている。

本市では、グループホームに短期入所を組み合わせた事業所（地域生活支援拠点事業所（以下、「拠点事業所」という。）を設置し、これと既存の地域支援機能が連携する体制を地域生活支援拠点としている。

2 地域生活支援拠点事業

事項	機能	事業内容	
拠点事業所の機能強化補助	緊急時の受け入れ・対応	【お助けショートステイ】 短期入所 1 床を空床確保し、緊急時の受入を行う。また、緊急時に円滑に受入するため事前登録を行う。	・ 緊急受入体制確保 ・ 緊急受入 ・ 事前登録
	体験の機会・場の提供	【お試しグループホーム】 共同生活援助 1 床を確保し、地域移行や親元からの自立等にむけた体験事業を行う。	・ 体験実施の際の利用調整
地域連携コーディネート事業の委託	地域の体制づくり	障害者基幹相談支援センターに事業委託し、拠点事業所を始め地域資源の有機的な連携を図る。	・ 体験事業調整 ・ 短期入所事前登録に係る協力 ・ 緊急時対応

※ 平成 31 年度においては、拠点事業所の所在区（北区・中村区・南区・緑区）で実施予定。

3 今後の整備について

新たな拠点事業所の整備を希望している事業者については、協議を受付け、事前に評価委員による運営能力・提案内容の評価を行った上で、整備案件の審査を行う。

（＊次回整備協議受付は、平成 31 年 7 月頃の予定。）

作業所型地域活動支援事業 (Ⅲ型)

1 趣 旨

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流や社会参加の促進を図るとともに日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うことにより、自立した生活への意欲向上を目指す。

2 補助要件

- (1) 法人格を有すること (※ 一部適用除外あり)
- (2) 利用人員 障害者概ね 10 名以上 (利用定員 10 名以上)
- (3) 週 4 日以上開所
- (4) 常勤かつ専任職員 2 人以上配置
- (5) 適当な広さの作業場、便所、静養室等の設備

3 補助額等

区 分	内 容	
基本補助額 (基準額) ※	新設 (任意団体等含む)	8, 7 3 1, 0 0 0 円
	既存 (法人格あり)	1 0, 2 4 1, 0 0 0 円
加 算 額	就職支援加算 2 7 5 円×当該年度開所日数×前年度の就労者数	

※ 平成31年10月から予定されている消費税増税が実施されない場合は、上記基本補助額は適用されません。(平成30年度と同額)

平成31年度障害者支援課所管の主な在宅等サービス(委託事業等)

地域生活体験事業

○ 知的障害者地域生活体験訓練事業（ちゃれんじホーム）

内 容	将来、地域で自立生活を送ることができるよう、家族と離れてグループホームを活用して地域生活を体験することにより、自活するための力を養い、自立の意欲を高めるための支援を行うもの（概ね3ヶ月間の利用）
対 象 者	市内在住の18歳以上の知的障害者
申 込 先	お住まいの区の障害者基幹相談支援センター
実施場所	①（福）名古屋東福祉協会 ちゃれんじホーム筒井（東区） ②（福）ニコニコハウス ちゃれんじホーム野並（天白区）

※ ちゃれんじホーム野並：平成31年7月緑区に移転予定

○ 身体障害者自立生活体験事業

内 容	施設又は在宅で生活する身体障害者に対して、通常の生活の場所を一時的に離れ、試行的に独力で自活することのできる機会又は場所を提供することにより、自立生活への意欲の増進及び不安の軽減を図るとともに、その地域生活移行を促進するもの。
対 象 者	市内在住者のうち施設に入所する身体障害者又は在宅で生活する身体障害者
申 込 先	（福）AJU自立の家（TEL 052-841-5554）
実施場所	（福）AJU自立の家 サマリアハウス（昭和区）

短期入所系事業

○ 障害児（者）緊急短期入所空床確保事業

内 容	介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない障害児・者について、あらかじめ緊急受入先として確保した短期入所事業所の空床において、円滑に受け入れ、適切な介護を提供するもの。			
対 象 者	名古屋市による短期入所の支給決定を受けた障害児・者のうち、介護者が疾病等により不在となり、居宅で介護が受けられない者で、利用を開始する日の前々日、前日、又は当日に申込を行った者			
事業者名	短期入所事業所	主たる 障害種別	空床数	申込先
社会福祉法人 よつ葉の会	短期入所よつ葉の家 (西区新福寺町 2 丁目 6-2)	知的	1 床	529 - 5400
社会福祉法人 ひまわり 福祉会	杜の家 (名東区梅森坂 3 丁目 4101)	身体	1 床	709 - 3813
	ひまわりの風 (名東区梅森坂 3 丁目 3607)	知的	1 床	709 - 3811

※ 平成 30 年 10 月より 3 床に拡大実施

○ 日中一時受入事業

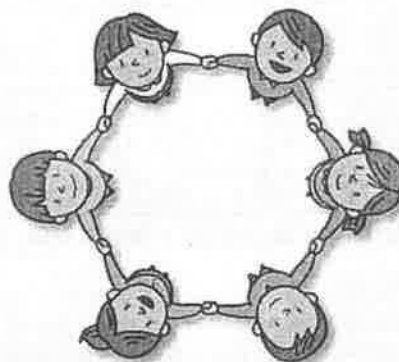
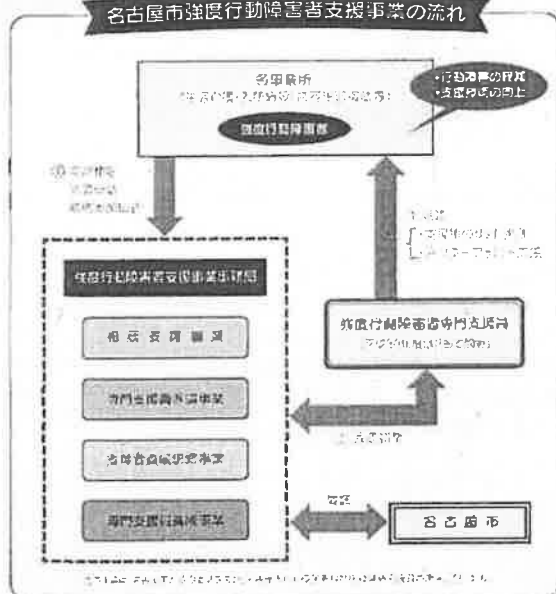
内 容	介護者の方が病気の時等に、一時的に施設や病院で過ごすもの（宿泊はなく、日中のみ）
対 象 者	本市による短期入所の支給決定を受けた障害児、知的障害者及び重症心身障害児者
申 込 先	区役所福祉課又は支所区民福祉課
実施場所	短期入所事業所のうち、日中一時受入事業所としての登録を行った事業所 市内 41 か所(平成 31 年 1 月末現在)

強度行動障害者支援事業

趣 旨	重度の知的障害者で、コミュニケーションの障害から、激しい他害や自傷等が頻発し、日常生活に困難を生じている強度行動障害者について、障害福祉サービスの現場においては、その支援方策に苦慮している。 こうした現状に対応するため、平成 29 年度新規事業として、「強度行動障害者専門支援員養成事業」を実施した。 平成 30 年度からは、養成事業を継続の上、以下の 4 事業を「強度行動障害者支援事業」として再構築し、強度行動障害者支援にかかる総合的な事業として実施するもの。
委 託 先	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会（名障連）
事業内容	① 強度行動障害者専門支援員養成事業 強度行動障害者専門支援員の養成（1 名） ② 強度行動障害者専門支援員派遣事業 「強度行動障害者専門支援員」（3 名）を派遣し、事業所職員と共同して処遇困難な強度行動障害者に係る的確な支援方策の検討を行い、実践することで、その行動障害の軽減と併せ、職員の支援技術の向上を図る。 ③ 強度行動障害者相談支援事業 強度行動障害者支援に係る事業所等からの相談窓口を開設（電話相談） ④ 強度行動障害者支援者養成研修事業 事業所職員向け基礎研修の開催（定員 30 人×4 講座） ※ 事務局設置 強度行動障害者支援に係る専門窓口として事務局を設置し、専任職員（1 名）を配置 名古屋市強度行動障害者支援事務局 名古屋市南区泉楽通四丁目 5 番地 3 T E L : 613-7660 F A X : 613-7688

平成30年4月より
事業開始

名古屋市
強度行動障害者支援事業



名古屋市強行勸導障害者支援事業事務局

Tel: 052-813-7680 Fax: 052-813-7688
E-mail: kyo@kaiyaku.co.jp

この「プロフェット」は、2001年7月17日発売の「西遊記」第1巻、218頁。

「名古屋市強民行動障害者支援事業」とは

[illegible]

名古屋市健康福祉局障害者支援課

名古屋市
強度行動障害者
支援事業

「強度行動障害者」とは

主役の佐々木あかりは、「コミュニケーションの場から、人に関わり、自分の心を開く、自分を表現することを通して、愛や自信などが見え、自分自身に成長を感じているので、世界中に愛されたらいいなと思うので、これを大切にしたい」と話した。

強行行動障害者相談支援事業

原料

- ・本誌外において、当発行部編集者から対価や出版料について何かお玉手事がありましたら、ご相談ください。
- ・本誌に相談員は、対価が設けられていません。

【TEL】 TEL 052-613-7660

(三) 2000-1700

(3) 7-59K



強行勸導屬實者 支持者首成研修事業(基礎研修) 受講料必置

豆類科必聖

- ・国のカリキュラムに沿った地名や行動実習に対する
 交換経験の向上のための制度です。
 ・星城の地から伝統的な書道で俳諧詩に俳名に対する
 理解やアプローチの方法などがとけられます。
 ・俳句の日(くじ屋)については、インターネットなどで簡単に調べる予定です。



強行取締是否要門支撐費或成事業

- [illegible]

強度行動陽青晉專門支援局派遣事業

總刊

- ・対応困難に強い行政関係者の支援などにおおりの事業所に対し、専門支援員の派遣を行います。その支援方法を関係者の方と一緒に考え、行動の計画と実行の意思と知識・技能の向上を図ります。
 - ・活動についてのご相談は、事務局までお問い合わせください。
- 



＜派遣甲斐の説＞

- [illegible]

名古屋市強度行動障害者専門支援員派遣申請書

		申 請 日	平 成	年	月	日
事 業 所 名		住 所	〒			
代 表 者 職 氏 名						
担 当 者 氏 名		連 絡 先	TEL : FAX : e-mail :			
事業所のサービス種類						
利用者の問題行動の状況（＊相談事例は、出来るだけ詳しく1名に絞ってお書きください。）						
現在の事業所の対応状況						
家族・職員からの要望等						

最寄りの公共交通機関： ☐ JR ☐ 私鉄 ☐ バス ☐ 地下鉄 ☐ その他() 最寄駅 _____ 駅	
強度行動障害者の基礎的な学習(講義)の受講を希望されますか？（＊1回2時間程度の講義です。） ☐ はい ☐ いいえ	
ご希望の派遣内容：（派遣曜日）_____ 曜日（派遣時間帯）_____ 時から _____ 時頃まで	

本申請書をEメール添付又は
FAXにて、右事務局までお送りください。

＜お申込み・お問い合わせ先＞

名古屋市強度行動障害者支援事業事務局
 電話：052-613-7660、FAX：052-613-7688
 E-mail：kyoko-shien@wing.ocn.ne.jp

この申請書は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



30健障支第926-2号

平成31年3月1日

各就労系障害福祉サービス事業所 管理者 様
各相談支援事業所 管理者 様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する
Q & A (平成29年3月30日)」の取扱いについて (通知)

みだしのことにつきまして、下記のとおり本市の取扱いの変更を行うこととしますので、よろしくご配意いただきますようお願いいたします。

記

1 就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用

(1) 対象者要件

一般就労している障害者が休職した際、以下の①～③の要件をいずれも満たす場合は、本市の就労系障害福祉サービスの支給決定を行うことができるものとする。

- | |
|---|
| ① 当該休職中の障害者を雇用する企業及び医療機関による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない、又は困難である場合 |
| ② 当該休職中の障害者が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合 |
| ③ 当該休職中の障害者にとって、適切な就労系障害福祉サービスが受けられる場合 |

(2) 対象サービス

就労移行支援、就労継続支援A・B型

(3) 申請手続き等

区 分	内 容
申請書類	・支給申請書 ・受給者証（現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合） ・サービス等利用計画案（又はセルフプラン） ・「休職期間中の就労系障害福祉サービス利用に係る申立書」【別紙1】 （本人申立が困難な場合、親族等の申立でも可とする。） ・「復職支援プログラム概要」【別紙2】（障害福祉サービス事業所作成）
認定調査	必要。（前回の調査結果が残っており、本人の状態等が大きく変化していない場合は不要。）
支給期間	1年間 ※休職期間が1年以上の場合は、必要に応じて更新可。 ※復職支援プログラムの期間が6月の場合等、必要な期間を設定。
暫定支給決定	必要（就労継続支援B型は除く）
報告書	「休職期間中に係る就労系障害福祉サービス実施報告書」【別紙3】 ※サービス提供終了後、すみやかに区役所等へ提出すること。

(4) その他

- ・休職中に就労移行支援等を経て復職し、就労継続期間が6月経過した場合は就労定着支援の利用(3年)が可能となる。
- ・なお、就労定着支援を利用中に休職した場合、休職中の支援は就労定着支援が行うこととなるため、今回の取扱い変更による就労移行支援等の利用は不可とする。

2 就労移行支援の大学在学中の利用

(1) 対象者要件

大学(4年生大学、短期大学、大学院、高等専門学校等)在学中の卒業年度に、以下の①～③の要件をいずれも満たす場合は、本市の就労移行支援の支給決定を行うことができるものとする。

- | |
|---|
| ① 当該障害者が在学中の大学による就職支援の実施が見込めない、又は困難である場合 |
| ② 当該障害者の大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行の利用に支障がない場合 |
| ③ 当該障害者にとって、適切な就労移行支援が受けられる場合 |

(2) 対象サービス

就労移行支援

(3) 申請手続き等

区 分	内 容
申請書類	・支給申請書 ・受給者証(現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合) ・サービス等利用計画案(又はセルフプラン) ・「大学在学中の就労移行支援利用に係る申立書」【別紙4】 (本人申立が困難な場合、親族等の申立でも可とする。) ・「就職支援プログラム概要」【別紙2】(就労移行支援事業所作成)
認定調査	必要。(前回の調査結果が残っており、本人の状態等が大きく変化していない場合は不要。)
支給期間	最大1年間(※卒業年度の3月31日まで)
暫定支給決定	必要
報告書	「大学在学中に係る就労移行支援実施報告書」【別紙5】 ※サービス提供終了後、すみやかに区役所等へ提出すること。

3 支給期間

平成31年4月1日以降とします。

なお、サービスの利用申請は、通知日以降受付可能です。

4 その他

様式はウェルネットなごやからダウンロードしてご利用ください。

5 参考

「平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(平成29年3月30日付)」
<抜粋>

平成 29 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A
(平成 29 年 3 月 30 日)

【 目 次 】

1. 障害福祉サービス等における共通的事項・・・・・・・・・・ 2
(福祉・介護職員処遇改善加算について)
2. 就労系障害福祉サービスについて・・・・・・・・・・ 5

(就労系障害福祉サービスの休職期間中の利用)

問12 一般就労している障害者が休職した場合、休職期間中において就労系障害福祉サービスを利用することができるか。

(答)

一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、就労系障害福祉サービスの支給決定を行って差し支えない。

- ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援（例：リワーク支援）の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合
- ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

(就労移行支援の大学在学中の利用)

問13 大学在学中の卒業年度に、就労移行支援を利用することができるか。

(答)

大学（4年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。以下同じ。）在学中の就労移行支援の利用については、以下の条件をいずれも満たす場合に、支給決定を行って差し支えない。

- ① 大学や地域における就労支援機関等による就職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合
- ② 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者
- ③ 本人が就労移行支援の利用を希望し、就労移行支援の利用により効果的かつ確実に就職につなげることが可能であると市町村が判断した場合

訓練等給付にかかる留意事項

○ 以下の事項について、改めて提出書類及び提出期限等についてまとめてみましたので、ご確認ください。（*内容変更なし）

区分	事項	対象サービス	提出書類	提出期限
1	暫定支給決定期間中の評価報告	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援 ・就労継続支援A型	・「暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書」 ・アセスメント票 ・個別支援計画 ・個別支援計画に基づく支援実績記録	暫定支給決定期間 終了日の2週間前
2	支給決定期間更新にかかる 評価報告	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援 ・就労定着支援	・「自立訓練等給付事業支給決定期間更新にかかる報告書」 ・更新後の個別支援計画（案）	支給決定期間 終了月の上旬
3	標準利用期間を超える支給決定	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・宿泊型自立訓練 ・就労移行支援 ・自立生活援助	・「標準利用期間を超える更新決定にかかる協議書」 ・サービス等利用計画案 ・更新後の個別支援計画（案） ・医師の意見書（機能訓練のみ） ※ 別途、本市が定める要件あり	支給決定期間 終了日の前月末日
4	一般就労している者の 日中活動系サービスの利用	・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・生活介護	・「一般就労している者の日中活動系サービス利用予定にかかる報告書」 ・サービス等利用計画案 （サービスの支給量が変わらない場合は不要） ※ 別途、本市が定める要件あり	利用開始前

※ 上記取扱いの詳細については、ウェブサイトなどをご覧ください。

【掲載場所】「事業者の方へ」→「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務」→「運営に関するお知らせ」→「関係通知その他参考情報」

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 登録施設大募集！

情報処理
テープ
おこし



事務用品
書籍

小物雑貨



印刷

食品・飲料

名古屋市では、

障害のある方の自立の促進を図るため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組んでいます。

手続きは、簡単♪ 名古屋市のホームページ 右上の検索で

障害者就労施設等の登録

サイト内検索

登録確認書をダウンロード、

必要事項を記入し、

施設のパンフレットなどを添付して送付するだけでOKです。



問合せ

名古屋市健康福祉局障害者支援課就労支援担当 (052)972-2584

水防法等における 避難確保計画の作成等の義務について

－ 災害時における避難情報と施設利用者の安全確保 －

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

① 東海豪雨（H12.9）



新川破堤箇所

時間最大降雨量 97mm、
総降雨量 566.5mmを記録
（名古屋地方気象台）

新川の破堤等により、
市内の広範囲で浸水被害
（市域の約37%）

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

② 関東・東北豪雨 (H27.9)

(国土交通省HPより)



茨城県常総市において、鬼怒川の破堤等により、
広範囲で浸水被害(常総市域の約1/3)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

③ 北海道・東北豪雨 (H28.8)

(国土交通省HPより)



岩手県にて小本川氾濫により高齢者施設の入所者9名が死亡

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

④ 平成30年7月豪雨（H30.7）

岡山県倉敷市真備町（国土交通省HPより）



西日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

避難に関する情報は3種類あります！

① 避難準備・高齢者等避難開始

・高齢者など避難に時間を要する人は避難を開始する目安の段階



② 避難勧告

・避難場所等へ避難する段階



③ 避難指示（緊急）

・避難していない場合は、直ちにその場から避難を開始する段階
・外出することで、かえって命に危険が及ぶような状況では、施設内のより安全な場所に避難

避難に関する情報の入手方法は？



「きずなネット防災情報」で情報を入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします

水害・土砂災害のリスクを確認

＜想定最大規模の浸水想定区域(国・県)＞

洪水が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。

庄内川・矢田川(H28.12公表)



公表河川(H30.6末時点): 庄内川、矢田川、木曽川、新川、五条川、大山川

適時適切な避難行動をとりましょう！ 避難行動は「ナゴヤ避難ガイド」で確認

「ナゴヤ避難ガイド」には、指定緊急避難場所や指定避難所の位置、災害時の避難の仕方等の説明が記載されています

本ガイドを読みながら、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



避難先は「指定緊急避難場所」へ

イ 相原学区

(1) 浸水害

番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 名称・所在地・土砂災害	指定 避難所
イ1	相原小学校	相原一丁目321	2階以上	○
イ2	鳴海中学校	大田二丁目196	○	○
イ3	相原コミュニティセンター	相原二丁目1102	○	○
イ4	緑スロープセンター	相原一丁目2901	○	○

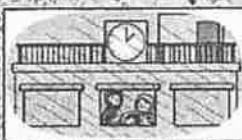
(2) 地震災害

番号	施設名称	所在地	指定緊急避難場所 用途	指定 避難所
イ1	相原小学校	相原一丁目321	○	○
イ2	鳴海中学校	大田二丁目196	○	○
イ3	相原コミュニティセンター	相原二丁目1102	○	○
イ4	緑スロープセンター	相原一丁目2901	○	○

※相原学区の浸水想定区域図は別途掲載しております。



指定緊急避難場所



命を守るため、
「災害の危険から逃げるための場所」
(災害の種類ごとに異なる)

避難確保計画の作成と避難訓練の実施

【水防法・土砂災害防止法の規定】

浸水想定区域内・土砂災害(特別)警戒区域内にある要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 訓練の実施

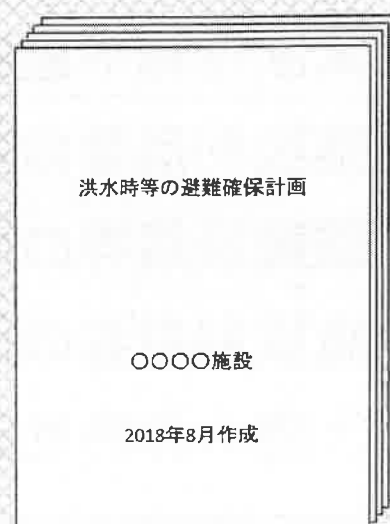
※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

避難確保計画の記載事項について

- ・ 水害・土砂災害時の防災体制
- ・ 施設利用者の水害・土砂災害時の避難誘導
- ・ 施設の整備(情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備)
- ・ 防災教育及び訓練の実施 等

避難確保計画 作成様式

- ・ 名古屋市公式ウェブサイト、避難確保計画作成様式(EXCEL)を掲載しています
- ・ 施設情報や避難関連事項を入力することで、避難確保計画が作成できますので、参考にしてください



避難確保計画の提出

提出場所：施設の所在するの区の区役所総務課
又は 消防署総務課

部数：3部

提出時期：避難確保計画作成後、速やかに提出
をお願いします

災害を想定した訓練の実施

- ・気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- ・施設利用者の避難誘導訓練
- ・避難経路等の確認のための移動訓練
- ・施設利用者の保護者等への連絡訓練
- ・上階への移動訓練 等

『水防法等による避難確保計画の作成・訓練実施について』

近年、関東・東北豪雨（平成 27 年 9 月）、北海道・東北豪雨（平成 28 年 8 月）、九州北部豪雨（平成 29 年 7 月）、西日本豪雨（平成 30 年 7 月）などの豪雨災害が全国で毎年のように発生しているほか、名古屋市においては南海トラフ地震も危惧されており、これまでに前例の無い災害がいつ起こってもおかしくない状況です。

このような中、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の管理者等は様々な災害に対し、施設の利用者の安全を確保する責務があり、非常災害対策計画の策定や訓練の実施などにより責務を果たされているところと存じます。

平成 29 年 6 月には、北海道・東北豪雨により要配慮者利用施設において多数の利用者が亡くなったことを受け、水防法等が改正され、水害又は土砂災害が発生する恐れのある要配慮者利用施設は避難確保計画の作成・提出及び訓練実施が義務となりました。

つきましては、以下の方法により、貴施設が水防法等に基づく洪水浸水想定区域（水防法）又は土砂災害警戒区域（土砂災害防止法）に含まれるかご確認いただくとともに、区域に含まれる場合には避難確保計画の作成・提出、訓練実施をお願いします。

1. 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の確認方法

（1）洪水浸水想定区域内（浸水深 0.5m 以上）の要配慮者利用施設

▶ 浸水想定区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップ及び国・愛知県の洪水浸水想定区域図※により、施設が浸水想定区域に含まれるかご確認ください。

※ 庄内川・矢田川・木曽川（国）、新川・五条川・大山川（愛知県）については、想定最大規模の浸水想定区域が公表されております。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 災害に備える
▶ 防災マップ ▶ あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000012445.html>

【ページ内に国・県の浸水想定区域図へのリンク有】

（2）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

▶ 土砂災害警戒区域の確認方法

洪水・内水ハザードマップや「マップあいち」（愛知県）により、施設が土砂災害警戒区域に含まれるかご確認ください。

マップあいち <https://maps.pref.aichi.jp/>

（裏面へ）

2 避難確保計画の作成・提出等の義務

(1) 避難確保計画の作成・提出

避難確保計画は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために、必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めるものです。

なお、想定浸水深については、洪水・内水ハザードマップ及び国・県の洪水浸水想定区域図のうち、より大きい浸水深を適用し計画を作成してください。

①提出書類（次の書類をそれぞれ3部提出）

- 1) 避難確保計画作成（変更）報告書 2) 避難確保計画

②提出先

施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課

③作成方法

名古屋市公式ウェブサイトに避難確保計画作成様式（水害編）及び（土砂災害編）を掲載しておりますので、参考にしてください。

なお、作成済の非常災害対策計画に必要な事項が記載されていれば、避難確保計画に兼ねることができます（提出は必要）。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 風水害

▶ 水防法等の改正に伴う避難確保の推進について

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000056233.html>

(2) 訓練の実施

作成した避難確保計画に基づく訓練を年1回以上実施してください。なお、他の規定に基づき、既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施を以って代えることができます。ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知してください。

(3) その他

- ①提出済の避難確保計画に変更が生じた場合は、変更計画の提出をお願いします。
- ②提出された避難確保計画のうち1部は、確認後に返送しますので、施設にて保管してください。
- ③避難確保計画が提出されない場合には、施設名を公表することがあります。
- ④避難や防災に関する情報収集の手段として、本市の電子メール情報提供サービス「きずなネット防災情報」をご活用ください。

市公式ウェブサイト ▶ 暮らしの情報 ▶ 防災・危機管理 ▶ 災害が起きたら

▶ 災害時の情報について ▶ 「きずなネット防災情報」について

<http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000026561.html>

＜お問い合わせ先＞ 名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室
井深・岩永 （TEL：052-972-3527）

平成 31 年 3 月 25 日

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

大規模災害時の「福祉避難所」の指定へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定を推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護保険施設への入所の必要性はないものの、小・中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災直後、一般避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認したうえで移動していただく「二次的な」避難所と位置付けており、発災時の事業所の被災状況を確認しながら開設します。

福祉避難所につきましては、東日本大震災や平成 28 年熊本地震においても被災地の各地に設置されるなど（熊本市では 92 か所開設 585 名が避難）、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定についてご検討くださいますようお願いいたします。

ご連絡をいただきましたら、個別に訪問しご説明させていただきます。

（参考）

指定福祉避難所数

121 か所（平成 31 年 2 月 28 日現在）

指定している主な事業所種別

（高齢福祉施設）通所介護事業所、特別養護老人ホーム（通所介護併設）等
（障害福祉施設）生活介護事業所、就労継続支援事業所等

【本件のお問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局監査課調査係（武藤・乾）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活において配慮を要する方を対象に開設される避難所であり、一般の指定避難所内に確保される「福祉避難スペース」と、そこでも避難生活が困難な方のための二次的避難所で、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設される「拠点的な福祉避難所」の2つがあります。

この資料で「福祉避難所」といった場合、後者の「拠点的な福祉避難所」の方を指します。

福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定させていただきます。

- ① 土砂災害危険箇所区域外に位置すること
- ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
- ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
- ④ 避難者用スペースとして 20 m²（1人当 2 m²として介助者を含め 10 人分）以上が確保できること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください。）。

※ 想定している事業所は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とします。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

要配慮者もまずは一般の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者を振り分けさせていただき、福祉避難スペースでの避難生活が困難な方に福祉避難所へ避難していただきます。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません。）。

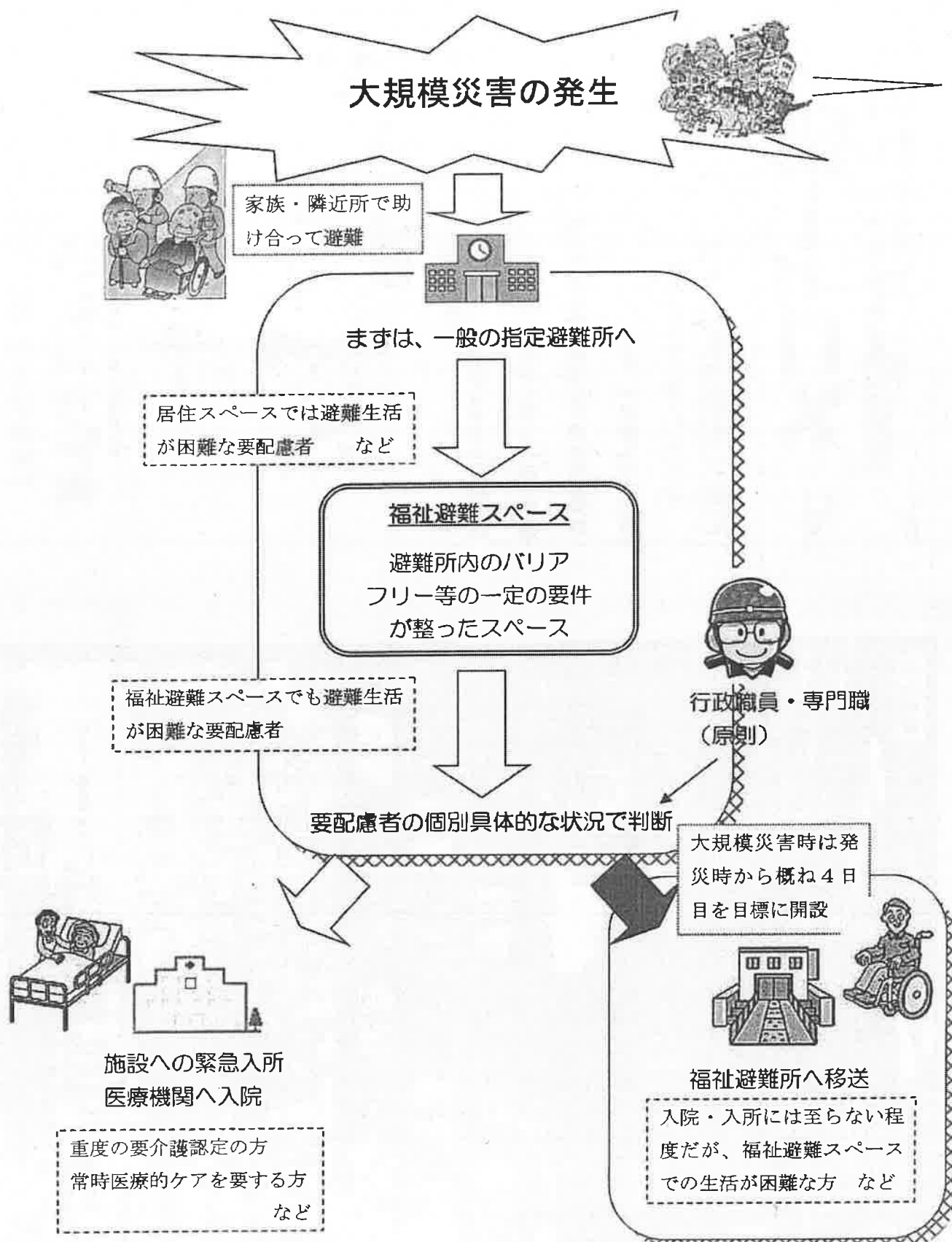
車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があつてトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
【以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます】
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送（可能な範囲で）
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

要配慮者の避難支援のイメージ



事業主用

ハローワーク名古屋中

AICHI WISHセンター

(介護・看護・保育・建設・警備・運輸分野の総合支援)



介護 **看護** **建設** **運輸** **保育** **警備**

上記6分野に特化した専門の窓口です。
 当コーナーは、日頃よい人材確保に奔走され
 ている事業主の皆様のお手伝いをします。
 まずは、お電話を!! 『予約制』です。

【お問合せ先】

アイチ ウィッシュ
AICHI WISHセンター (人材確保対策コーナー)
 〒460-8640
 名古屋市中区錦2-14-25あい☆ワワーク3階
 TEL: 052-855-3740 (代表) 部門コード48 # FAX: 052-857-0222

あいワワーク

メニュー紹介

○求人内容のアドバイス

求人は出ているけどなかなか応募がない
 ...条件が悪いのだろうか? 他社はどうかだろうか?

- 求職者が希望する条件
- 求職者目線での仕事内容の記入方法
- 同業他社の求人条件
- 求職者の仕事の探し方

などなど、応募がない場合は1度ご相談ください。



※駐車場はありませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

まずはお気軽にお電話を!!

予約優先 052-855-3740 (代表) 部門コード48 章

求職者用

ハローワーク名古屋中
AICHI WISHセンター
(介護・看護・保育・建設・警備・運輸分野の総合支援)

ゆったしいしたスペース
予約相談・担当者が可能です

就職相談会等随時開催

介護

看護

保育

建設

運輸

警備

各分野専門の相談員が
就職まで完全サポート

上記6分野に特化した
専門の窓口です!!

予約相談で待ち時間なし



※本館はあひなで、館内の図はあひなを模して作成されています。

【お問合せ先】

アイチ ウィッシュ

ハローワーク名古屋中

AICHI WISHセンター (人材確保対策コーナー)

〒460-8640 (介護・看護・保育・建設・警備・運輸分野の総合支援)

名古屋市中区錦2-14-25あい☆ミワーク3階

TEL: 052-855-3740 (代表) 部門コード48 # FAX: 052-857-0222



担当者紹介

担当者制

職業相談・紹介を同じ担当が一貫した就職支援を行います。就職までを完全フォローいたします。予約制で待ち時間なしで相談ができます。

支援内容

- あなたの経歴・経験を考慮した個別職業相談
- 仕事に関する情報、就職相談会や各種セミナー等の案内
- 履歴書・職務経歴書の添削
- 模擬面接

など



私たちがお手伝いします!!

予約優先 052-855-3740 (代表) 部門コード48 号

平成31年度

名古屋市福祉人材育成支援助成事業

従業員のキャリアアップに資するもの（事業所の指定を受けているサービスに係るものに限る。）で、事業所が負担した試験受験料や研修受講料の4分の3を、事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで助成します。

1 対象となる試験及び研修(対象経費)

以下の試験受験料や研修受講料が対象です。対象となる従業者は、入所者（利用者）に対して、直接的な介護に従事している方です。

社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験、精神保健福祉士国家試験、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護職員初任者研修、実務者研修、ユニットリーダー研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、精神科訪問看護基本療養費算定要件研修、生活援助従事者研修※1、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、同行援護従業者養成研修、全身性障害者移動介護従業者養成研修、重度訪問介護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、名古屋市移動支援事業従業者養成研修、喀痰吸引等研修※2（第1号・第2号・第3号）。

○受験対策講座や、参考図書、交通費、宿泊費、飲食費については対象外です。

※1 平成31年度から、太字の研修を対象に追加しました。

※2 障害福祉サービス事業所については本市の対象となります。なお、介護サービス事業所については、愛知県の研修受講支援事業費補助金（愛知県地域福祉課 問い合わせ先裏面）の対象となります。

2 助成金額（助成限度額）

事業所が負担した対象経費に4分の3を掛けた金額（事業所のサービス種別に応じて最大20万円まで）を助成します。



サービス種別	助成限度額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅介護支援、介護予防支援 障害福祉サービスの居宅介護（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）	100,000 円
地域密着型サービス（各種）、特定施設入居者生活介護	150,000 円
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	200,000 円

※それぞれのサービス種別において、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含みます。

3 注意事項

- 事業を実施する 10 日前までに申請書類一式を提出してください。（申請を受理し交付を決定するまで、事務手続きに 10 日程度必要であり、交付決定後に行った事業が助成の対象です。）
- 平成 32 年 3 月 31 日までに事業が完了し、経費の支払いが完了するものについて申請いただけます。
- 申請書は、事業所ごとに作成してください。
- 助成限度額に達するまでは、何度でも申請できます。
- 対象経費は、受験料、受講料です。
受験対策講座費、参考図書費、交通費、宿泊費、飲食費などについては、助成対象外です。
- ★申請書類のダウンロード、記入例については、
NAGOYAかいごネット
(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>) を
ご覧ください。



4 申請書提出先・問い合わせ先

サ ー ビ ス 種 別	申請書提出先 問い合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・居宅介護支援・介護予防支援・地域密着型サービス（各種）・特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 ※介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む。	健康福祉局介護保険課 電話：972-2537
居宅介護（重度訪問介護・同行援護・行動援護を含む。） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2558

※愛知県地域福祉課 電話：052-954-6814

職員研修をご活用ください！

本市では、障害福祉サービス事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、階層別・職種別研修を実施しています。

研修の受託法人または名古屋市より各事業所へ開催案内を配布しますので、ご活用ください。

研修対象施設と研修名

設立法人		社会福祉法人	社会福祉法人以外の法人
日中活動系サービス・居住系サービス・計画相談支援・地域相談支援・地域生活支援・障害児通所支援	知的障害者	名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会との共催による研修	高年齢・障害福祉職員研修※ (旧：社会福祉施設職員研修)
	身体障害者		
	精神障害者		
	難病等		
訪問系サービス		ホームヘルパー現任研修	

※平成 30 年度より研修の名称を変更。また、受講対象に訪問系サービス事業所、地域生活支援事業所、障害児通所支援事業所を追加。

平成 31 年度スケジュール（予定）

	高年齢・障害福祉職員研修	ホームヘルパー現任研修
通知時期	5 月・7 月・10 月	5 月・8 月・9 月
研修実施時期	7 月～翌年 2 月	7 月・9 月・10 月

*名古屋市知的障害者福祉施設連絡協議会との共催による研修については、協議会加入施設のみに随時通知します。

平成 31 年 3 月

各障害福祉サービス事業者 御中

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課

障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」の活用について（依頼）

日頃は、本市健康福祉行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、障害福祉職場における人材の確保が困難な状況であることを受け、障害福祉の仕事の理解促進とイメージアップを図るため、別添冊子「Smile Story」を作成し、28 年度より各所へお配りしております（昨年度の集団指導でもご紹介済み）。

各事業所におかれまして、今後の職場見学及び実習生の受入れ時、並びに求人活動等においてご活用いただける場がございましたら、本市より配布させていただきますので、下の報告書にて希望部数等をご連絡いただきますようお願いいたします。

健康福祉局障害福祉部障害者支援課 担当 前畑

TEL 052-972-2558 FAX 052-972-4149

E-mail : a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

障害福祉職場イメージアップ冊子「Smile Story」希望部数報告書

平成 年 月 日

法人名		
事業所名		
連絡先	郵便番号	〒
	住所 (送付先)	
	電話番号	
ご担当者名		
希望部数	部	

(宛先) 名古屋市健康福祉局障害者支援課推進係 担当 前畑

ファックス番号：052-972-4149

※必要事項を記入の上、本状のままFAXでお送りください（送付状不要）。

※上記内容を、下記メールアドレスあてお送りいただいても結構です。

メールアドレス：a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

平成 31 年 3 月

各関係施設・事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害者支援課長

平成 31 年度 健康福祉局防災訓練の実施について

本市においては、毎年、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」を実施しております。健康福祉局におきましても、その一環として、民間の各施設・事業所を対象に、防災意識の高揚と防災体制の強化を図ることを目的として、防災訓練を実施しているところです。

本市としましては、各施設等において、本防災訓練を積極的に活用していただき、非常災害時の体制強化を図っていただきたいと考えております。

つきましては、防災訓練への参加を希望する施設等におきましては、下記のとおり、ご連絡いただきますようお願いいたします。訓練の趣旨をご理解いただき、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

1 対象施設・事業所

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に限る。）、地域活動支援事業所、福祉ホーム

2 防災訓練の概要（情報伝達訓練）

（1）実施時期

9月上旬頃

（2）実施内容（情報伝達訓練）

- ① 大規模地震が発生したとの想定のもと、地震に関する情報を障害者支援課から、FAX及び電子メールにより各施設等へ伝達する。
- ② 各施設等は、FAX等の受信後、ただちに職員や利用者に情報を伝達するとともに、施設等の被害状況の確認等を行う。
- ③ 各施設等は、訓練実施後、問題点や反省点等について振り返りを行い、所定の様式により、障害者支援課へ報告する。

※上記は、30 年度実施内容です。年度により、内容が異なる場合がありますので、ご承知おきください。

3 参加を希望する場合の連絡方法

参加を希望する施設・事業所は、電子メールにより、下記の連絡先に、件名に「平成31年度防災訓練に参加を希望します」と入力の上、「事業者番号」「施設・事業所名（サービス種別を含む）」「FAX番号」「メールアドレス」を送信してください。

期日：平成31年5月27日（月）

連絡用メールアドレス：a2557-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※本メールアドレスは、訓練以外では使用しませんので、ご注意ください。

4 その他

平成31年度の防災訓練の詳細については、ご参加を希望いただいた施設、事業所宛に電子メールにて、ご連絡をいたしますので、ご承知おきください。（平成31年8月頃を予定）

（障害者支援課推進係 TEL：052-972-2558）

大規模災害時における安否確認に係る情報提供のお願い

災害時に、障害者の安否確認の支援を円滑に進めるために、各施設・事業所におかれましては、利用者の安否情報に係る本市への提供について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

協力を依頼する内容

大規模災害時に、利用者の安否情報を、本市へ可能な範囲でご提供ください。

1 情報提供を求める災害

名古屋市内で震度5強以上の地震が発生した地域、あるいは避難勧告が発令された災害が発生した地域がある場合

2 安否確認の範囲

障害者総合支援法に基づく各施設・事業所の名古屋市内のサービス利用者

事前準備

各施設・事業所におかれましては、災害時に速やかに対応できるよう、あらかじめ準備をお願いします。

- ① ウェルネットなごやから「様式1 安否確認結果報告書」をダウンロードし入手
- ② 「安否確認結果報告書」に、安否確認対象者の「氏名」「フリガナ」欄等を入力
- ③ 電子メールのアドレス帳に報告用メールアドレスを、ファックスに報告用FAX番号を登録
- ④ パソコンが使用できない状態となった場合に備えて、紙を出力し適切に保管

報告用メールアドレス (anpi@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

報告用FAX番号 (052-972-4149)

※昨年度までとFAX番号が変更されています。ご注意ください。

災害時

- ① 「安否確認結果報告書」の“確認日時”“身体等の状況”“現在の居所”“備考”欄を入力又は記入。
- ② 「安否確認結果報告書」を、電子メールもしくはFAXにより送信
- ③ 「安否確認結果報告書」により報告した安否情報について、新たな情報を入手した場合は、送付回数を記入した上で、再送信

利用者への説明

大規模災害時に、本市へ安否情報を提供する場合があることについて、事前に利用者へご説明いただきますようご協力をお願いします。

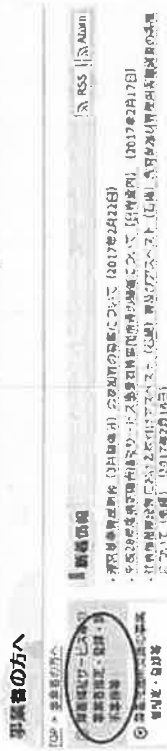
(障害者支援課推進係 TEL972-2558)

【様式1 安否確認結果報告書のダウンロード手順】

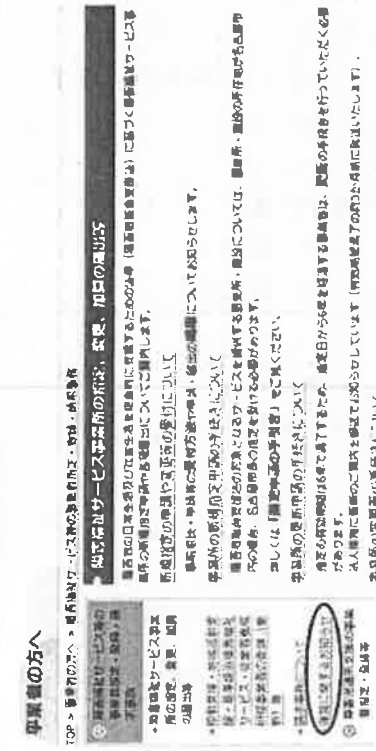
手順① ウェルネットなごやのトップページ「事業者の方へ」をクリックする。



手順② 「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」をクリックする。



手順③ 「運営に関するお知らせ」をクリックする。



手順④ 「事業所運営上の留意事項」をクリックする。

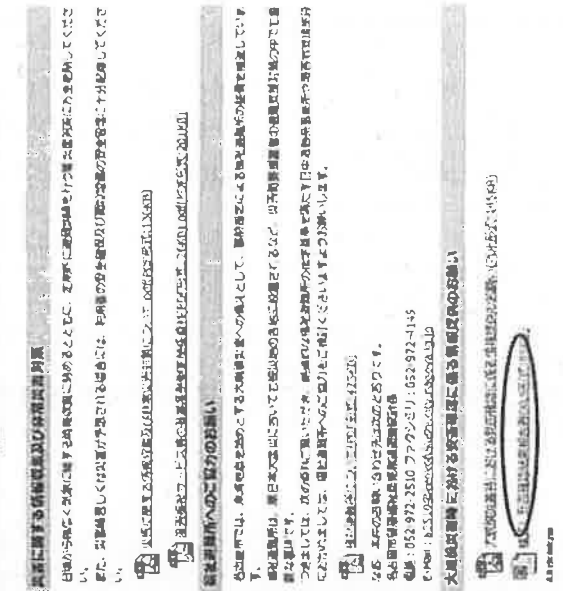


手順⑤ 「防火・防災・防犯対策」をクリックし、ページの下の方へスクロールする。



手順⑥ 「様式1

安否確認結果報告書」をクリックし、ダウンロードする。



平成 31 年 3 月

各関係施設 管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

吹付けアスベスト等の使用実態調査等の推進について（依頼）

日ごろは本市の障害福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

平成 28 年 12 月 27 日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について」及び平成 31 年 1 月 28 日付「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査のフォローアップ調査の実施について」におきましては、アスベストの実態調査へのご協力をいただきありがとうございました。

建築物等に使用されている建材のアスベストの有無について未だ確認作業が済んでいない施設・事業所におかれましては、別添の資料を参考に、ご対応いただきますようお願いいたします。また、実態調査の結果、アスベストの使用が確認された場合には、除去等の適切な対応を講じていただきますようお願い申し上げます。

【 実態調査対象事業所 】

- ・ 居宅介護事業所（重度訪問介護、同行援護、行動援護を含む。）
- ・ 障害者支援施設
- ・ 障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ・ 短期入所事業所
- ・ 就労定着支援事業所
- ・ 自立生活援助事業所
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 福祉ホーム
- ・ 地域活動支援事業所
- ・ 相談支援事業所

※ただし、平成 18 年 9 月 1 日以後に新築の工事に着手した建築物については、対象から除かれます。

（ 障害者支援課 ）

石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

1 事前調査（第3条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②石綿の封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ、当該建築物等について、石綿の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果、使用の有無が明らかとならなかったときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録し、また、これらの調査結果の概要等について掲示しなければなりません。

ただし、石綿が吹き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているものとみなし、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査についてはこの限りではありません。

2 作業計画（第4条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、を行うときはあらかじめ以下に示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければなりません。

- ① 作業の方法及び順序
- ② 石綿の粉じんの飛散を防止し、又は抑制する方法
- ③ 作業を行う労働者への石綿の粉じんのばく露を防止する方法

3 作業の届出（第5条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業における石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②石綿の封じ込め又は囲い込みの作業、③これらに類する作業、を行うときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届出等提出しなければなりません。

4 吹き付けられた石綿の除去等に係る措置（第6条関係）

①石綿が吹き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業における当該石綿を除去する作業、②切断等を伴う石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、③石綿の封じ込め又は切断等を伴う囲い込みの作業、を行う場合には、それらの作業を行う場所のそれ以外の作業を行う作業場所からの隔離や集じん排気装置の使用、作業場所・前室の負圧の保持、作業場所の出入り口における前室の設置、洗身室と更衣室の併設、漏えいなどの点検をしなければなりません。

5 切断等を伴わない保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置（第7条関係）

①切断等を伴わない石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業、②切断等を伴わない囲い込みの作業、に労働者を従事させるときは、原則として作業場所に作業従事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特定元方事業者は、他の作業が保温材等の除去作業と同一の場所で行われるときは、除去作業の開始前までに、関係責任人に当該作業の実施について通知するとともに、作業時間帯の調整等の措置を講じなければなりません。

6 石綿の使用の状況の通知（第8条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業、を行う仕事の発注者は、その請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

7 建築物の解体工事等の条件（第9条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込み作業を行う仕事の注文者は、石綿の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づき命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

8 建築物等に吹き付けられた石綿の管理（第10条関係）

事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、労働者がその粉じんによりばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿については、事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者が同様の措置を講じなければなりません。

9 労働者を臨時に就業させる建築物等における措置（第10条関係）

労働者を臨時に就業させる建築物の壁等に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及び労働者がその粉じんによりばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

10 石綿の切断等の作業に係る措置（第13条、第14条関係）

以下のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿を湿潤な状態のものとするとともに、石綿の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければなりません。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければなりません。

- ① 石綿の切断、穿孔、研削等の作業
- ② 石綿を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業
- ③ 石綿の封じ込め又は囲い込みの作業
- ④ 粉状の石綿を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- ⑤ 粉状の石綿を混合する作業
- ⑥ ①～⑤の作業において発生した石綿の粉じんの掃除の作業

11 立入禁止措置（第15条関係）

石綿を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

12 石綿作業主任者の選任（第19条、第20条関係）

石綿を取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせなければなりません。

- ① 作業に従事する労働者が石綿の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を点検すること。

13 特別の教育（第27条関係）

①石綿が使用されている建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、所定の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければなりません。

14 掃除の実施（第30条関係）

作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によって、毎日一回以上、掃除を行わなければなりません。

15 洗浄設備（第31条関係）

石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。

16 容器等（第32条関係）

石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが飛散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確實な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。

石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが飛散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。

17 使用された工具等の付着物の除去（第32条関係）

石綿を取り扱うために使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではありません。

18 喫煙等の禁止（第33条関係）

石綿を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

19 掲示（第34条関係）

石綿を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

- ① 石綿を取り扱う作業場である旨
- ② 石綿の人体に及ぼす作用
- ③ 石綿の取扱い上の注意事項
- ④ 使用すべき保護具

20 作業の記録（第35条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から4年間保存するものとします。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間（直接石綿を取り扱わない者にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取り扱う作業の概要及び作業に従事した期間）
- ③ 石綿の粉じんにより著しく汚染された事象が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

21 健康診断の実施（第40条、第43条関係）

石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事したことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。

健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

22 保護具等の管理（第46条関係）

保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときはこの限りではありません。

このパンフレットについては、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。（平成26年6月作成）

アスベスト（石綿）について

アスベスト（石綿）の概要については、以下のとおりです。

① アスベストとは

アスベスト（石綿）は、天然に産出する鉱物の一種で、建築材料を中心に、さまざまな用途に使用されてきました。

しかし、その有害性が明らかになり、現在ではアスベストや、重量の0.1%以上のアスベストを含有する全てのものの製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により禁止されています。

② アスベストの種類（6種類）

建材等を使用したアスベストは、主にクリソタイル、アモサイト及びクロシドライトとされていましたが、トレモライト、アンソフィライト及びアクチノライトが建築物の吹付け材から検出されたことから、この6種類のアスベストを規制の対象としています。

（参考）6種類のアスベスト

旧3種アスベスト	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト
新3種アスベスト	トレモライト、アンソフィライト、アクチノライト

③ アスベストを含む建材の措置

事業者は、労働者が就業する建築物などの天井などに吹き付けられたアスベスト又は張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材が損傷や劣化などでアスベスト等の粉じんを発生するおそれがある場合は、アスベストの除去、封じ込め、囲い込みなどの措置が必要です。

（参考）除去等の措置が必要な建材

レベル1	吹付け材
レベル2	保温材
	耐火被覆材
	断熱材

アスベスト使用実態調査の調査対象について

アスベスト使用実態調査の調査対象については、以下のとおりです。

調査対象施設種別

「（別紙1）調査対象施設種別」に掲げる社会福祉施設等

調査対象建築物等

平成18年9月1日以後に新築の工事に着手した建築物を除く全ての建築物その他の工作物（建築物等）



調査対象建材

調査対象建築物等に使用されている建材であって、以下のアからエに掲げるもの

調査対象建材	内 容
ア 吹付けアスベスト等	建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたもの。吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けひける石（バーミキュライト）など。
イ アスベスト含有保温材	熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されているようなもの。石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有バーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有バーミキュライト保温材、石綿含有水練り保温材など。
ウ アスベスト含有耐火被覆材	吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されているもの。石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材など。
エ アスベスト含有断熱材	石綿屋根用折版断熱材、石綿煙突用断熱材。

調査対象建材の特定方法

調査対象建材の特定方法については、以下のとおりです。

① 設計図書等による確認

設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定します。

その際、「(別紙2)石綿含有建材品目例(参考)」に示す品目例に該当するか否かが一つの具体的判断基準と考えられますが、この品目例以外にも調査対象建材に該当する可能性があるため、アスベストの含有の有無が明確に判断できない場合は、分析調査を行い、調査漏れのないよう十分留意してください。

② 分析調査の実施

設計図書等では確認できない場合は、分析調査を実施します。

アスベストの分析調査については、主に以下のものがあります。これまで、①及び②による分析調査を実施している場合であっても、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合があるため、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施する必要があることに留意してください。

	①「平成8年3月29日付基発第188号通知」又は「平成17年6月22日付基安化発第0622001号通知」による分析調査(※既に廃止済み)	JIS法	
		②JIS法(JIS A1481)による分析調査(※既に廃止済み)	③JIS法(JIS A1481規格群)による分析調査
分析対象アスベスト	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト(3種類)	主にクリソタイル、アモサイト、クロシドライト(3種類) ※ただし、別途トレモライト、アンソファイト、アクチノライトについても解説に分析方法を記載	クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソファイト、アクチノライト(6種類)

※①及び②による分析調査の場合、分析の対象にトレモライト等が含まれていない場合もあります

→調査対象建材が使用されていることが判明し、アスベストのばく露のおそれがあるときは、除去等の措置を講じる必要があります。

分析調査の実施に当たっての主な留意点

分析調査の実施に当たっての主な留意点については、以下のとおりです。

原則

設計図書等ではアスベスト使用の有無が確認できず、分析調査を実施する場合は、**JIS法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査**を実施することを原則とします。

これまでにJIS法(JIS A1481規格群)以外の分析調査を実施している場合

これまでにJIS法(JIS A1481規格群)による分析調査以外の分析調査を実施している場合は、次のとおり分析調査を実施してください。

状況	実施する分析調査
ア これまでに、「平成8年3月29日付基発第188号通知」又は「平成17年6月22日付基安化発第0622001号通知」による分析調査を実施した場合	① アスベスト含有率の分析方法が 0.1%までの精度を有する分析調査 を実施した場合 ⇒ JIS法(JIS A1481規格群)により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること。 ② アスベスト含有率の分析方法が 0.1%までの精度を有しない分析調査 を実施した場合 ⇒ JIS法(JIS A1481規格群)により、6種類のアスベストを対象とした分析調査を実施すること。
イ これまでに、トレモライト等を対象としていないJIS法(JIS A1481)による分析調査を実施した場合	⇒ JIS法(JIS A1481規格群)により、トレモライト等を対象とした分析調査を実施すること
ウ これまでに、6種類のアスベストを対象としたJIS法(JIS A1481)による分析調査を実施した場合	⇒ 分析調査を改めて実施する必要はない。

平成 31 年 3 月

各障害者支援施設管理者 様
各障害福祉サービス事業者管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」
のご活用について（依頼）

日ごろは本市の障害福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の作成の報告がありましたので、周知させていただきます。

障害者の意思決定の支援がより一層適切に図られるよう、各施設・事業所におきまして、ご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、当該ガイドラインにつきましては、厚生労働省ホームページ他、ウェルネットなごやからダウンロードいただけます。

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」掲載場所

○厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaiihokenfukushibu/0000159854.pdf>

「厚生労働省 HP (<http://www.mhlw.go.jp/>)」→「テーマ別を探す」→「障害者福祉」→「施策情報」→「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

○ウェルネットなごや

>TOP >事業者の方へ >障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
>運営に関するお知らせ >関係通知その他参考情報 >各種パンフレット類
>障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

（障害者支援課）

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

I 趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

II 総 論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1) 本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2) 意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしなが、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3) 人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- (2) 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
- (3) 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1) メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2) 相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3) 自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポーター等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることににより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づき方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

Ⅲ 各 論

1. 意思決定支援の枠組み

意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの5つの要素から構成される。

(1) 意思決定支援責任者の配置

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心にかかわり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の仕組みを作る等の役割を担う。サービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することが考えられる。

(2) 意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、意思決定が必要な事項に関する参加者の情報を持ち寄り、意思を確認したり、意思及び嗜好を推定したり、最善の利益を検討する仕組み。「サービス担当者会議」や「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられる。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

2. 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。

3. 意思決定支援の根拠となる記録の作成

意思決定支援を進めるためには、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を把握しておくことが必要である。家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解することは、本人の意思を推定するための手がかりとなる。

4. 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組みを促進させることが重要である。

5. 関係者・関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。協議会を活用する等、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

6. 本人と家族等に対する説明責任等

障害者と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。意思決定支援に関わった関係者等は、業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

Ⅳ 意思決定支援の具体例

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援
2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援
3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

○ 意思決定支援の流れ

意思決定が必要な場面 ・ サービスの選択 ・ 居住の場の選択 等

本人が自分で決定できるよう支援

自己決定が困難な場合

意思決定支援責任者の選任とアセスメント
相談支援専門員・サービス管理責任者
兼務可

○ 本人の意思決定に関する情報の把握方法、意思決定支援会議の開催準備等
○ アセスメント ・ 本人の意思確認 ・ 日常生活の様子観察 ・ 関係者からの情報収集 ・ 本人の判断能力、自己理解、心理的状況等の把握 ・ 本人の生活史等、人的・物理的環境等のアセスメント・体験を通じた選択の検討 等

意思決定支援会議の開催
サービス担当者会議・個別支援会議
と兼ねて開催可

本人・家族・成年後見人等・意思決定支援責任者・事業者・関係者等による
情報交換や本人の意思の推定、最善の利益の判断

意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

支援から把握される表情や感情、行動
等から読み取れる意思と嗜好等の記録

意思決定に関する記録の
フィードバック

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を決めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができる意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心しているように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることに付いていき、人から喜ばれるとうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わるのが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が陰しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、そうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

2. 施設での生活を継続するかどうかの意思決定支援

施設入所支援を利用して15年になるBさんは、知的障害と自閉症があり、言葉によるコミュニケーションが難しい状態であった。また、家族が亡くなり、成年後見人が選任されていた。担当の相談支援専門員は、継続サービス利用支援によるモニタリングで、今後も引き続き施設入所支援を利用するのか、グループホーム等に生活の場を移行するのか、Bさんの意思決定支援が必要であると考えていた。

そこで、担当の相談支援専門員が意思決定支援責任者となり、Bさんと成年後見人、施設入所支援のサービス管理責任者とBさんの担当職員、グループホームのサービス管理責任者の参加により、Bさんの意思決定支援会議を開くこととなった。Bさんは、いつものスケジュールとは違う会議への参加となり、落ち着きがなく不安そうにしていた。その様子を見ていた成年後見人は、Bさんが施設に慣れて落ち着いた生活を送れているのに、生活の場を変えることでBさんが不安定な状態にならないか不安であると話した。意思決定支援責任者が、自宅でのBさんの様子について成年後見人に尋ねると、帰省した時は、自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べていること等が話された。施設入所支援のサービス管理責任者と担当職員はその話を聞いて、施設では自分でお湯を沸かしたり、カップラーメンを作って食べたりする場面がなかったため、施設的环境がBさんの本来できることを狭めてしまっているのではないかと、Bさんにとってよりよい生活の場について考えることが必要ではないかと思った、と話した。

Bさんは、目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行く活動を選んだり是可以するが、経験したことがないグループホームの生活と今の施設の生活を比べて選ぶことは難しかった。そこで、グループホームのサービス管理責任者は、空き部屋のあるグループホームがあるので、体験利用をしてみて、その様子からBさんの意思を確認してはどうかと提案した。成年後見人も、「体験してみた結果がBさんのためになるなら」という意見であった。

意思決定支援責任者である相談支援専門員は、意思決定支援会議の結果を踏まえてサービス等利用計画を変更し、地域移行支援に基づくグループホームの体験利用を行う内容に見直した。また、1ヶ月後に再度意思決定支援会議を開き、Bさんの体験利用の様子を共有し、Bさんが今後の生活の場について施設の利用を継続したいのか、グループホームで生活したいのかについて確認することになった。Bさんがグループホームで混乱しないように、施設で使っていた絵カードやスケジュールをグループホームでも使うことにした。人数の少ないグループホームの環境は、Bさんにとって落ち着けるようだった。近くのコンビニエンス・ストアに買い物に行ったり、カップラーメンを作ったり、冷凍食品を電子レンジで温めて食べたりと、Bさんは生活を主体的に広げていった。

1ヶ月後に、意思決定支援会議が開かれ、グループホームでの体験利用の様子が報告された。その内容から、Bさんの意思がどこにあるのか、成年後見人も含めた誰にとっても明らかであった。

3. 精神科病院からの退院に関する意思決定支援

65才の女性Cさんは統合失調症で、引きこもりがちで軽度の知的障害がある32才の息子Dさんと二人暮らしをしていた。自宅は持ち家で、Cさんの老齢年金と遺族年金で生計を立てていたが、生活は苦しかった。Cさんは、数年前に交通事故に遭ってから家事が難しくなり、Dさんが買い物や掃除、洗濯、調理を行っていた。ところが、1年前にDさんが家出をしてから不穏になり、近隣宅に上がり込む等の行為が度々起こるようになり、医療保護入院となった。家出していたDさんは、Cさんが入院した後、自宅に戻ってきた。Dさんの家出の原因は、病状が不安定なCさんの面倒をみることに疲れてしまったためであったが、Cさんが退院した後は、一緒に生活することを希望していた。

Cさんは、入院して3か月で病状が安定した。しかし、自発的な意思の表明が乏しく、意欲の低下もあり「もう自宅へは帰れない」と退院をあきらめてしまっているようだった。

病院のソーシャルワーカーが「退院後生活環境相談員」となり、熱心に退院に向けた働きかけを行ったが、Cさんは黙り込んでしまうだけだった。退院支援委員会は、入院中の障害者や家族からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う地域援助事業者として、委託相談支援事業所に参加してもらうことにした。

委託相談支援事業所の相談員は、地域移行支援の利用を念頭に、意思決定支援責任者として意思決定支援会議を開いた。参加者は、病院の主治医と退院後生活環境相談員、病棟受け持ち看護師、役所の障害福祉担当職員、保健所の保健師、息子のDさんであった。Cさんは、参加したくないとのことだった。

役所の障害福祉担当職員とDさんによれば、Cさんは、一家を支えるしっかり者だったが、発病後、金銭をだまし取られる等の苦勞をしてから不安が強くなり、同じことの確認を何回もすることもあったが、丁寧な説明があれば理解できる力をもっていること、入院前には、服薬の中断や減薬により怒りやすく命令口調となり、近隣住民への被害妄想もあったことが話された。病院の主治医と退院後生活環境相談員からは、入院中のCさんは、陰性症状のため自発的な意思の表明が乏しく、人に対する警戒心もあってほとんど話しをすることがないという状況が報告された。意思決定支援会議では、Cさんが「もう自宅へは帰れない」と言った背景を理解し、Cさんの意思を確認する手がかりを得るために、意思決定支援責任者である相談員がCさんを伴って自宅に行ってみることにした。

自宅は老朽化が進んでおり、Dさんが家出をしていた1年間でゴミ屋敷のような状態になっていた。自宅に戻ったDさんも交えて、Cさんの話を聴いた。Cさんは、家事全般をしてくれていたDさんが家出をしたことはショックだったこと等を話し始めた。Cさんは、趣味だった手芸品や書道作品、賞状等を見せてくれた。昔の写真には、流行の服を着て笑顔でポーズをとる姿が写っていた。実家は立派な透かし彫りの小壁がある自慢の家だったという。Cさんは、自宅に帰りたい気持ちはあるが建物が老朽化してゴミ屋敷の状態であり、入院生活での足腰の筋力の低下により自宅の和式トイレを使うことができないため生活できないと考えていたこと、引っ越すとしても、お金をだまし取られたため資金がないこと、生活費が苦しいこと等問題が山積みで、「もう自宅へは帰れない」とあきらめていたと話した。

相談員は、Cさんの所得状況だと生活保護の申請ができること、そのための手続やアパート探しの仕方等をわかりやすく説明し、自宅以外の暮らしもできることを丁寧に伝えた。息子のDさんは、それができる限り協力することをCさんに伝えた。

相談員は、再度意思決定支援会議を開いた。今回はCさんも参加し、生活保護を受けてアパートを借り、息子と生活したいという意思を伝えることができた。Cさんは、退院後も、日常生活の様々な場面で意思決定支援を受けながら、本人らしい生活を送っている。

Bさんの意思決定支援のためのアセスメント表

＜意思決定支援が必要な項目＞ Bさんがこれからどのような場所でのような生活をしていきたいのか？	
＜これまでの生活史＞ ○Bさんは会社員のお父さん(当時35歳)と専業主婦のお母さん(当時30歳)との間に昭和○年に生まれました。また、Bさんには5歳年下の弟がいます。特に重い病気にかかることなく育ちましたが、2歳になっても言葉を話せませんでした。そして3歳児健診で知的な発達に障害があること、自閉症であることがわかりました。その後、Bさんはお母さんと一緒に地域の障害児通園施設に通って、言葉を少しずつ出すような療育活動に参加したりしましたが、自分のやりたいことができなかったりするときにはバニックになって大きな声をだしたり、周囲の人に噛みついてしまったりすることが増えていきました。その後、小学生になりましたが、地域の学校ではなく特別支援学校にバスに乗って通うようになりました。特別支援学校でも次にすることがよくわからなかったり、自分のしたいことができないときにはよくバニックになっていました。その時は先生と一緒に校庭を散歩すると気持ちが落ち着きました。学校では先生が工夫して次の行動がわかりやすいように絵などで説明してくれるようになりました。それで、次に何をすればいいのかが少しずつ分かるようになりました。バニックになることも少なくなりました。中学校と高校も特別支援学校に通いました。小さい頃から身の回りのことはお母さんが手伝ってくれました。夏などはお母さんが食事がわかりやすいようにおいてくれるので、間違えないようにすることができました。食事などはすべてお母さんが準備してくれましたが、中学生くらいになると好きなカップラーメンは自分でお湯を沸かして作ることもありました。休みの日はお父さんがドライブに連れて行ってくれたり、デパートに買い物に行ったりしました。でも大きな音がしたり、人が多すぎるとバニックになることがあったので、ドライブに行くことがだんだん多くなりました。ドライブもいつも同じコースでないと不安になりました。ドライブの途中でコンビニエンスストアによって好きなお菓子を買うのが楽しみでした。Bさんが18歳になった時お父さんが病気で亡くなりました。そのため、お母さんが独りになってはならなくなりました。Bさんは特別支援学校の高等部を卒業する時、お母さんの介護負担を心配した通所指導の先生から入所施設利用を勧められました。お母さんはなんとかBさんと一緒に暮らせるように色々と考えましたが、年少の弟の世話や仕事しながら私の身の回りの世話までできないので、Bさんは入所施設を利用することになりました。	
意思決定支援会議のまとめ	
＜関係者からの情報＞ ○日常的なスケジュールが変わると落ち着きがなくなり不安そうにしていた。(家族) ○自宅では自分でお湯を沸かしてカップラーメンを作って食べる事がある。(家族) ○施設では自分でお湯を沸かしたリカップラーメンを作る場面がなかった。(入所施設職員) ○目の前にある洋服や食べ物の中から自分が気に入った物を選んだり、絵カードや写真カードを見て、その日に行う活動を選ぶ。(入所施設職員)	＜想定される本人感情＞ ○生活環境が変わると不安定な状態になる恐れがあるので、このままの生活を続けたいのではないかな。 ○自分で食べたいものを調理して作れるような暮らしがしたいのではないかな。 ○今は入所施設での生活しか経験がないので、他にどのような暮らしがあるか知らないで決められないのではないかな。

平成 31 年 3 月

各障害者支援施設管理者 様
各障害福祉サービス事業者管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」
のご活用について（依頼）

日ごろは本市の障害福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

平成 30 年 4 月 26 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡「「社会福祉施設等の防犯に係る安全確保対策に関する調査研究事業」の結果について（報告）」におきまして、「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」作成の報告がありました。

社会福祉施設等の安全確保や地域に開かれた施設運営等の取組を進めるに当たってのご参考としていただき、今後とも、防犯対策等についてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、当該ハンドブックにつきましては、株式会社インターリスク総研ホームページ他、ウェルネットなごやからダウンロードいただけます。

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」掲載場所

○株式会社インターリスク総研ホームページ

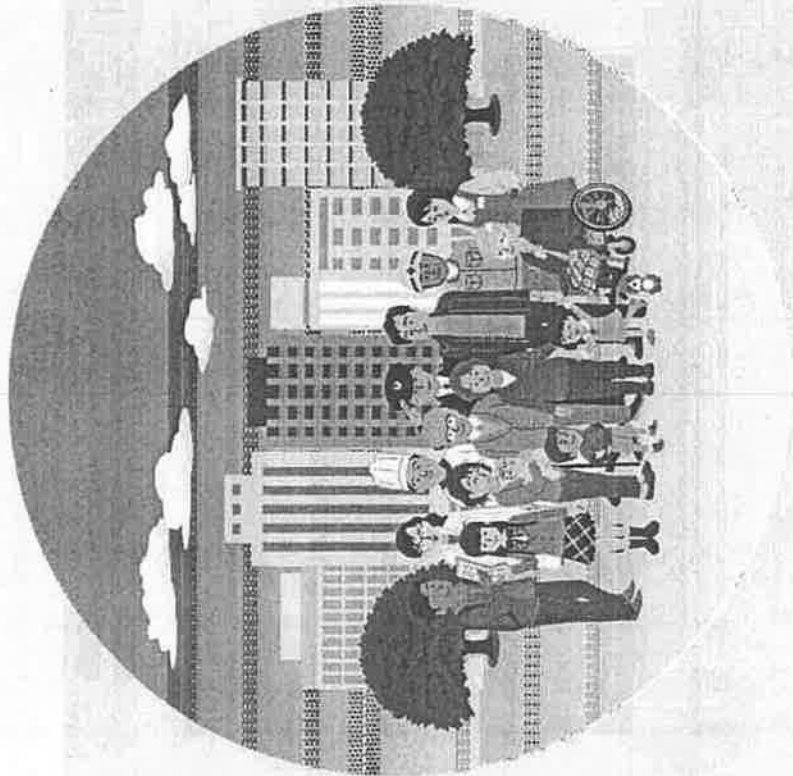
http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf

○ウェルネットなごや

>TOP >事業者の方へ >障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務
>運営に関するお知らせ >事業所運営上の留意事項 >防火・防災・防犯対策
>地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック

（障害者支援課）

地域に開かれた社会福祉施設等の 防犯・安全確保に関する ハンドブック



はじめに

平成28年7月に、神奈川県東部支庁施設において、多数の入所者が殺傷され
るという痛ましい事件が発生しました。これを受けて、平成28年9月に厚生労働省か
ら「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」が発出されまし
た。この通知では、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと安全確
保との両立を図るべく、社会福祉施設等と自治体に向け、「社会福祉施設等における
点検項目」が提示されました。

同通知の発出後、防犯に係る安全確保体制を確立しつつ、地域に開かれた社会福
祉施設等の両立を図るため、平成28年度にまずは各市町村および社会福祉施設
等の防犯に係る取組みの実態を調査しました。この結果、全体的に一定の防犯対策が
取られていることが確認できましたが、地域の関係者との連携体制構築ではまだ取組
みが進んでいないことが分かりました。また、「地域に開かれた」施設という観点と、
「防犯」をどのように実現していくかは難しい課題であることも改めて認識しました。

同調査を踏まえ、防犯に係る取組みのために一体何ができるのかを考えました。一
口に社会福祉施設といっても、高齢者施設、障害者施設、児童施設など、その種類はさ
まざらであり、利用者の違い、施設の違い、施設規模の違い等により、防犯に取組み上
での視点や方法は一概ではありません。検討した結果、様々な施設で実際に取組み
ている事例を紹介することが皆さんのお役に立ちになるのではないかと考えました。

本ハンドブックは、上の調査を踏まえて対象となる社会福祉施設の方々などにヒア
リングを行い、防犯に係る取組みの好事例を収集して、とりまとめたものです。また参
考資料として、防犯に係る取組みに関するチェックリストや不審者侵入時の対応フ
ローの例を掲載しました。本ハンドブックが、社会福祉施設の防犯に係る取組み
において参考としてご利用いただけましたら幸いです。

なお、本ハンドブックの作成にあたり、本文記載の各社会福祉施設および自治体の
方々から多大なご協力をいただきました。
この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成30年3月
株式会社インターリスク研究所

目次

はじめに	2
1. 取組みの全体像	5
① 社会福祉施設等における犯罪と防犯環境.....	5
② 社会福祉施設等の防犯対策における実態と課題.....	6
③ 社会福祉施設等の防犯に係る取組み.....	8
2. ハンドブックの使い方	9
3. ご協力いただいた施設・自治体について	10
本 巻	12
1. 日常の対応	13
(1) 所内体制と職員の共通理解.....	13
ケース1 来訪者に配慮しつつ動線管理を実施.....	13
ケース2 毎日のミーティングと運営製作で職員の共通理解を醸成.....	15
ケース3 様々な社会福祉施設等の参加者がグループワークを通じて不審者対応を意見交換.....	16
ケース4 緊急時の対応に備え、防犯マニュアルを見直し.....	17
ケース5 施設向けの防犯マニュアル作成指針等を自治体が作成・紹介し、マニュアル啓蒙を促進.....	19
(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携.....	20
ケース6 地域の住民との日頃の交流で関係構築 防犯情報の提供ににつながる.....	20
(3) 施設等と利用者の家族の取組み.....	21
(4) 地域との共同による防犯環境の醸成.....	22
ケース7 ボランティアを受け入れ、地域貢献活動を通じて開かれた施設を目指す.....	22
ケース8 地域住民(内会)と一体となった防災・防犯に係る取組み.....	23

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保.....	25
ケース9 カメラ、センサー、照明等で敷地内の動きを察知 利用者、家族、職員の安心感を高める.....	25
ケース10 動線考慮したカメラの設置と施設管理.....	27
(6) その他.....	28
ケース11 入所施設における夜間防犯の課題と取組みの方向性.....	28
ケース12 平時の利用者・利用者家族・職員等との関係性構築を通じた防犯対策.....	29
2. 緊急時の対応	31
(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒態勢.....	31
ケース13 自治体の情報配信メールに登録し、不審者情報を受領.....	31
(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等.....	32
ケース14 事前予告なしで不審者対応訓練を実施 緊急対応の実効性を高める.....	32
参考資料編	34
1. 防犯に係る取組みチェックリスト *日常、緊急時の対応.....	35
2. 不審者侵入への緊急対応フロー *緊急時の対応.....	40
3. 厚生労働省「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」平成28年9月.....	41

1. 取り組みの全体像

① 社会福祉施設等における犯罪と防犯環境

想定される犯罪

一般的に、住居では窃盗など身近な生活犯罪をはじめとして、強盗や殺傷などの犯罪が発生する可能性があり、社会福祉施設等でも同様の犯罪が想定されます。また、社会福祉施設等では、犯罪にいたらないものも含めて利用者の家族や職員（元職員含む）によるトラブルが生じることが考えられます（利用者を引き戻そうとする家族、施設に不満を持つ職員など）。

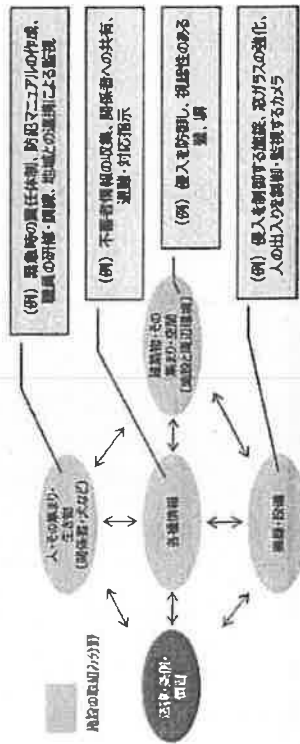
身近な生活犯罪	侵入窃盗 ・乗り物盗・車上狙い ・いたづら ・性犯罪・痴漢
凶悪な犯罪	侵入強盗 ・殺傷目的の押し込み
その他	・家族、職員（元職員）などのトラブル

<社会福祉施設等で想定される犯罪（例）>

（出典）社会福祉施設防犯対策の推進（2010年）財団法人、警察庁・インテグリス（東京）にて一部改題

防犯環境づくり

防犯のための環境（防犯環境）づくりに向けて、個々の施設では機器・設備の整備などのハード面のみでなく、不審者に関する情報の収集や人の教育、地域と連携した防犯などソフト面の対策が必要となります。また、自治体は防犯のためのまちづくりとして、法律・条例等の策定（含む補助金支援の制度整備）や防犯に関する情報提供を通じて、これらの施設の取り組みを支援することが求められます。



<防犯環境を実現する5つの分野>

（出典）社会福祉施設防犯対策の推進（2010年）財団法人、警察庁・インテグリス（東京）にて一部改題

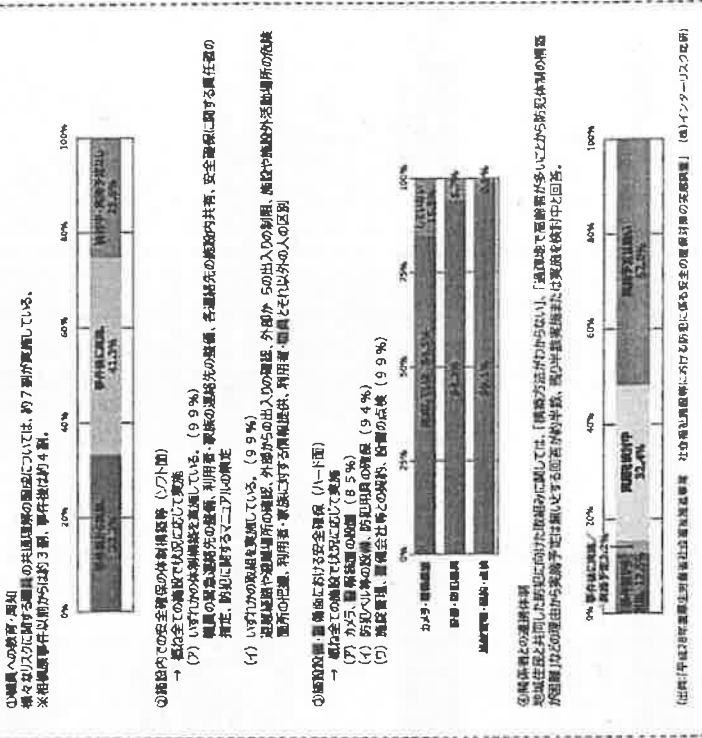
② 社会福祉施設等の防犯対策における実態と課題

防犯取り組みの実態

平成28年度に社会福祉施設等を対象として実施されたアンケート調査*では、全般的になんらかの防犯対策が取られていることが確認されましたが、地域の関係者との連携体制構築ではまだ取組みが進んでいないことが分かりました。今後、防犯対策をさらに促進するための施設内の取組みとともに、地域住民、地域組織、近隣の社会福祉施設等との情報共有の仕組み、警察など関係機関との連携などがさらに強化されることが期待されます。

*平成28年度民生児童福祉施設防犯対策調査 社会福祉施設等における防犯に関する実態調査（例）インテグリス（東京）

アンケート結果（概要）



1. 取組みの全体像

防犯と開かれた施設との両立

- これまで多くの社会福祉施設等では、地域の人々に施設と利用者を知らせてもらうため様々なイベントを開催したり、地域の行事に積極的に参加したりと「開かれた施設」を目指した取組みをしてきました。
- 施設が社会から孤立することで、施設の活動への理解・協力が得られなくなり、施設や利用者への偏見や敵意を生み出すおそれもあるからです。
- これについて、防犯強化が「開かれた施設」を阻害するのではないかと懸念する施設の方の声も聞かれます。
- しかしながら、防犯の強化は必ずしも「開かれた施設」を阻害するものでもありません。これを両立するためには、来訪者を妨げない範囲で防犯体制を強化することは可能であり、そのためにはハード面はもとより、日暮からの心づかいや、緊急時の対応の備えに向けた人づくりなどソフト面の対策強化が特に重要となります。
- 現在、厚生労働省は「地域共生社会」の実現に向けた地盤づくりを進めており、これは、地域住民が地域における課題を他人事としてではなく「我が事」ととらえて地域の福祉に貢献すること、また、地域の施設や様々な機関が自治体と連携・協力して、高齢者、障害者、児童などの分野が縦割りではなく、分け隔てなく「力」と「協働」を推進するまちづくりを目指すものです。

これらの考えによる取組みが浸透していけば、情報共有や協働などの地域連携を進めていくことが、地域の防犯力の強化、さらには、施設の防犯・安全確保の強化にもつながります。そのため、防犯対策という観点から、地域に開かれた施設を目指して取組みを進めていくことが極めて重要で、

コラム

防犯・安全確保の基盤となる地域力(地域共生社会の実現)の考え方

- 地域社会は、少子高齢・人口減少社会が進捗する中で、自治会・町内会の加入率は減少し続け、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の構力が弱弱になりつつあります。
- 「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する」としています。
- 日暮の活動を通じた関係づくりなど参加や協働の機会を増やしていく取組み、自立生活が可能となるような取組みを通じて、地域の中で自然的なセーフティネットを構築することができるとしています。
- 地域共生社会に向けた地域づくりを促進するための取組み
厚生労働省「地域力強化検討会」の「最終とりまとめ」は以下の取組みを提議しています。
- 他人事を「我が事」に感じていくような働きかけを行う取組
- 身近な地域で「顔合わせ」を「世帯ごと」「世帯ごと」「とりあえずの力ごと」を受け止める場
- 市町村域や広域での包括的な相談支援体制

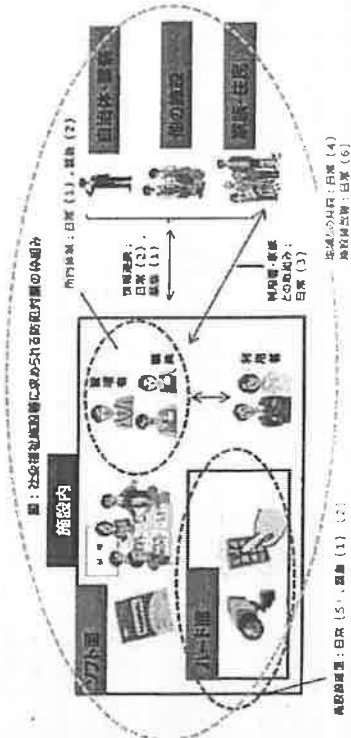
③社会福祉施設等の防犯に係る取組み

厚生労働省のガイドライン¹では、社会福祉施設等が防犯のために普段から行うこと、また緊急時に備えて行うことを示しています(詳細は参考資料3、41ページ参照)。本図ではこれらの項目を参考にしつつ、社会福祉施設等に必要となる防犯対策の具体的な事例を紹介いたします。

¹「社会福祉施設等における安全と安心の確保について(通知)」(平成28年9月)厚生労働省

社会福祉施設等に求められる防犯対策の枠組み

ソフト面	日常の対応 (普段から行うこと)	緊急時の対応 (いざというときに行うこと)
①一人ひとりの存在を知ってもらうために、④警備取組むことや、⑤警備や安全確保のための手前やルールを定めること)	①一人ひとりの存在を知ってもらうために取組むこと(及びその際の防犯体制) (4) 地域との共同による防犯意識の醸成 (6) 施設関係又は施設外活動における安全確保・通所活動における利用者の来所及び帰所時における安全確保 ※(6)は本図の事例面では省略 ②情報連携や安全確保のための手前やルールを決めること (1) 所内体制と関係機関との連携 (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携 (3) 施設等と利用者の関係の取組 (5) 施設等側における防犯に係る安全確保	(1) 不審者情報がある場合の通報体制や特定される危険等に関する警備体制 (2) 不審者が立ち入りした場合の通報・通報体制や職員等の協力体制、入所者等への避難誘導等
ハード面	(一人ひとりを守るために考えられる設備面の取組)	



2. ハンドブックの使い方

1 防犯取り組み事例

堤坝と規模の異なる様々な社会福祉施設の取り組み事例を掲載しました。保育園から高齢者施設まで、利用者が10人程度の小規模施設から、100人を超える大規模施設まで含まれています。

また平成28年9月の厚生労働省による「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を参考に所内体制と職員との連携や、地域との協同による防犯意識の醸成などテーマごとに取組み事例を記載しました。また、各事例紹介の最後には、「活用方法」として同取組みを皆さんの施設で利用される際のポイントを解説しています。

皆さんの施設の事情に共感する事例を参照し、活用していただければ幸いです。

2 防犯取り組みチェックリスト

施設で日常及び緊急時に行うべき防犯取組み・対応の一覧を示しています。各施設の防犯体制の現状を確認する場などにご利用ください。なお、本チェックリストはあくまで一例であり、施設の構造や規模によって取当しない事項なども含まれている場合があります。自身の施設に合わせて、独自のチェックリストを作成するなど、適宜ご活用いただければ幸いです。

3 不審者侵入への緊急対応フロー

不審者が施設に侵入した場合に、どのような判断を行い、その結果どのような行動をすべきかについて緊急対応フローで示しています。各施設の防犯体制の現状を確認する場合などにご利用ください。なお、本チェックリストはあくまで一例であり、施設の構造や規模によっては取当しない事項なども含まれている場合があります。自身の施設に合わせて、独自のフローを作成するなど、適宜ご活用いただければ幸いです。

4 継続的な改善の取組みを推奨

既に皆さん十分にご存知のことと思いますが、これらの防犯取組みの導入には資金などの面で様々な制約があり、理想的な防犯体制を短期間で構築するのは容易ではない場合もあるかと思いますが、しかし取組み事例には、防犯意識の導入だけではなく、不審者情報の共有や緊急時の役割の明確化など、比較的制約は少ないですが、大きな効果のあるものも含まれています。

まずは皆さんの施設の現状・規模、その他事情を踏まえて、中長期的な目標を立てながら、可能なところから実行していただければ幸いです。また、毎年実行した内容を振り返って、次年度の計画を立てるといった段階的な手続を踏んで、防犯取組み強化を推進されていくよう推奨いたします。

3. ご協力いただいた施設・自治体について

本ハンドブック作成にあたり、以下の施設・自治体の皆さまにご協力いただきました。

*以下本編での掲載順に記載させていただきます

施設	法人名・施設名 (所在地)	概要	ページ
児童	社会福祉法人西仁会 天草福祉センター 天草市 天草市児童福祉センター (熊本県天草市北町)	天草福祉センター：生活介護、施設入所支援（定員各50名） 有明町：生活介護、施設入所支援（定員各40名） 短期入所（定員3名） 天草児童センター：生活介護、施設入所支援（定員各60名） 就労継続支援A型（定員10名） 就労継続支援B型（定員40名） 共同生活援助事業（定員20名） 職員：116名（パート含む）	ケース1 ケース9
児童	特別支援活動法人おひさまの会 生活介護事業所おひさま (鹿児島県西郷町)	生活介護（定員：20名） 日中一時支援（定員：10名） 職員：4名、パート：7名	ケース2 ケース6
自治体	西尾市健康福祉部福祉課	-	ケース3
高齢	社会福祉法人アール・エス 特別養護老人ホームアール・エス 東郷老人ホーム東郷町 (千葉県船橋市)	グループホーム（入所：90名、ショートステイ：10名） 特別養護（52床） 職員：約60名（所員含む）	ケース4 ケース10 ケース13
自治体	長崎県福祉保健部福祉課	-	ケース5
自治体	長崎県福祉保健部福祉課	-	ケース5
児童	社会福祉法人児童福祉推進委員会 湘南ホームタウン (埼玉県守山市)	生活介護（定員：40名） 施設入所支援（定員：40名） 短期入所（福祉型定員：7名、看護型定員：2名） 職員：86名（パート含む）	ケース7
児童	社会福祉法人和川荘 (岡山県岡山県市)	約85の事業所・施設を運営 最大規模児童発達センター400床、職員400名程度 その他入所施設60～100床、職員は約40名	ケース8
高齢	社会福祉法人和生会 和生会 (愛知県岡崎市)	特別養護老人ホーム（入所：80名、ショートステイ：14名） ケアハウス（30名）、デイサービス（40名）、居宅介護支援 事業所、訪問介護、訪問看護、定時巡回型訪問介護防 障介護事業、有料老人ホーム、デイサービス（地域支援型）、 児童発達支援事業所 職員：165名	ケース12
児童	社会福祉法人たんぽぽ たちばな保育園 (徳島県徳島市)	認可保育園（定員：30名）	ケース14

健康福祉局障害福祉部 連絡先一覧（平成31年度）

【障害者支援課】

指定指導係 （指導担当）	電話	972-3967	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2578@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
指定指導係 （指定担当）	電話	972-3965	FAX	972-4149
	メールアドレス	a3965@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
認定支払係	電話	972-2639	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2639@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
施設事業係	電話	972-2560	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2560@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
就労支援の 推進等担当	電話	972-2584	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
推進係	電話	972-2558	FAX	972-4149
	メールアドレス	a2558@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

【障害企画課】

企画育成係	電話	972-2585	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
障害者差別解消・ 福祉都市推進担当	電話	972-2538	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2538@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
更生係	電話	972-2587	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2587@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
精神保健福祉係	電話	972-2532	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		
いのちの支援担当	電話	972-2283	FAX	951-3999
	メールアドレス	a2633@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp		

～メモ～

この冊子は古紙パルプを含む再生紙を使用しています。